国の施策・予算に関する
提案・要望書

アキタコアベースでの移住・交流イベント

能代港の洋上風力発電所

農業基盤整備と園芸メガ団地

田沢湖畔へのインバウンド

AKITA VISION

令和６年５月

秋　田　県

<< 目　次 >>

番号	提案・要望事項	頁
Ⅰ　総合的な少子化対策		1
1	総合的な少子化対策の充実と支援の強化について	2
Ⅱ　賃金水準の向上		7
1	賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について	8
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて	10
3	中小企業の事業承継・引継ぎ（Ｍ＆Ａ）支援施策の継続等について	14
Ⅲ　カーボンニュートラルへの挑戦		17
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進について（拡充）	18
2	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）	20
3	カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備について（新規）	24
Ⅳ　新たな時代に対応したデジタル化の推進		27
1	ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について	28
2	マイナンバー利用事務の拡大について	32
Ⅴ　地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		35
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	36
2	地方の税財政基盤の充実・強化について（拡充）	40
Ⅵ　時代の変化を見据えた成長産業の拡大		43
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について	44
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について	46
3	中小企業のワンストップ支援事業の継続について	48

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
Ⅶ	攻めの農林水産業の振興	51
1	食料安全保障の強化に向けた対策の充実について（拡充）	52
2	農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備事業等の予算確保について	54
3	みどりの食料システム戦略の推進について（拡充）	56
4	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	58
5	新規就農者と農業法人等の確保・育成について	60
6	農地集積・集約化の推進について（拡充）	62
7	水田フル活用の推進のための環境整備について	64
8	各種資材価格の高騰対策について	66
9	豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について	68
10	水産業の持続的な発展に向けた取組の推進について（拡充）	70
11	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	72
Ⅷ	観光・交流の活性化と交通基盤の整備	75
1	秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について	76
2	大館能代空港の３往復運航の継続に向けた支援について	78
3	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	80
4	ＪＲローカル線と第三セクター鉄道の維持・活性化に向けた支援について	84
5	持続可能な地域公共交通網の確立とライドシェアへの対応について（拡充）	85
6	アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について	86
7	インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について（拡充）	88
8	国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の早期実現と公園施設の整備促進について	90

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
Ⅸ	**人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり**	93
1	総合的な少子化対策への支援について	94
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	100
3	新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について	104
4	多様性に満ちた社会づくりの推進について	108
5	安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について	110
6	持続可能な下水道事業への支援について（拡充）	112
Ⅹ	**健康長寿・地域共生社会の実現**	115
1	国民健康保険事業費納付金の算定制度の変更等について（新規）	116
2	社会福祉施設等施設整備国庫補助金の予算確保について	117
3	公的病院に対する財政措置の拡充について	118
4	医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築等について（拡充）	120
Ⅺ	**新たな時代を拓く教育・人づくり**	123
1	幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について	124
2	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	126
3	生徒用１人１台端末の導入支援について	129
4	教員不足の対応について（新規）	130
5	部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備への支援について	132
6	私立学校施設災害復旧事業における専修学校及び各種学校への支援について（新規）	134
Ⅻ	**強靱な県土の実現と防災力強化**	135
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	136

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
2	災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について	138
3	県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について	140
4	山地災害防止対策と森林病害虫等防除対策の推進について	144
5	大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者支援の充実について（新規）	146
XIII	**安全・安心な生活環境の確保**	149
1	空き家対策への支援について	150
2	消費者行政の充実に向けた支援について	152
3	雪対策にかかる支援の充実について	154
4	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について	156
5	公衆衛生獣医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	158
6	無線警ら車・小型警ら車の増強等について	159
XIV	**ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進**	161
1	ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について（拡充）	162
2	八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について	166
3	海岸漂着物対策の推進について	168

Ⅰ　総合的な少子化対策

Ⅰ－１　総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

内閣府、こども家庭庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省、経済産業省

国内の２０２２年の出生数は統計開始以来、初めて８０万人を割り込み、当県においても過去最少の３千人台となるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められている。

こうした中、地方公共団体では、それぞれが少子化対策に取り組んでいるところであり、当県においても、少子化の大きな要因である若年女性の転出超過の抑制に向けて、若年女性の働く場の確保や魅力ある職場づくり、賃金水準の向上などに特に力点を置いて取り組み、結婚支援や子育て支援といった取組と併せて総合的に実施していくことにしている。

しかしながら、少子化の克服は、我が国の社会保障制度や経済活動に与える影響が大きい国家的に取り組むべき喫緊の課題であり、地方公共団体間の施策競争では根本的な解決にはならず、我が国全体の婚姻数と出生数の向上につながる真の少子化対策への取組が急務となっている。

一方、昨年６月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）」では、我が国は１４６か国中１２５位と先進国の中でも極めて低い水準にあり、女性の賃金は男性の約７割に留まるなど、女性の地位の向上も国家的課題となっている。多様性を受け入れる社会を実現しつつ、少子化を克服していくためには、家族のあり方の多様化や、結婚や出産に対する価値観の変化などへの対応も重要である。

国においては、昨年１２月に「こども未来戦略」が示されたところであるが、効果的な少子化対策を行うには、派遣労働者など非正規雇用者の正規雇用化や待遇改善に向けた取組、生産性向上やリスキリングへの支援などの充実・強化により賃金水準の向上を図るとともに、男女の労働待遇の平等化や女性の能力を発揮できる環境づくり、仕事と育児の両立支援、働き方改革など、男女共同参画社会の実現や女性の地位向上につながる社会システムのダイナミックな変革を図ることが必要である。その上で、地域や所得にかかわらず、安心して結婚・出産・子育てすることができ、全ての子どもが等しく子育て支援や教育、医療が受けられる制度の構築が求められている。

Ⅰ－１　総合的な少子化対策の充実と支援の強化について
（1）　婚姻数の増加に向けた賃金水準の向上及び結婚支援

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

【提案・要望の内容】

Ⅱ－１　賃上げ原資の確保等について　〈Ｐ８〉

（１）　原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

（２）　持続的な賃金水準の向上を図るため、生産性向上・コスト削減に資する設備投資や資金繰り支援など、中小企業に対する幅広く手厚い施策を機動的に講じること。

Ⅱ－２　地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて　〈Ｐ１０〉

（３）　雇用における地域間格差の是正を図るためにも、全国一律の最低賃金の実現に向けた更なる制度の見直しとともに、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。

（４）　最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる扶養控除や社会保険の加入要件のあり方など、制度の抜本的な見直しも併せて行うこと。

Ⅸ－３　雇用の質の向上について　〈Ｐ１０４〉

（５）　派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、キャリアアップ助成金の運用の弾力化を図るとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。

（６）　労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスキリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

Ⅸ－１　地域における結婚支援の充実について　〈Ｐ９４〉

（７）　「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。

（担当課室名　あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部地域産業振興課、雇用労働政策課）

Ⅰ－１　総合的な少子化対策の充実と支援の強化について
（2）　女性の活躍と働き方改革の推進

内閣府、総務省、厚生労働省

【提案・要望の内容】

Ⅸ-２　女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進について　〈Ｐ１００〉

（１）　女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用が不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力に推進すること。

（２）　「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
　また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。

（３）　女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

Ⅸ-３　働き方改革の推進について　〈Ｐ１０４〉

（４）　労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。

（５）　育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、「出生後休業支援給付」の支給日数の拡大や、「育児時短就業給付」の対象年齢の引上げなど、育児と仕事の両立に向けた支援制度の強化を図ること。

（６）　子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護等休暇の対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。

（７）　仕事と育児の両立を促進するため、短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢を拡大するほか、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。

（担当課室名　あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部雇用労働政策課）

Ⅰ－１　総合的な少子化対策の充実と支援の強化について
（3）　希望する出産、子育てができる環境づくり

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

【提案・要望の内容】

Ⅸ-１　安心して出産・子育てができる環境づくりのための経済的支援の充実について　〈Ｐ９４〉

（１）　幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、２歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
　また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。

（２）　「こども未来戦略」の「加速化プラン」において実施を予定している児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などについて、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図るとともに、地方の負担が増えないようにすること。

（３）　国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
　また、出産費用について、保険適用の導入の早期実現に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度となるよう検討すること。
　さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充実を図ること。

Ⅺ-１　幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について　〈Ｐ１２４〉

（４）　幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の配置基準の更なる見直しを早期に実現するとともに、継続的に処遇改善を図るなど、国の責任において人材確保等における実効性のある施策や財政措置を講じること。

（５）　人口減少地域における幼児教育・保育施設において、将来にわたり運営継続が可能となるよう、２０人未満の利用定員区分を新たに設定するなど、人口減少地域の実情に応じた公定価格の制度改正を行うとともに、地域の子育て支援の中核的役割や場を担えるよう多機能化を図るための施設整備への財政措置を講じること。

（６）　幼保小連携を積極的に進めるため、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解推進の役割を担う幼児教育アドバイザーの配置などに向けた財政措置を拡充すること。

（担当課室名　あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
健康福祉部健康づくり推進課国保医療室
教育庁幼保推進課、保健体育課）

Ⅱ　賃金水準の向上

Ⅱ－１　賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について

中小企業庁
公正取引委員会

【提案・要望の内容】

原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員１人当たりの製造品付加価値額は全国４４位となっています。労務費のほか、燃料費や原材料費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。

（２）　このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力に推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。

（３）　国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め､下請Ｇメンによる下請事業者へのヒアリングに基づく取引実態把握や、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導を行っているほか､「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところです。

しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県	製造品付加価値額（百万円）	従業員数（人）	1人当たり付加価値額	1人当たり付加価値額順位
全国計	106,614,034	7,714,495	13.82	
徳島県	990,318.0	47,660	20.78	1
山口県	1,977,516.0	97,789	20.22	2
茨城県	4,811,882.0	275,475	17.47	3
大分県	1,139,298.0	65,884	17.29	4
和歌山県	894,128.0	51,741	17.28	5
滋賀県	2,865,460.0	167,923	17.06	6
京都府	2,479,839.0	146,514	16.93	7
三重県	3,334,435.0	204,601	16.30	8
千葉県	3,322,695.0	208,423	15.94	9
山梨県	1,163,490.0	73,853	15.75	10
愛知県	13,168,963.0	847,082	15.55	11
兵庫県	5,442,362.0	358,515	15.18	12
神奈川県	5,409,427.0	358,626	15.08	13
愛媛県	1,207,899.0	81,438	14.83	14
広島県	3,101,895.0	212,956	14.57	15
静岡県	5,871,672.0	404,241	14.53	16
栃木県	2,798,582.0	200,176	13.98	17
大阪府	6,170,681.0	447,022	13.80	18
岡山県	2,068,687.0	150,020	13.79	19
群馬県	2,911,867.0	218,619	13.32	20
埼玉県	5,172,903.0	389,587	13.28	21
熊本県	1,209,426.0	93,368	12.95	22
宮城県	1,429,407.0	116,223	12.30	23
福島県	1,861,338.0	155,061	12.00	24
福岡県	2,742,279.0	229,024	11.97	25
長崎県	634,086.0	53,990	11.74	26
長野県	2,382,773.0	203,820	11.69	27
東京都	3,128,071.0	268,401	11.65	28
富山県	1,438,029.0	124,298	11.57	29
宮崎県	626,278.0	54,637	11.46	30
山形県	1,117,674.0	98,272	11.37	31
奈良県	674,247.0	59,633	11.31	32
佐賀県	699,139.0	62,495	11.19	33
香川県	805,641.0	72,212	11.16	34
北海道	1,813,105.0	165,004	10.99	35
新潟県	1,965,103.0	179,502	10.95	36
岐阜県	2,220,341.0	203,743	10.90	37
福井県	795,008.0	74,648	10.65	38
島根県	433,094.0	42,027	10.31	39
鹿児島県	746,735.0	72,571	10.29	40
石川県	1,003,185.0	97,819	10.26	41
青森県	539,336.0	55,145	9.78	42
岩手県	827,836.0	85,720	9.66	43
秋田県	**570,595.0**	**60,648**	**9.41**	**44**
鳥取県	281,822.0	30,974	9.10	45
高知県	199,808.0	23,949	8.34	46
沖縄県	165,682.0	23,166	7.15	47

注：付加価値額について従業者29人以下は粗付加価値額である。

（出典：2022年経済構造実態調査より）

（担当課室名　産業労働部地域産業振興課）

Ⅱ－２　地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

（１）　雇用における地域間格差の是正を図るためにも、全国一律の最低賃金の実現に向けた更なる制度の見直しとともに、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。

（２）　最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる扶養控除や社会保険の加入要件のあり方など、制度の抜本的な見直しも併せて行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因であるほか、女性や若者などの人材流出にもつながっています。

　また、急激な円安のほか、長引く原油価格・物価高騰等が、県民生活にも大きく影響を及ぼしており、物価上昇分を加味した賃金の引き上げは必要不可欠です。

（２）　当県では、「新秋田元気創造プラン」において、賃金水準の向上を「選択・集中プロジェクト」に位置づけ、労働生産性や県内就業率の向上により１人当たり県民所得を押し上げることで、東京圏等との賃金水準格差の縮小を図ることにしています。

（３）　最低賃金の全国加重平均は１，０００円を超え、政府は２０３０年代半ばまでに１，５００円へ引き上げることを掲げていますが、依然として都市部と地方の最低賃金の格差は解消していないことから、全国一律の最低賃金の実現に向けて、制度の更なる見直しを行う必要があります。

（４）　最低賃金の引き上げに取り組む中小企業を支援するため、「業務改善助成金」の支給要件が緩和されたところですが、賃上げしやすい環境づくりを進めるため、生産性の向上や経営の安定化に向けた支援制度の更なる強化も併せて行う必要があります。

（５）　いわゆる「年収の壁」の解消に向けて、国では「年収の壁・支援強化パッケージ」をスタートさせましたが、時限的な措置であることから、最低賃金の引き上げを世帯収入の増加につなげるためには、所得税の扶養控除や社会保険の加入要件のあり方など、制度の抜本的な見直しが必要です。

【参考資料】

１　１時間当たり所定内給与額の比較

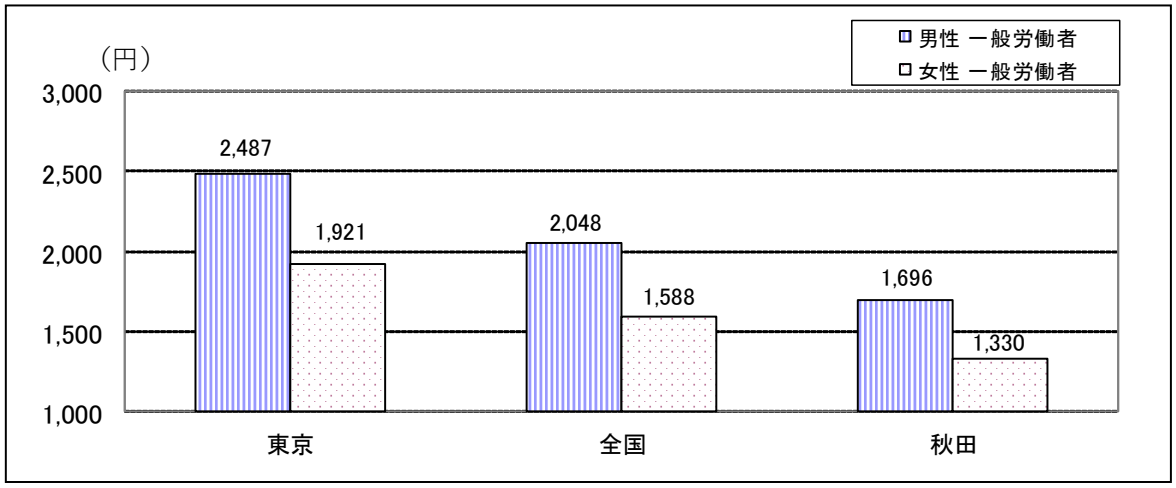

（出典：厚生労働省「令和４年賃金構造基本統計調査」）

２　最低賃金の推移

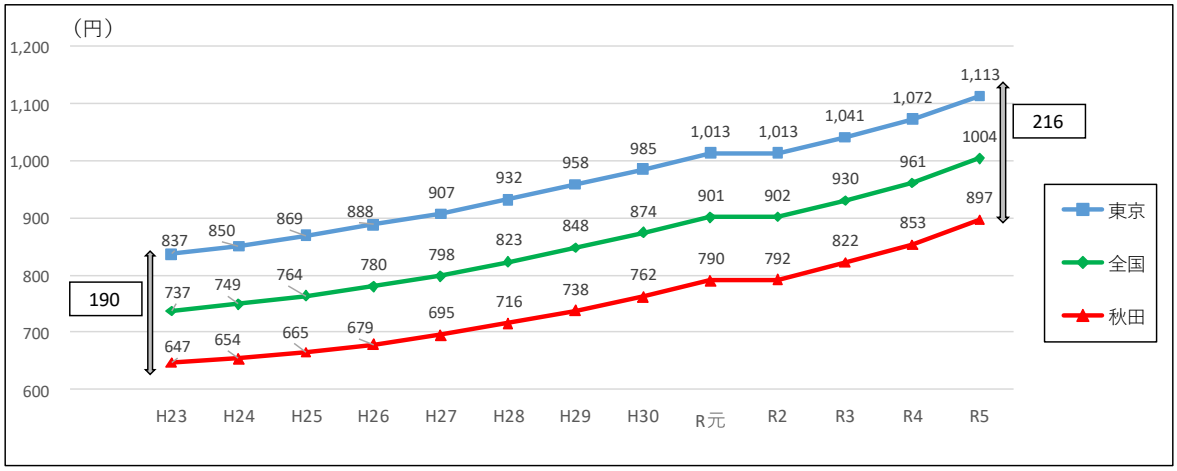

（出典：厚生労働省資料より作成）

３　地域別最低賃金の決定方法及び問題点

・地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会からの目安額を参考に、地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の３要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定している。

・最低賃金の格差是正に向けて、各都道府県に適用される目安のランクの見直しが行われているが、依然としてランクにより目安額に差が生じていることから、地域間の格差解消につながっていない。

４　最低賃金改定に伴う問題点

・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、所得税の非課税等の限度内に収入を抑えるため就業時間を調整するなど、時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著に見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

（担当課室名　産業労働部雇用労働政策課）

Ⅱ－３　中小企業の事業承継・引継ぎ（Ｍ＆Ａ）支援施策の継続等について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

（１）　経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継・引継ぎ（Ｍ＆Ａ）が円滑に行われるよう、「中小企業活性化･事業承継総合支援事業」において実施する「事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継･引継ぎ（Ｍ＆Ａ）支援」を今後も継続すること。

（２）　また、円滑な事業承継やＭ＆Ａの活用により、企業規模の拡大や雇用を維持していくことで貴重な経営資源の散逸を回避できることから、「中小企業生産性革命推進事業」において実施する事業承継･引継ぎ補助金を今後も継続するとともに、事業承継・引継ぎ支援センターを通じて活用を促進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継・引継ぎ（Ｍ＆Ａ）を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。

（２）　当県ではこれまで、商工団体、金融機関などの支援機関をメンバーとした事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や、事業承継サポート推進員の企業訪問による掘り起こしとともに、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携により、事業承継・引継ぎ（Ｍ＆Ａ）が円滑に行われるよう支援してきました。

（３）　今年度も、事業承継・引継ぎ支援センターを中心に、地域企業の事業承継・引継ぎ（Ｍ＆Ａ）の推進を図ることにしていますが、経営者の高齢化が深刻な県内中小企業の円滑な事業承継に、中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。

【参考資料】

当県の事業承継の状況

（１）後継者不在率（出典：帝国データバンク R5.12）
秋田県　　７０．０％　　全国ワースト2位　[R4.12 ワースト3位]
全　国　　４８．７％

（２）社長の平均年齢（出典：帝国データバンク R4.12）
秋田県　　６２．４歳　　全国高齢１位　　[R4.3　１位]
全　国　　６０．４歳

（担当課室名　産業労働部産業政策課）

Ⅲ　カーボンニュートラルへの挑戦

Ⅲ-１　カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進について（拡充）

農林水産省大臣官房、林野庁

【提案・要望の内容】

（１）　森林資源の循環利用による林業成長産業化の推進と、カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「森林整備事業」及び「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」の予算を十分に確保すること。

（２）　素材生産や再造林の拡大に対応するため、ＩＣＴ等を活用した生産管理の効率化や、低コスト造林や下刈り作業の省力化など、スマート林業の普及拡大を促進すること。

（３）　今後の森林施業を担う新規就業者の確保や、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材の育成に向け、「森林・林業担い手育成対策」の予算を十分に確保するとともに、林業経営体による外国人材の受入体制の整備への支援を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、２０５０年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、県政の運営指針である「新秋田元気創造プラン」において、森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を目指しています。

（２）　適切な森林整備は、CO_2吸収機能向上や花粉発生源対策、さらには、地域経済の活性化や雇用の創出につながるため、間伐や主伐後の再造林、林道整備等の公共事業予算の確保が必要です。

（３）　大型製材工場の稼働に伴う原木需要の増加に対応するため、高性能林業機械の導入や路網整備、ＩＣＴ等を活用した生産管理の効率化を推進し、生産基盤の強化を図る必要があります。

（４）　また、主伐の増加に伴う再造林を更に推進するため、低コスト造林や植栽・下刈りの機械化による作業の省力化を進めることが重要です。

（５）　平成２７年度に開講した秋田林業大学校では、デジタル技術を活用した実習など、今後の林業を見据えた最先端の実践的研修を実施していますが、林業への就業を希望する若者の経済的負担を軽減し、安心して質の高い研修を受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金」による支援が必要です。

（６）　特定技能制度の対象分野の拡充による、林業における外国人材の長期的な就労に向け、監理団体の設置や林業経営体等への受入体制の整備にかかる支援が必要です。

【参考資料】

１　再造林の実績と目標

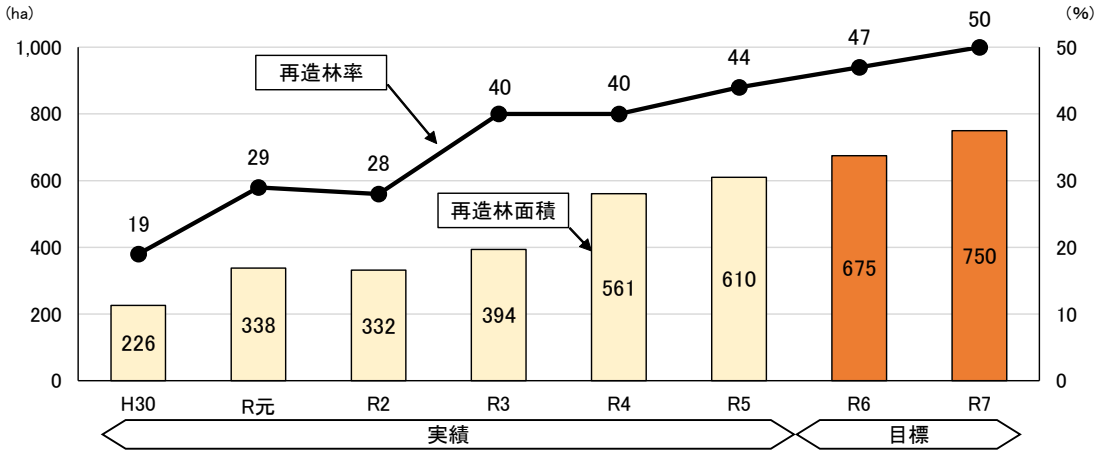

２　年代別林業従事者数

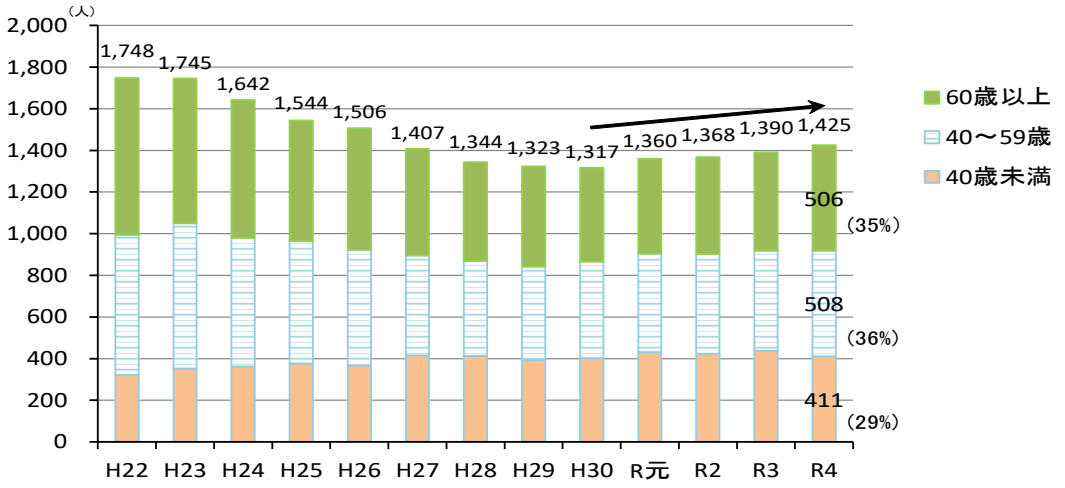

（担当課室名　農林水産部林業木材産業課、森林資源造成課、森林環境保全課）

Ⅲ-２　再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）

内閣府総合海洋政策推進事務局
経済産業省大臣官房
資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

（１）　洋上風力発電の導入を促進するため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく促進区域の拡大に向け、都道府県から提供される候補海域の情報を踏まえ、「有望な区域」としての整理を速やかに行うこと。

（２）　国内有数の風力発電適地である当県において、浮体式の実証に取り組むとともに、関連企業の立地や実証への地元企業の参画を促進するなど、基地港湾を中心とした洋上風力発電関連産業のサプライチェーンの構築を図ること。

（３）　地域活性化やエネルギー利用の効率化等に資する再生可能エネルギーの地産地消に向けて、卒ＦＩＴ電源の活用促進や、ＦＩＰ制度の対象拡大・移行促進に取り組むなど、再生可能エネルギーの利用を希望する事業者に優先的に供給できる環境の整備を図るとともに、地域新電力の設立など再生可能エネルギー発電事業者が地域で発電した電力の一定量を地域内に供給するために行う取組を促進すること。
　また、民間企業等が行う再生可能エネルギーを活用した自家発電設備の導入に対する支援の充実を図ること。

（４）　発電量の大幅な増加に伴う大消費地への送電を視野に、風力発電を電源立地地域対策交付金の交付対象に加えること。

（５）　洋上風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入に関する住民の理解が深まるよう、再エネ海域利用法第４条第３項の規定に基づく広報活動その他の普及啓発に関する取組の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が令和２年１２月に示した「洋上風力産業ビジョン（第１次）」（以下「ビジョン」という。）は、洋上風力発電について、２０４０年までに浮体式を含む３，０００万

ｋＷ～４,５００万ｋＷの案件の形成を目標として掲げています。
その達成に向けて、洋上風力発電の案件の形成を更に加速するためには、候補海域に関する情報提供を行う都道府県の意向を尊重しながら、「有望な区域」として整理するための所要の手続を速やかに進め、早期の促進区域化を図る必要があるものと考えます。

（２）　ビジョンに掲げる目標の達成に向けた取組の一環として、現在、当県沖を含む全国４海域を実施候補区域として、グリーンイノベーション基金による浮体式実証事業の公募手続が進められています。
港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）である秋田港及び能代港を擁する当県は、両港湾内において、国内初となる本格的な洋上風力発電所が稼働しているほか、再エネ海域利用法に基づき、４海域において大規模な洋上風力発電の導入が進められているなど、浮体式の実証区域として適しているほか、ビジョンで示されている「競争力のあるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の集積について国内有数の適地であると考えます。

（３）　平成２４年度のＦＩＴ制度の開始から１２年が経過し、今後、卒ＦＩＴ電源の増加が見込まれることから、その継続的な活用が課題となっています。
また、令和４年度から開始されたＦＩＰ制度では、発電事業者と小売電気事業者による相対契約が可能となりましたが、特に再エネ海域利用法に基づき洋上風力発電を行う事業者は、地域共生策として、発電した電力をＦＩＰにより直接地域に供給する取組が求められています。
さらに、炭素国境調整措置の導入が欧米で検討されているほか、国内でもサプライヤーに脱炭素に関する情報開示を求める大企業が増加するなど、「２０５０年カーボンニュートラル」の実現に向けたCO_2フリー電力の活用への動きが世界的に加速しています。

（４）　再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題の一つである送電容量の確保については、国において、海底直流送電網の構築に向けた取組が進められており、今後、洋上風力発電の導入拡大と送電網の整備に伴い、大消費地への送電の増加が見込まれることから、火力発電等と同様に、風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象とすべきと考えます。

（５）　再生可能エネルギーの導入に関して、景観・騒音等による生活環境への影響、地域経済へのメリットの有無等に関する懸念が一部の住民にあることから、長期的、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電を実現するためには、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する再生可能エネルギー発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があると考えます。

【参考資料】

秋田県における洋上風力発電の状況（令和6年3月末現在）

（担当課室名　産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、建設部港湾空港課）

Ⅲ-３　カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備について（新規）

経済産業省大臣官房、産業技術環境局
資源エネルギー庁
環境省地球環境局

【提案・要望の内容】

（１）　全国に先駆けて大規模洋上風力発電の事業化が進む当県において、洋上風力発電事業者による水素サプライチェーンの構築に向けた取組を後押しするとともに、当県沖において実施されるＣＣＳ事業を生かしたメタネーションの推進を見据えながら、水素供給の拠点化に取り組むこと。

（２）　再生可能エネルギーの主力電源化を見据え、石油製品の適切な備蓄に加え、秋田国家石油備蓄基地のタンクにおける水素貯蔵の可能性について検討すること。

（３）　浮体式を含む洋上風力発電の導入や、当県での揚陸が検討されている海底直流送電線の敷設、当県沖におけるＣＣＳ事業等の円滑化を図るため、関係漁業者の負担軽減や、海域及び港湾の利用に関する事業者間等の調整について、国が主体的に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題になっています。

　このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証が進められています。

　当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、当県沖の海域を利用する洋上風力発電事業者による水素社会の実現に向けた取組の実施が期待されているほか、今般、CO_2の貯留に適した地層が卓越している当県沖を貯留エリアに含む民間事業の取組が国の先進的ＣＣＳ事業に採択されるなど、水素とCO_2からメタンを合成するメタネーションを効果的に行うための条件が整っています。

（２）　水素サプライチェーンの構築に向け、製造した水素の大量貯蔵が課題となっていることから、化石燃料から水素エネルギーへの転換の加速化を見据え、秋田国家石油備蓄基地のタンクの有効活用等について検討していく必要があると考えます。

（３）　当県では、今年度から、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき事業化が進められている４海域よりも沖合の海域への着床式・浮体式の導入に向けた調査・検討に着手しています。

こうした海域は、当県以外の漁業者も利用している可能性があり、その特定や所要の調整を都道府県が行うことは煩雑かつ非効率であるほか、特に浮体式は、その構造上、漁業者が操業できない海面下の占有面積が着床式よりも拡大することから、漁業への支障を懸念する声が高まりつつあります。

また、洋上風力発電設備の建設や先進的ＣＣＳ事業におけるパイプラインの設置など、当県の海域における複数事業の本格化に伴い、海域や港湾の利用について、関係事業者間の所要の調整を図る必要があります。

（担当課室名　産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、
生活環境部温暖化対策課、
農林水産部水産漁港課、建設部港湾空港課）

Ⅳ　新たな時代に対応したデジタル化の推進

Ⅳ-１　ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について

内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、総合通信基盤局
経済産業省商務情報政策局

【提案・要望の内容】

（１）　ＤＸの基礎となる５Ｇなどの無線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とし、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。

（２）　地方行政のデジタル化を推進するため、基幹業務システムのみならず、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするとともに、当該システムの統合・見直しについて、十分な予算を確保し継続的に支援すること。

（３）　先進技術を活用してＤＸを推進する人材の確保・育成に向けた取組について、財政的支援を行うこと。

（４）　中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。

（５）　人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近なところで、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境の整備を加速するとともに、当県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に向けた取組について、財政的支援を行うこと。

（６）　複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化に向けた技術的・財政的支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、「秋田県ＤＸ推進計画」において、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、行政、産業、くらしの各分野を施策の柱とし、これらを支える環境基盤の整備を図りながら、官民一体となってデジタル化やＤＸを推進することにしています。

国では、昨年１２月に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、引き続きデジタル基盤の整備を地域のニーズに即してスピード感を持って推進することにしており、光ファイバ等の有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とするなど地方のデジタル基盤の整備が進められているところですが、５Ｇなどの無線ブロードバンドサービスは不採算地域では民間事業者による整備が進んでいない地域が存在しており、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、５Ｇなどの無線ブロードバンドサービス整備の遅れが懸念されます。

（２）　地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体共通の財務や決算統計、予算編成等の内部管理事務に関するシステムについて、統合やクラウドへの移行などに取り組んでいく必要がありますが、各都道府県が個別に行うことは非効率であることから、標準化を図る必要があります。

（３）　デジタル技術やデータ分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してＤＸを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まっています。

デジタル人材は首都圏等の大都市圏に集中する傾向があることから、当県では、新規学卒者やＡターン求職者を対象としたマッチングや、センシング技術等を活用したソリューションを自社で内製化するための実践研修など、デジタル人材の確保・育成対策を一層充実させていく必要があります。

（４）　県内には、費用負担や人材不足等の課題により、デジタル技術の導入が進んでいない企業もあることから、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を活用し、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、製造業や商業・サービス業など様々な分野において、ＡＩやＶＲ等の先進技術や多様なデータの活用を積極的に進め、産業の活性化や地域課題の解決につながる先進事例を創出し、横展開を行うなど、生産性の向

上と競争力の強化を図っていく必要があります。

（５）　全国的に最も高齢化が進んでいる当県では、デジタル機器に不慣れな方が多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作体験会の開催や、地域で寄り添いながら支援するデジタル活用サポーターの育成に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者のデジタル機器に対する苦手意識や取組の周知不足のため、参加状況が思わしくなく、取組が計画どおりに進んでいないことから、国や市町村、民間事業者等と連携し、早急に推進していく必要があります。

（６）　中小企業や病院等へのランサムウエアによるサイバー攻撃を受ける事案が多数発生するなど、情報セキュリティに関する危機管理の重要性は高まっています。

当県では、東北各県や新潟県等と共同で情報セキュリティクラウドを運用するなど、セキュリティ対策を強化していますが、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、最新の環境を整備していく必要があります。

特に、中小企業等においては、危機管理意識に温度差があることに加え、コストやノウハウの不足から、セキュリティ対策の遅れが懸念されます。

（担当課室名　企画振興部デジタル政策推進課、
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室）

Ⅳ-２　マイナンバー利用事務の拡大について

デジタル庁
総務省大臣官房、自治行政局、自治税務局
国土交通省総合政策局、物流・自動車局

【提案・要望の内容】

（１）　マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国においては、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築すること。

（２）　納税者の利便性向上と行政の効率化のため、マイナンバーと自動車登録ファイルを紐づけて住所変更情報を課税事務に反映できるようにするなど、マイナンバー制度を活用して行う地方税の事務を拡大すること。

（３）　国が地方公共団体向けに提供しているマイナポータル上の電子申請サービス（ぴったりサービス）において、都道府県のマイナンバー利用事務が活用できるよう早急に対応すること。

（４）　都道府県がぴったりサービスにより審査事務をデジタル化して行う際に、必要となるシステムの構築や導入に要する経費に対して、財政支援を行うこと。

（５）　支給要件の適合確認のために世帯総所得金額等の審査の前段で行う世帯構成員の確認について、マイナンバー情報提供ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムを連携させ、容易に照合できるようにすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、その信頼性の確保は極めて重要ですが、マイナンバーカードを活用した証明書交付サ

ービスにおける誤交付、マイナンバーと健康保険証や公金受取口座の紐づけにおける誤登録といった、国民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねない事案が発生しているため、安定的なシステムの運用と、国民の信頼回復に向けた対応を講じる必要があります。

（２）　当県では、毎年、自動車税の納税通知書の返戻処理を２，５００件程度行っており、その都度職員が住民基本台帳ネットワークシステムで新しい住所等を調査した上で納税通知書の再発送を行っています。

住所の変更を行った際に、当該変更情報が自動車登録ファイルに連携されるよう環境整備が必要です。

また、地方税関係の納税通知や督促等について、地方税法の規定により文書の発送が必要になっています。

今後は、マイナンバー制度を活用して例えば納税通知書はマイナポータルに通知されるような仕組みを構築するなど、地方税の処分通知等について電子的送付ができるようデジタル化を加速化させることが必要です。

（３）　ぴったりサービスは、市区町村の手続から対応が進められていますが、住民の利便性向上と行政運営の効率化のためには、現在、書面による手続が行われている特別支援学校就学奨励費の支給など都道府県のマイナンバー利用事務に対しても、早急な対応が必要です。

（４）　ぴったりサービスの活用によりデジタル処理をしていくためには、システム標準仕様の情報提供といった現行の技術的支援に加え、システムの構築や導入に要する経費に対する財政支援が必要です。

（５）　ぴったりサービスを活用できるようになった場合でも、世帯構成員の確認について、マイナンバー情報提供ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムの両方の操作が必要になっている現状のままでは効率化が図られないことから、改善が必要です。

（６）　なお、ぴったりサービスの活用が可能になるまでの間においても、マイナンバー利用事務の拡充が想定されるため、システムの構築や導入に要する経費に対して財政支援が必要です。

（担当課室名　企画振興部デジタル政策推進課、総務部税務課）

Ⅴ　地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

Ⅴ－１　地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部、
デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まっていたものの、コロナ禍からの正常化に伴い、近年は再び東京圏への一極集中が加速し、更なる人口減少が危惧されているところである。

このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国がリーダーシップを執って、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しして、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

《地方創生の取組への支援等》

（１）　若者の県内定着・回帰や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、引き続き十分な予算額を確保すること。

また、交付金を活用した事業における対象経費の制約等の見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方への人の流れの拡大》

（２）　リモートワークやワーケーションなど、多様な働き方の普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

また、地方への新たな人の流れの創出及び地域力の維持・強化にかかる担い手の確保を促進するため、都道府県が独自に行う地域おこし協力隊の活動の充実や定住・定着に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

《移住支援金の対象要件の緩和等》

（３）　東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）」による「移住支援金」について、支給対象者の居住・通勤要件及び就業先企業要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏からの距離や移動経費に応じて支給額を加算するなど、東京一極集中の是正に、より効果的な制度とすること。

　また、令和６年度新設の地方就職学生支援事業については、学生にとって利便性の高い制度とするとともに、令和７年度拡充予定の移転費支援については、学生への早期の周知を図ること。

《ポストコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

（４）　地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を発揮しながら、ポストコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

　また、国においてはデジタル人材育成のため、東京２３区の大学定員の規制においてデジタル人材を育成する情報系学部・学科等に限り緩和することとされたが、こうした動きはまさに東京一極集中の是正に逆行するものであり、地方において高度デジタル人材の育成ができる環境整備を一層推進すること。

《地域の活力を維持するための地方行政のデジタル化、地方公共団体間の協働・連携の取組の支援》

（５）　人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするなど地方行政のデジタル化、県と市町村間あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な財政支援等を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　「デジタル田園都市国家構想交付金」は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画等に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

　また、同交付金については、移住交流イベントや移住体験ツアーにかかる参加者の交通費への助成や販促物の製作に要する経費などが、個人への給付に当たるとして対象外とされていますが、これらは事業と密接に関連した経費であり、集客・宣伝などの事業効果に影響を与えるものでもあるため、対象経費として認めるなど、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

（２）　当県では、コロナ禍を契機としたリモートワークやワーケーションなどの多様な働き方の普及を地方への人の流れを拡大する好機と捉え、人材誘致という視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するＰＲ活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する誘致活動を展開していますが、こうした取組を集中的に展開するため、従業員の移住関連経費等を「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）」の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、地域おこし協力隊の受入れや定着支援は重要な方策であると考えます。

当県では、地域おこし協力隊の活動の充実や、定住・定着を図るため、市町村を越えた広域的な枠組を活かし、隊員ＯＢ・ＯＧとの連携により、現役隊員向けの研修・交流会や相談サポートを独自に実施していますが、こうした取組を継続して行うため、特別交付税措置の対象とするなどの財政支援が必要です。

（３）　「移住支援金」については、対象となる移住者・法人にかかる要件が厳しいため、その支給実績は増加傾向にあるものの、令和６年３月末時点で６８世帯にとどまっている状況です。

これまで、令和元年度には支給対象者の居住・通勤要件や就業先企業要件の緩和などの一部改正が行われ、令和３年度からは、それまでの業務を引き続きテレワークで行う移住や、市町村が関係人口として認める移住などに対象が拡大されましたが、居住・通勤要件については、直近１年以上連続かつ通算５年以上の東京２３区への在住又は通勤が要件とされているなど、いまだ緩和が不十分であり、就業先企業要件についても、みなし大企業が除外されていること等により、地域経済牽引の中核となる企業規模が大きい誘致企業が対象外となるケースがあるなど、要件の更なる見直しが必要です。

また、総務省が公表した２０２３年の人口移動報告によると、東京圏への「転入超過」がコロナ禍以前の水準に近づくなど、東京一極集中が再び加速しています。

移住支援金は、移住に要する平均的な費用を想定して支給額が定められているとされていますが、当県については、東京圏近郊エリアと比較して、距離等により、移住に必要な経費がかかり増しになることから、そのような地域には増額をするなどして、移住へのインセンティブを更に高めていく必要があります。

さらに、学生の地方移住を促進するためには、令和６年度新設の「地方就職学生支援事業」において、勤務地が確定した後の申請を可能とすることや、５年以内に転入市町村から転出した場合においても、県内に継続して在住する場合は返還を免除することなどの要件の緩和が必要であるとともに、令和７年度拡充予定の移転費への支援の詳細について、学生への早期の周知が必要です。

（４）　近年、当県内の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施されています。

地方大学が、ポストコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公私立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

また、国では、令和６年度から、デジタル人材に限り、東京２３区における大学定員の規制を緩和することにしており、東京一極集中に拍車をかける懸念があります。

近年、当県内の大学においては、情報工学やデータサイエンス等の教育の充実を図っているほか、ＩＣＴ・データサイエンスを専門的に学ぶ新学部の開設を目指すなど、デジタル人材の育成に向けた取組を強化しており、高度なデジタル人材を育成できる環境整備の一層の推進が必要です。

（５）　全国最速のペースで人口が減少している当県において、今後とも行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、地方行政のデジタル化、県と市町村間あるいは市町村同士が協働・連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

昨年度開催した外部有識者会議からも「デジタル技術の活用」や「市町村との一体的な連携」等について、実施可能なものから速やかに着手するよう提言をいただき、中長期的な視点で具体的な取組を進めています。

地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体共通の財務や決算統計、予算編成等の内部管理事務に関するシステムについて、統合やクラウドへの移行などに取り組んでいく必要がありますが、各都道府県が個別に行うことは非効率であることから、国において標準化を図る必要があります。

また、当県では、「秋田県・市町村協働政策会議」等において、県と市町村の共通課題の克服に向けて協議を進めており、昨年１１月には、県・市町村・民間企業の共同出資により、全県域で生活排水処理事業の事務の補完と技術の継承を担う広域補完組織を全国で初めて設立し、本年４月からサービスの提供を開始したところであり、こうした取組を一層推進していくためには、国の支援が必要です。

（担当課室名　あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、
移住・定住促進課
総務部行政経営課、企画振興部市町村課、デジタル政策推進課）

Ⅴ－２　地方の税財政基盤の充実・強化について（拡充）

総務省自治財政局、自治税務局
財務省主計局

【提案・要望の内容】

（１）　令和７年度の地方財政計画の策定に当たっては、住民に身近な行政サービスを安定的・持続的に提供した上で、地域の実情に応じた取組を進めていくことができるよう、一般財源総額を確保すること。

特に、全国的な賃上げの動きに対応して、今後も地方公務員給与の引き上げが想定されるため、必要となる人件費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を増額すること。

（２）　「こども・子育て支援加速化プラン」により、国が全国一律で行う施策については、地方公共団体の財政力に応じて、地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じること。

また、地方が地域の実情に応じてきめ細かに取り組む少子化対策について、各団体の創意工夫が活かせるよう、地方財源を確実に確保すること。

（３）　地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。

また、「デジタル田園都市国家構想事業費」及び「地域社会再生事業費」について、条件不利地域の実情を踏まえた現在の算定方法及び算定額を維持すること。

（４）　東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、電気・ガス供給業に対する収入金額課税制度については、地方税収を安定的に確保する等の観点から、これを堅持すること。

（５）　公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業期間の延長を行うほか、公用施設への対

象の拡大を図るなど、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　地方公共団体が、人口減少対策はもとより、賃金水準の向上やＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、脱炭素社会の実現、国土強靱化のための防災・減災対策などの重要課題に責任を持って取り組み、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に提供していくためには、地方交付税をはじめとして、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。

　また、当県においても賃上げの動きに対応して人事委員会勧告がなされており、今後も職員給与の引き上げが想定されます。地方公務員給与は地域経済にとっても重要であるため、人件費の財源確保が必要です。

（２）　国内の２０２２年の出生数は統計開始以来、初めて８０万人を割り込み、当県においても過去最少の３千人台となるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められています。

　当県では、少子化の大きな要因である若者の転出超過の抑制に向けて、企業と連携した新たな奨学金返還助成制度を創設したところですが、ピーク時には約１．１億円の一般財源負担が見込まれています。

　また、子どもの医療費助成について、本年８月より、中学生から高校生までの対象の拡大と所得制限の撤廃を行うことにしており、約１０億円（前年度比約７千万円増）の一般財源負担が見込まれます。

　このほか、大卒者等が専門知識を活かして活躍できる環境の整備や女性の就業に向けたサポートの充実、結婚支援など総合的に実施しています。

　少子化の克服に向けては、国が全国一律に行う施策と地方が創意工夫を活かして行う施策が組み合わさることで効果的なものとなりますので、必要な地方財源を確実に確保することが必要です。

（３）　広大な県土を有する一方、経済・財政基盤が脆弱で、人口の急減が大きな課題になっている当県にとっては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響することから、地方交付税総額の確保はもとより、地方公共団体間の財政力格差解消のための財源調整機能の維持・充実も重要です。

　こうした地方の声を受けて、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社会再生事業費」が地方財政計画に計上されていますが、地方創生

や地域社会の維持・再生のためには息の長い取組が必要であり、また、デジタルインフラの整備における都市と地方の格差などにより、地域におけるデジタル化の推進にも一定の期間を要することから、これらの費用の算定においては、条件不利地域に対する継続的な措置が必要です。

（４）　今後、確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、東京一極集中の状況や地域間の財政力の格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早急に構築することが必要です。

また、収入金額課税制度については、受益に応じた課税制度として定着しているほか、当県における法人事業税収の１割強に上るなど、地方にとって安定的な財源になっていることから、今後ともこれらの制度の堅持が必要です。

（５）　全国に先駆けて人口減少が進んでいる状況に対応するため、昨年度開催した「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」（座長：辻琢也　国立大学法人一橋大学大学院法学研究科　教授）の提言を踏まえ、今後、公共施設等の集約化・複合化などを進めていくことにしています。

早急に議論を進めていくことにしていますが、地域の理解を得るには一定の時間を要することから、令和８年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長による安定した支援制度が必要であるほか、地方機関の抜本的な見直しに対応するため、対象を公用施設へ拡充することも必要です。

（担当課室名　総務部財政課、行政経営課、税務課）

Ⅵ　時代の変化を見据えた成長産業の拡大

Ⅵ-１　環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、港湾局

【提案・要望の内容】

（１）　基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう配慮するとともに、今後、新たな洋上風力発電事業の進展に伴い、風車の大型化等が想定されるため、港湾機能の更なる強化について検討すること。
　また、本県沖の洋上風力発電事業の迅速化・効率化を図るため、船川港の活用に向けた港湾計画変更にかかる技術的助言を行うことに加え、同計画変更に伴う施設整備に必要な予算を確保すること。

（２）　秋田港及び能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、国直轄事業である防波堤の整備等を促進すること。

（３）　秋田港、船川港及び能代港における施設改良や維持管理に必要な予算を確保し支援すること。

（４）　洋上風力発電の早期稼働に向け、風車建設に必要な施設整備を迅速かつ確実に進めるため、ふ頭用地の整備に対し、地方負担を軽減するための措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　基地港湾や周辺用地の整備にかかる費用対効果を最大化するため、基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されることを考慮する必要があります。
　また、一般海域における新たな洋上風力発電事業の進展に伴い、風車の大型化等が想定されるため、岸壁設備をはじめとした港湾機能の更なる強化について検討していく必要があります。
　さらに、船川港については、洋上風力発電設備の設置・組立やその後のＯ＆Ｍ（運転及び保守）機能を確保するため、新たな港湾施設を整備する必要があります。

（２）　秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加等に対応した環境整備が必要となっています。

（３）　秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や臨港道路の補修など、港湾機能を適切に維持するための整備を行う必要があります。

（４）　「２０５０年カーボンニュートラル」は、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題となっています。
　主要な対策となる洋上風力発電の建設に必要となる新たなふ頭用地の整備は、多額の県負担を伴う大規模工事であるとともに、短期間で確実に完了させるためには、地方財政措置等の負担軽減策が必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

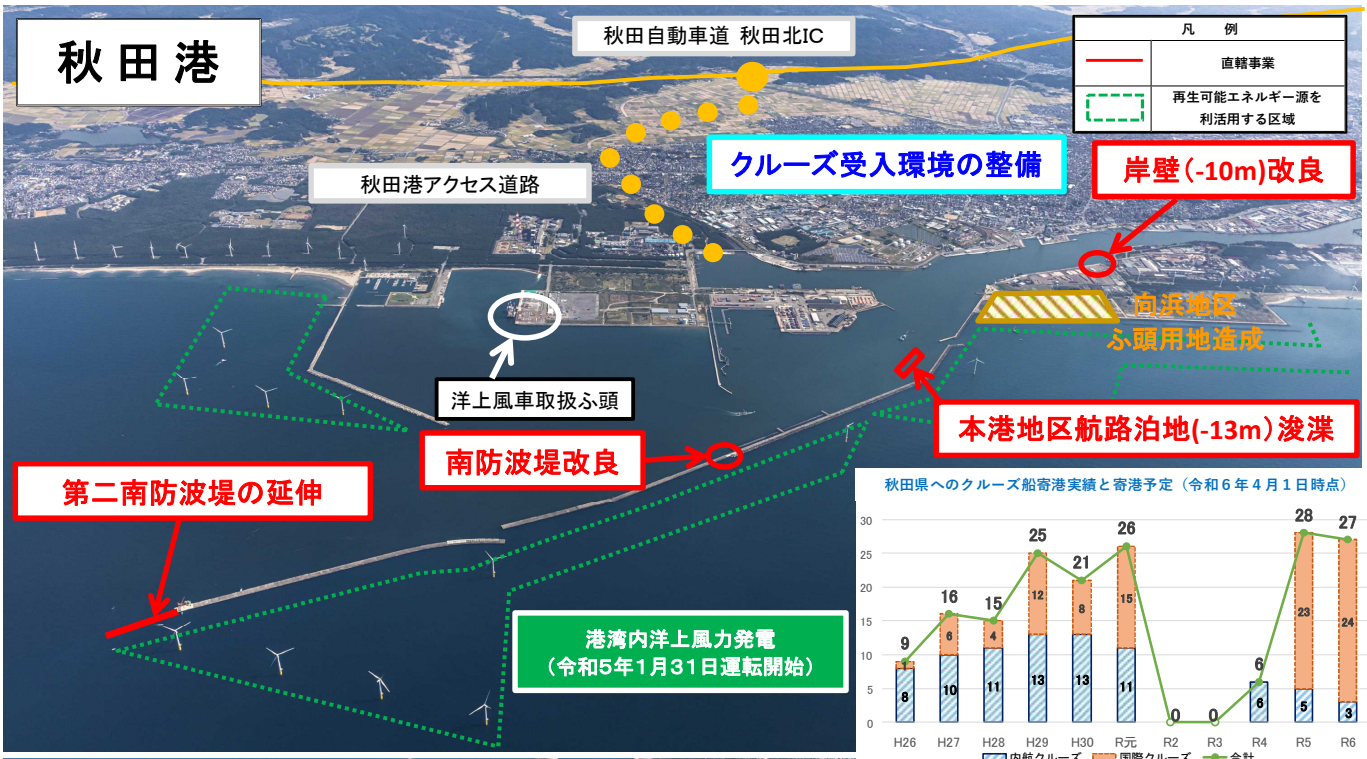

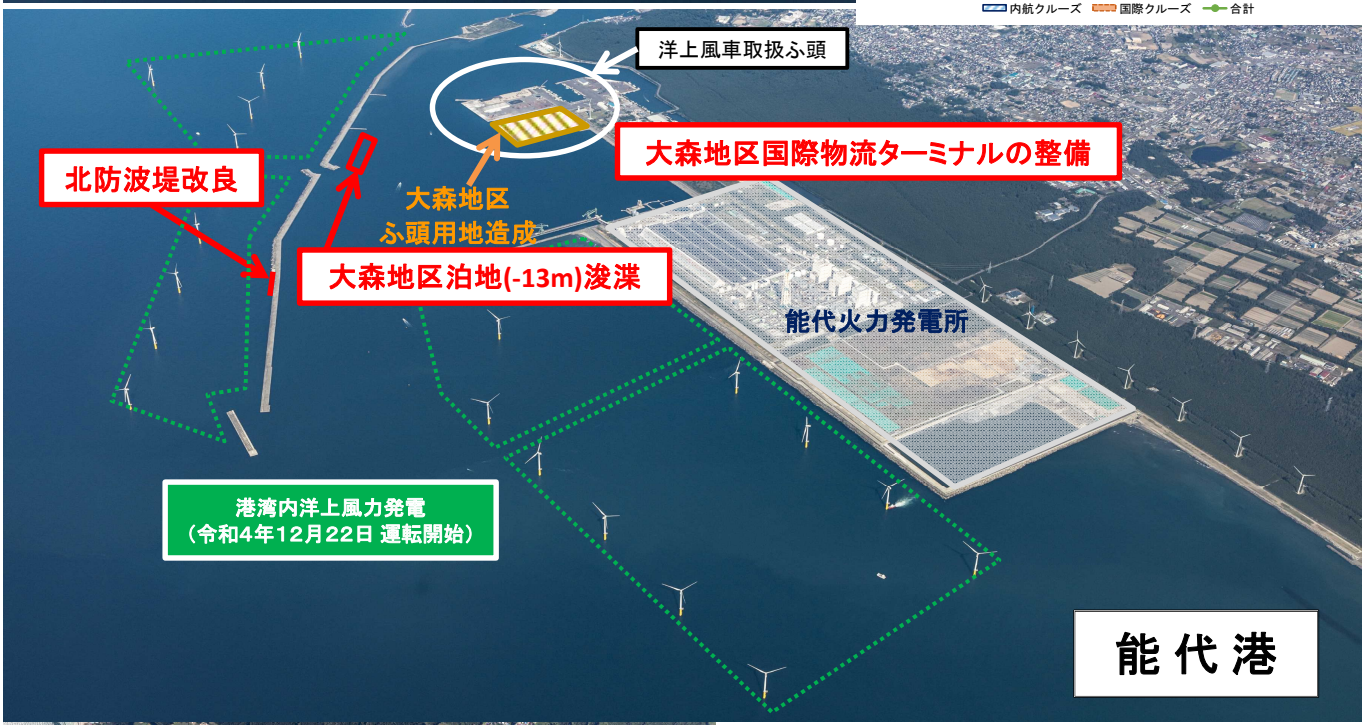

港湾事業の地方財政措置について

特定港湾施設整備事業
○起債事業　（公営企業債）

実質負担分

現在の事業
（実質負担率 100%）

公営企業債 100% → 交付税措置なし

地方負担軽減のための新たな制度設計

例

特定港湾施設整備事業
○起債事業（公営企業債）

地方交付税措置
（実質負担率 75%）

公営企業債（脱炭素化事業）50%→50%を交付税措置	公営企業債50%→交付税措置なし

（担当課室名　建設部港湾空港課）

Ⅵ-２　中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

（１）　人手不足や原材料・エネルギー等の物価高などにより、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の支援については、今後の経済動向や事業者の実情に応じて、生産性向上・コスト削減に向けた設備投資等による企業の収益力改善や資金繰りの支援など、幅広く手厚い施策を機動的に講じること。

（２）　事業者の資金繰り支援については、過剰債務など厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえ、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化すること。

（３）　地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金（災害時））について、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、より多くの事業者の復旧支援に活用できるよう、都道府県に対する補助上限の引き上げや、対象事業者の中小企業への拡大など、制度の拡充を図るとともに、中小企業が防災・減災の事前対策として行う設備投資に対する補助制度を設けること。

　また、同事業は復旧に疲弊している事業者が利用するものであることから、事務的な負担の軽減に配慮し、ＢＣＰ（事業継続計画）策定要件や策定状況の追跡調査等の見直しなど、事業実施にかかるプロセスを簡素化すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業・小規模事業者は、各種の融資制度や給付金、雇用調整助成金などを活用し、経営を維持してきたところですが、さらに、人口減少を背景とする構造的な人手不足や原材料・エネルギー価格の高騰等が相まって、企業体力が著しく低下してきています。

（２）　また、感染症の拡大に対応して拡充された融資制度を活用し、これまで経営を維持してきた企業については、返済が本格化する時期を迎えており、資金繰りを支援していくことが必要です。

（３）　近年頻発している豪雨等の自然災害により、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の被災が増加していますが、コロナ禍や価格高騰などによる経営難に対処するための資金借り入れ等により経営体力が弱まっている事業者が増えており、早期復旧及び事業の継続を促進するためには、復旧費用に対する補助制度の充実が必要です。

　また、企業の防災・減災の事前対策を支援するため、当県では今年度、中小企業が事業継続計画（ＢＣＰ）等に基づき行う災害対策設備導入等に要する経費に対する助成制度を設けたところであり、国においては、事業継続力強化計画に基づく設備投資にかかる税制優遇措置を実施しているところですが、近年の自然災害の頻発を踏まえ、より広く企業の防災対策を促進する観点から、防災対策のための設備投資に関する国の補助制度を設けることが必要です。

（担当課室名　産業労働部産業政策課）

Ⅵ-３　中小企業のワンストップ支援事業の継続について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　県内企業の９割以上を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営改善や事業承継が課題となっています。
「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題やニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的な経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切な課題解決チームの編成」、③課題に応じた「ワンストップサービス」といったきめ細かな対応を行っています。
また、今般の物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の価格交渉・価格転嫁に関する相談に対応するため、「価格転嫁サポート窓口」を設置するなど、その役割はますます重要となっています。

（２）　当県でも、平成２６年６月に「秋田県よろず支援拠点」を設置し、多様な分野に精通したコーディネーターがワンストップで対応しているほか、県下全域への巡回相談、セミナーの開催や支援機関、金融機関と連携した支援など、きめ細かな相談体制を備えています。
支援拠点を設置して以降、創業時の事業計画作成などの立ち上げ支援、自社の強みを生かした商品開発や販売戦略による売上拡大、コスト管理の徹底による利益率の改善など、経営上の課題に関する的確なアドバイスや成果が出るまで伴走型のフォローアップなどを行ってきた結果、県内中小企業・小規模事業者の経営改善につながっています。

（３）　経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体になった「よろず支援拠点」による創業から事業承継までの各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

【参考資料】

秋田県よろず支援拠点

相談対応件数

項　　目	Ｈ２９年度	Ｈ３０年度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
稼働月数	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２
相談対応件数	３，３１２	３，８３３	３，４３４	３，６７３	４，４４６	８，２１１	５，１８１
同　月平均	２７６	３１９	２８６	３０６	３７１	６５４	４３２

相談内容

(R5.4～R6.3末)

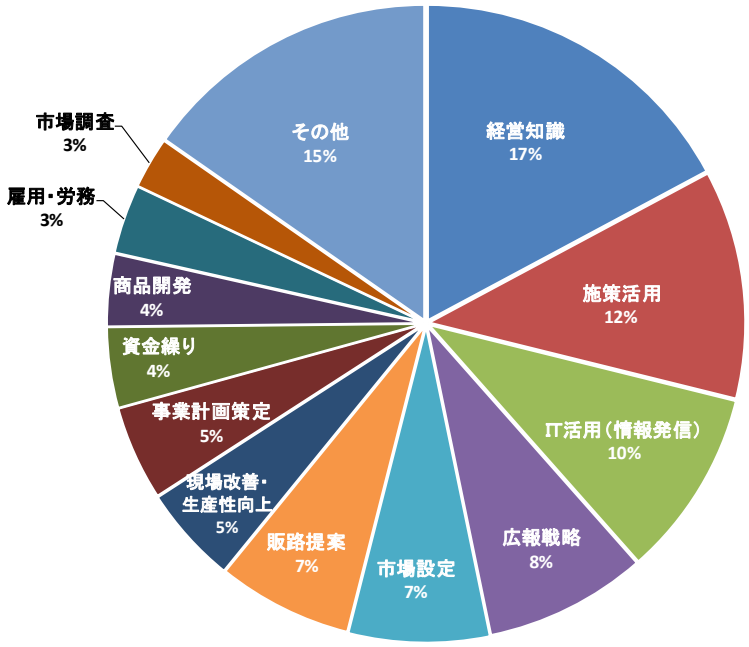

相談者の業種

(R5.4～R6.3末)

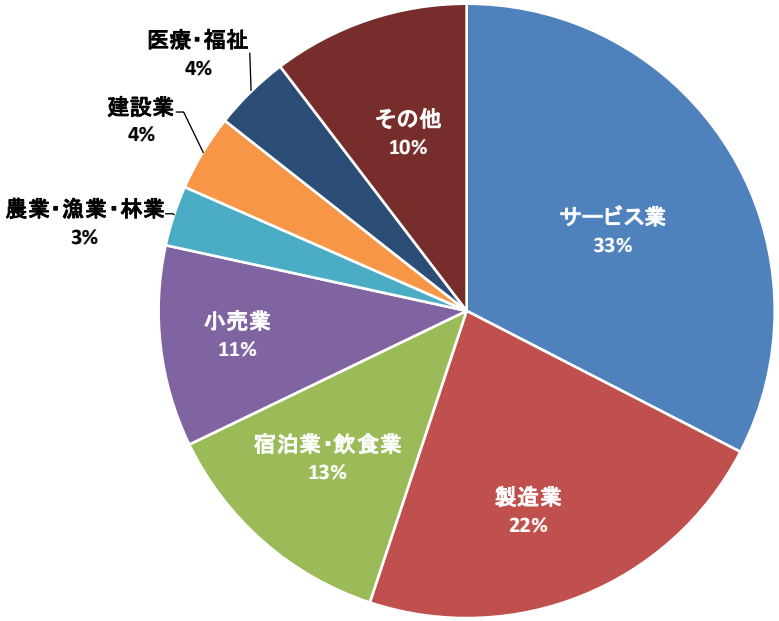

（担当課室名　産業労働部地域産業振興課）

Ⅶ　攻めの農林水産業の振興

Ⅶ-１　食料安全保障の強化に向けた対策の充実について（拡充）

農林水産省大臣官房、輸出・国際局、農産局、
畜産局、経営局、農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

（１）　次期食料・農業・農村基本計画の策定や関連施策の具体化に当たっては、現場の実情を踏まえるとともに、農家が将来に展望を持てるよう実効性を確保すること。

（２）　生産から流通、加工、販売までの各段階におけるコストを踏まえた適正な価格形成を実現するための環境整備を図ること。

（３）　人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の農産物需要の減少が見込まれていることから、輸出に取り組む産地・経営体を育成するための総合的な支援を強化すること。

（４）　大豆等の生産拡大や地域における農地利用のあり方を検討していくためのツールとなる「畑地化促進事業」などについては、一定期間継続した支援とするとともに、予算を十分に確保すること。

（５）　畑地化後の輪作の促進や飼料自給率向上の観点から、子実用とうもろこし等の高栄養な飼料作物について、大豆等との輪作体系に組み込んだ場合に助成を行うなど、生産拡大に向けた新たな支援策を講じること。

（６）　優良農地の確保を図るとともに、条件不利農地が面的に利用・保全されるよう対策を講じること。

（７）　食料安全保障上のリスクとなる気候変動に対応していくため、適応技術や対応品種などの開発・普及を推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　広大な農地を有する当県では、食料供給力の強化を施策の柱に掲げ、各種施策を展開しており、改正基本法の柱である食料安全保障の確保に向けては、農家が意欲を持って生産に取り組めるよう、現場の実情を反映した基本計画が策定され、実効性のある施策を展開していくことが重要です。

（２）　資材価格の高騰等に伴う生産コストの上昇を、省エネ化や効率化などにより経営全体で吸収する取組に努めていますが、収益性を確保し持続的に経営を発展させていくためには、生産コストを販売価格に転嫁できる環境づくりが必要です。

（３）　当県では、台湾、タイ、シンガポール、香港を中心に、農産物の輸出に取り組んでおり、これまでの現地プロモーション等により輸出額が増加傾向にありますが、今後も更なる輸出拡大を目指しています。

（４）　畑地化を推進するため、用排水系統を踏まえた農地のゾーニングのほか、地権者や土地改良区との調整を進めていますが、「畑地化促進事業」の採択保留や交付単価の減額が生じたり、調整中に事業が廃止された場合、農地利用の転換が進まず、地域における話し合いも停滞することが懸念されます。

（５）　当県では、子実用とうもろこしを組み入れた輪作体系の実証やイアコーンサイレージなどの生産・給与実証に取り組んでおり、耕畜連携による飼料作物の生産拡大を目指しています。

（６）　食料生産の基盤である農地の総量を維持するためには、優良農地の確保はもとより、農家の生産努力だけでは限界がある条件不利農地の保全が重要であり、ソバ等の作物の生産を持続的に支えることが必要です。

（７）　昨年夏の記録的な大雨や猛暑により、農作物の品質低下や収量減少が発生しており、今後も気候変動の影響が続くことが懸念されることから、リスク対策の強化が必要です。

（担当課室名　農林水産部農林政策課、農業経済課販売戦略室、農山村振興課、水田総合利用課、畜産振興課、農地整備課）

Ⅶ-２　農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備事業等の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【提案・要望の内容】

（１）　農業の持続的発展を通じ、食料安全保障の確保を図るため、複合型生産構造への転換に向けたほ場の大区画化や排水対策など、農業生産基盤の整備に必要な予算を確保すること。

（２）　農業生産活動の継続、農村地域の安全・安心及び農業・農村の多面的機能発揮のため、農業水利施設の保全対策や国土強靱化対策のほか、これら施設の維持管理などにかかる地域の共同活動に必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、収益性の高い複合型生産構造への転換やスマート農業の普及拡大を図るため、農地集積と園芸振興施策を三位一体で行う「あきた型ほ場整備」を重点的に推進しています。

（２）　需要に応じた農業生産に対応するため、高収益作物の導入・拡大に向けたほ場の排水対策等を強化し、生産性の高い優良な農地を確保することが重要です。

（３）　施設の老朽化や人口減少が進む中、将来の維持管理を見据え、農業水利施設の適切な保全管理を図っていく必要があるため、用水再編や自動化等、省力化につながる施設の更新や補修を計画的に実施することが重要です。

（４）　当県では、２年連続で記録的な大雨に見舞われ、多くの農地・農業用施設が被災しており、頻発化する甚大な自然災害に備え、ため池の防災工事をはじめとする農村地域の防災・減災対策の推進が強く求められています。

（５）　地域活動を担う人材不足が深刻化している中、農地や水路等の地域資源を適切に維持・保全していくためには、活動組織の体制強化を図り、継続して日本型直接支払制度の取組を推進していく必要があります。

【参考資料】

1　「あきた型ほ場整備」の取組と成果

にかほ市畑地区では、ほ場整備と併せて農地の集積と園芸施設を整備

地区全景（園芸メガ団地）

アスパラガス収穫

タラノメ収穫

【ほ場整備事業の概要】
◇地　区　名：畑地区（秋田県にかほ市）
◇受益面積：116.1ha
◇作付品目：米、アスパラガス、タラノメ　等
◆３法人と担い手農家４名で地区内農地を**100%集積**

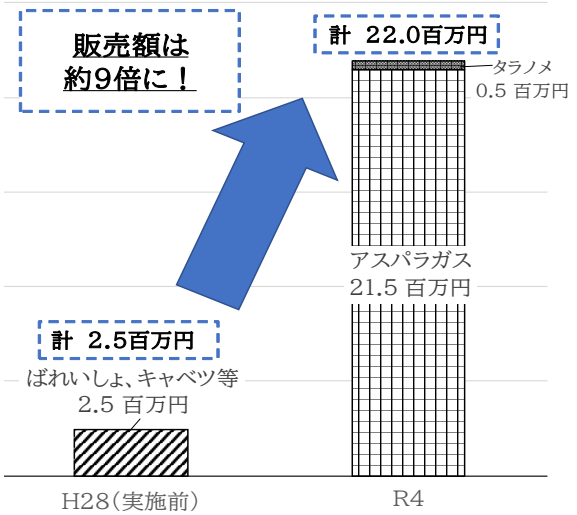

畑地区における販売額の推移

大区画化 ＋ メガ団地 ⇒ 秋田県農業をステップアップ！

2　ため池改修による被災の未然防止

当県では２年連続で記録的な大雨に見舞われたが、改修済みのため池の被災は皆無

改修を行った長者屋敷ため池（秋田市）

【被災年】	【ため池数】 当県ため池総数	うち、被災箇所数	
		改修済※	未改修
R４	－	0	36
R５	－	0	28
計	2,672	0	64

※**農村地域防災減災事業**により改修

令和５年７月大雨で決壊した小黒沢ため池（仙北市）

２年連続の大雨災害 ⇒ 改修済みため池の被災ゼロ！

（担当課室名　農林水産部農山村振興課、農地整備課）

Ⅶ-３　みどりの食料システム戦略の推進について（拡充）

農林水産省大臣官房、農産局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

（１）　「みどりの食料システム戦略」が掲げる目標の実現に向け、有機農業等を広く普及させるためには、収量や品質の安定化による、持続性と生産性の両立が重要であることから、国と地方の試験研究機関や民間企業が連携し、農家が一般的に使える防除技術・資材、機械の開発を推進すること。

（２）　有機農業等や化学肥料低減の推進に向け、除草に要する省力化機械や、施肥量調節が可能なスマート農機の導入など、担い手が経営全体でコストを低減する取組について支援を強化すること。

（３）　有機農業等の推進に当たっては、出荷規格や検査制度のあり方について議論を深めるとともに、社会全体で有機農産物等の価値を適切に評価するマーケットの拡大を図ること。

（４）　「環境保全型農業直接支払交付金」は、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を普及する上で極めて重要で、「みどりの食料システム戦略」の達成に大きく寄与することから、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、昨年３月に、「みどりの食料システム法」に基づく基本計画を作成し、有機農業等の地域環境への負荷が小さく、持続性が高い環境保全型農業の取組を拡大することにしています。

（２）　有機農業等は、気象や土壌条件によって収量や品質の変動が大きく、技術体系の標準化が必要であることから、肥料効率が極めて高い品種や高度な肥効調節型肥料、生物農薬等の各種資材、自動除草ロボット等の開発により、持続性と生産性の両立を図る必要があります。

（３）　有機農業等の普及・拡大を図るため、除草機械の現地実証等の取組を支援しているほか、化学肥料低減体系への転換を促進するため、大規模な担い手を対象に、可変施肥機や局所施肥機等の導入により経営全体のコスト低減を進めており、更なる取組拡大を図るため、省力化機械等の導入に向けた支援を強化する必要があります。

（４）　有機農産物等の需要創出に向けては、国として、流通業者や消費者のニーズを踏まえつつ、野菜の出荷規格や米の等級検査等のあり方について議論するとともに、有機農産物等を適切に評価するマーケットの拡大や、社会全体で有機農業等に対する理解を進めるなど、生産と流通の双方からのアプローチも必要です。

（５）　当県における「環境保全型農業直接支払交付金」の取組は全国４位であることに加え、令和７年度からカドミウム低吸収性品種「あきたこまちＲ」の導入により、県内全域で水稲の長期中干しの取組が可能となることから、引き続き、地球温暖化防止等に効果が高い営農活動の普及拡大が図られるよう、安定した予算の確保が必要です。

【参考資料】

秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の目標

指　標　名	単位	基準年		目標年	
		年	実績値	年	目標値
有機ＪＡＳ認証ほ場面積	ha	R2	419	R7	500
特別栽培米の作付面積	ha	R3	3,148	R7	6,471
長期中干しの取組面積	ha	R3	2,783	R7	2,891
施設園芸におけるヒートポンプの導入数	経営体	R3	64	R7	80

（担当課室名　農林水産部農林政策課、水田総合利用課）

Ⅶ-４　農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、農産局、
畜産局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

（１）　農業の持続的発展や農畜産物の安定した流通機能の維持に向け、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、「畜産クラスター事業」の予算を十分かつ継続的に確保すること。

（２）　ドローンを活用した生育量の測定や、施設園芸の自動灌水施肥システムなど、省力化や生産性向上等に資するスマート技術の研究開発を推進するとともに、技術導入にかかる負担軽減について必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　自然災害の増加や国際的な政情不安など、食料の安定供給に影響を与えるリスクの増大や生産者の高齢化、労働力不足等が進行している中、当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を整備してきたところであり、出荷量の拡大や新規就農者の確保が図られるなど、着実に成果が現れてきています。

（２）　こうした大規模生産団地や、乾燥調製施設など共同利用施設の整備には、地域の実情に応じた支援が重要であるとともに、予算を安定的に確保していく必要があります。
　また、過去に整備した穀類乾燥調製貯蔵施設については、老朽化や機能低下が著しく、施設の改修や設備の更新が喫緊の課題になっています。

（３）　食料・農業・農村基本法の見直しでは、食料を届ける力の強化などの方向性が示されていますが、食料の安定的な流通を維持していくためには、開場から４９年が経ち老朽化が進んだ秋田市卸売市場の品質・衛生管理と物流・防災機能の強化が必要となっています。

（４）　これまで当県では、省力化や生産性の向上を図るため、スマート技術の実証に取り組んでおり、今後、担い手への普及拡大を進めるためには、当県の生産基盤や気象条件などに適した、より効果の高い技術開発に加え、その導入に対する支援が必要です。

【参考資料】

１　産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

（単位：百万円）

予算時期等	地　区　名　等	事業費	補助金
令和５年度実績	秋田市上新城地区、にかほ市馬場・田抓地区、大仙市斉内地区など　　計５地区	820	373
令和６年度計画	大館市雪沢地区、由利本荘市松ヶ崎・西目地区、大潟村　　計３地区	1,360	609
令和７年度計画	**大仙市、美郷町、男鹿市など　　計６地区**	**4,826**	**2,192**

２　強い農業づくり総合支援交付金の計画

（単位：百万円）

予算時期等	卸　売　市　場　名	事業費	補助金
令和７年度～令和12年度	**秋田市卸売市場**	**8,786**	**2,928**

３　主要園芸作物及び畜産物の産出額の推移（出典：生産農業所得統計、林業産出額）

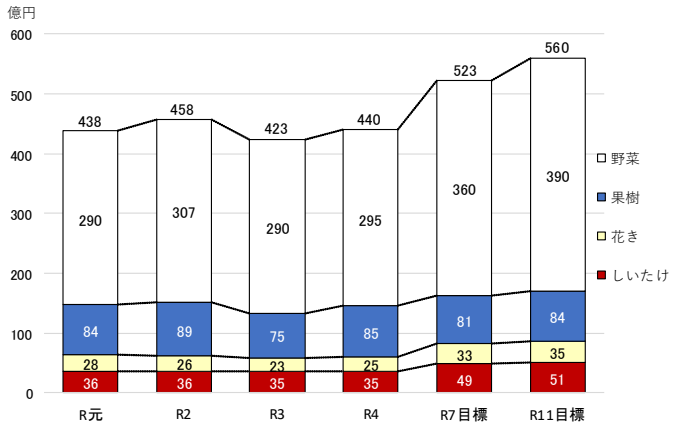

〔主要園芸作物〕

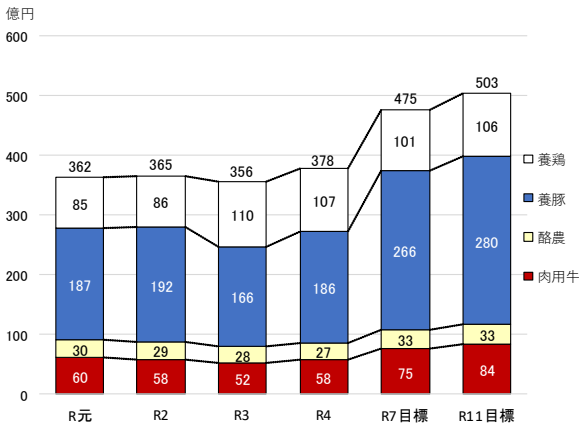

〔畜産物〕

（担当課室名　農林水産部農林政策課、農業経済課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課）

Ⅶ-５　新規就農者と農業法人等の確保・育成について

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

（１）　新規就農者の確保・育成に効果的な「就農準備資金・経営開始資金」については、長期の研修生活や営農開始に支障を来さないよう、年度当初に所要額を全額配分すること。

　また、営農開始に必要な機械等の導入を支援する「経営発展支援事業」については、予算を十分に確保するとともに、青年等就農計画の認定期間において、複数年にわたる支援を可能とすること。

（２）　農業法人等の規模拡大や経営改善等を支援する「農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）」と「農業経営・就農支援体制整備推進事業」については、生産性向上に意欲的な農業者や、経営改善に取り組む農業法人の要望に応えられるよう、予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、就農希望者の就農相談から就農前研修の実施、営農開始する際の機械・施設の導入支援など、総合的な対策を実施しており、１０年連続で２００人を超える新規就農者を確保しています。

　さらに、新規就農者の増加を目指し、今年度から県の就農前研修において就農希望者からのニーズの高い実地研修等の充実を図ったところです。

（２）　「就農準備資金・経営開始資金」については、年数回に分割して配分されるため、交付対象者の生活安定と計画的な営農に支障を来しているほか、交付事務においても多大な負担が生じています。

（３）　「経営発展支援事業」について、新規就農者は青年等就農計画に基づき段階的に規模拡大を進めているため、複数年にわたる支援が必要です。

（４）　「農地利用効率化等支援交付金」については、例年、事業要望に対する採択率が３割程度であり、十分に対応できていない状況です。

（５）　「農業経営・就農支援体制整備推進事業」については、例年、事業要望に対応できておらず、専門家の派遣など、農業経営体へのサポート活動に支障を来しています。

【参考資料】

１　新規就農者の推移

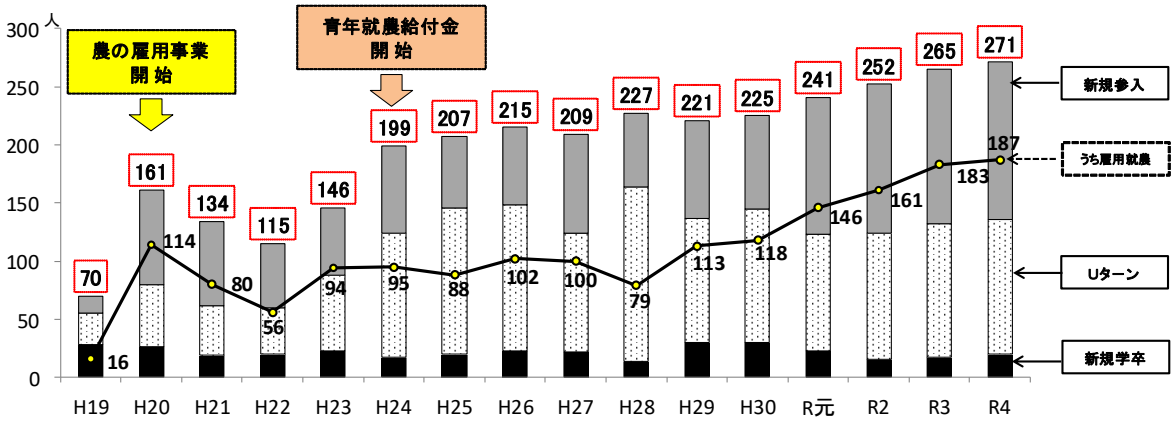

２　新規就農者における就農後５年間の営農計画の例

（１）露地野菜（品目：ねぎ）

就農１年目	就農２～３年目	就農４～５年目
■経営面積：20a ■導入機械・施設 管理機、収穫機、土寄せ機 根葉切り機、皮むき機	■経営面積：60a ■導入機械・施設 パイプハウス　１棟 ※冬期出荷用・育苗用	■経営面積：100a ■導入機械・施設 トラクター ねぎ選別機

（２）花き（施設栽培+露地栽培）（品目：トルコギキョウ＋リンドウ）

就農１年目	就農２～３年目	就農４～５年目
■経営面積：施設６a ■導入機械・施設 トラクター、運搬車 管理機、パイプハウス２棟	■経営面積：施設12a ■導入機械・施設 パイプハウス　２棟	■経営面積：45a （施設：18a、露地：27a） ■導入機械・施設 パイプハウス　２棟

（担当課室名　農林水産部農林政策課）

Ⅶ-６　農地集積・集約化の推進について（拡充）

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

（１）　地域計画策定後において、計画を随時見直すための取組とともに、将来の受け手が見つからない農地を抱える地域における外部からの人材の呼び込みなど、地域計画の実現に向けた取組に対する支援の充実を図ること。

（２）　農地の賃貸借契約の更新業務や受け手のリタイア等に伴う中間保有地の管理業務等が増加する中、農地バンクの安定的な運営を維持し、目標地図の実現に向けた農地の集積・集約化を促進するため、「農地中間管理機構事業」の予算を安定的に確保し、地方に新たな負担が生じないようにすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　現在、今年度中の地域計画策定に向け、各市町村で話し合いを進めていますが、中山間地域等において、将来的な耕作者が見出せずに、目標地図に「今後検討」等と記載せざるを得ない農地の発生が懸念されています。
　来年度以降も、必要に応じて目標地図の完成度を高めていくための話し合いを継続するとともに、農地の受け皿の掘り起こしや集積・集約化等を進め、地域計画の実現に向けて動き出す地域を拡大していくことが重要です。

（２）　目標地図の実現に向けては、農地バンクを活用した農地集積・集約化を着実に進める必要がありますが、契約件数の増加に伴い、期間が満了した契約の更新や中間保有地の管理業務など、業務量が確実に増えるほか、未収金の発生リスクも大きくなることから、安定的に財源を確保し円滑な運営を図る必要があります。

【参考資料】

1　目標地図の完成度を高めていくイメージ

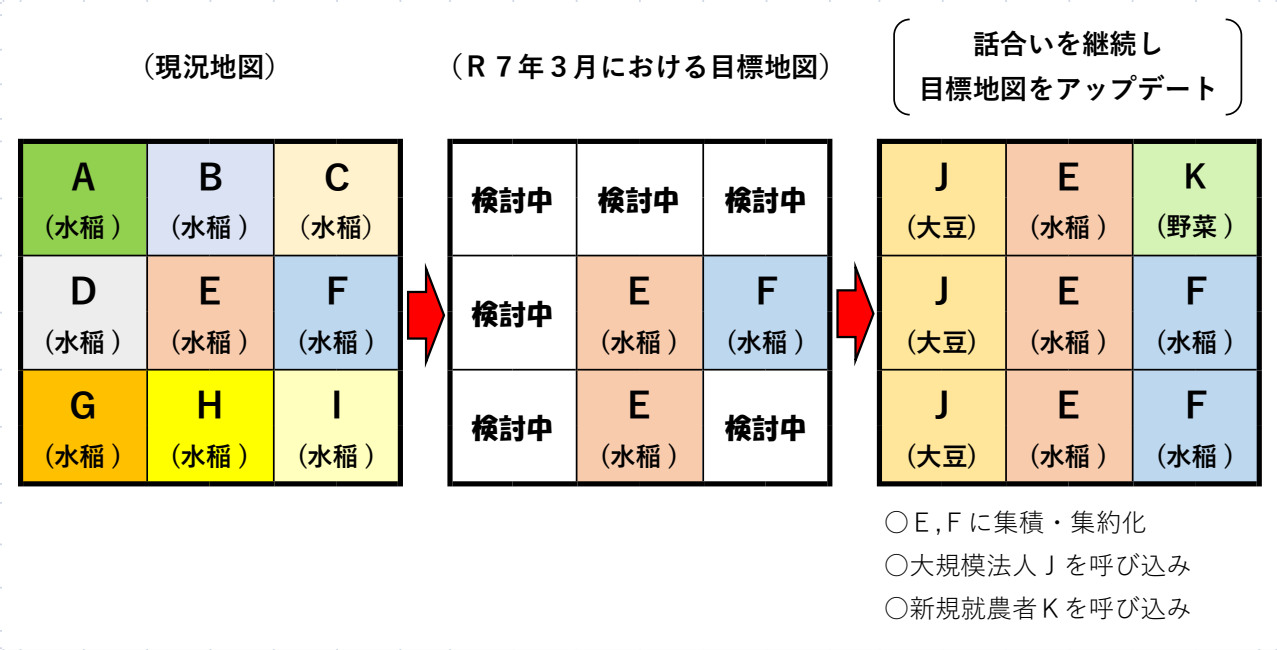

2　当県の農地バンク業務の現状

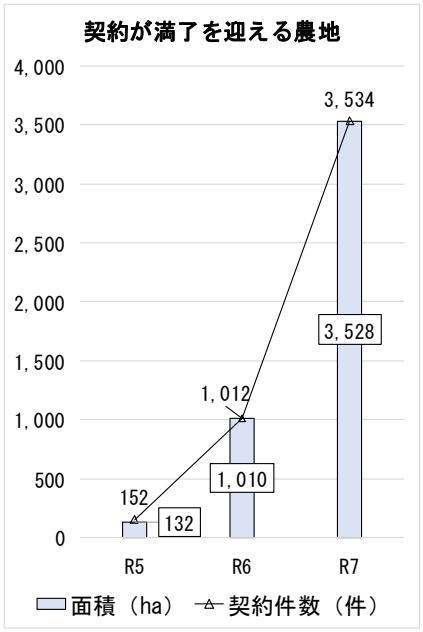

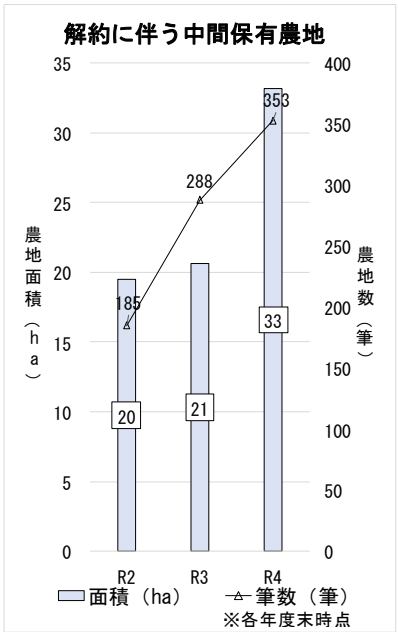

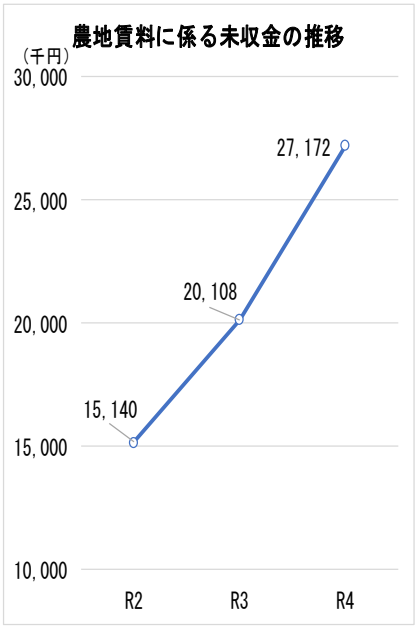

（担当課室名　農林水産部農林政策課）

Ⅶ-７　水田フル活用の推進のための環境整備について

農林水産省大臣官房、消費・安全局、
農産局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

（１）　米の消費拡大を図るため、ごはん食の普及など消費喚起対策の充実・強化を図るとともに、豊作や予期しない需要の減少が米価に与える影響を緩和する需給調整の仕組みを強化すること。

（２）　水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算を安定的に確保すること。

（３）　大豆等との田畑輪換を行う水田については、排水対策や輪作体系の確立など、生産性の向上に向けた取組を支援するとともに、平場での作期分散や中山間地域での収量確保を可能とする大豆の早生品種を開発すること。

（４）　米のカドミウム低吸収品種の導入に当たっては、国が主体となって消費者や流通業者等への理解醸成を図るとともに、国内外の基準の見直しを見据え、各産地が一体となって取り組めるよう国として体制整備を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　米の消費量が年々減少する中、国として日本型食生活を推進するなど、米の消費拡大に向けた取組の更なる強化が必要であるほか、全国的な豊作により再び在庫が増加する可能性や、コロナ禍により需要が大きく低迷した経験を踏まえ、豊作や予期しない需要の減少があっても需給を安定させる仕組みが必要です。

（２）　米政策の転換以降、当県では、生産の目安を示しつつ、事前契約の早期締結や複数年契約により、確かな需要に基づく米づくりを推進しており、引き続き、農業者が安心して作付転換に取り組めるように対応することが必要です。

（３）　また、持続可能で収益性の高い大豆の輪作体系を確立するため、プロジェクトチームを設置し、難防除病害や排水対策など、単収向上に向けた指導体制と技術普及を強化していますが、中山間地域における収穫遅れが課題となっているほか、担い手の更なる規模拡大に向け、当県の気候に適した早生品種の導入による収穫適期の拡大が必要です。

（４）　当県では、令和７年産米からカドミウム低吸収品種「あきたこまちＲ」へ切替えすることにしていますが、国として、低吸収品種の実施方針や安全性等について、消費者や流通業者等にしっかり伝え、理解してもらうことが必要です。

【参考資料】

１　事前（播種前）契約率の状況

（単位：％）

項目	令和４年	令和５年
秋田県	48	47
全国	29	32

２　水田活用の直接支払交付金の交付状況

（単位：億円）

項目	令和３年	令和４年
戦略作物助成等	76.8	83.8
産地交付金	43.6	31.8
計	120.4	115.6

※戦略作物助成等には都道府県連携型助成等（令和３年：1.3億円、令和４年：0.5億円）を含む

３　あきたこまちＲへの切替えスケジュール

年度	内容	周知活動等の取組
令和５年	原種生産を開始 現地展示ほ設置（８か所） あきたこまちR生産・販売推進本部を設置（９月） 産地品種銘柄及び品種群の設定の申請（10月） 栽培マニュアルの作成（３月）	＜生産者＞ 説明会、座談会、研修会、生産者向けのリーフレット等により周知
令和６年	種子生産を開始 現地展示ほ設置（24か所） 現地研修会	＜実需者・消費者＞ 卸売業者への説明会、新聞広告、広報誌、消費者向けリーフレット等により周知
令和７年	一般作付けを開始 あきたこまちＲの販売開始（10月～）	

（担当課室名　農林水産部水田総合利用課）

Ⅶ-８　各種資材価格の高騰対策について

農林水産省大臣官房、消費･安全局、農産局、畜産局

【提案・要望の内容】

（１）　配合飼料価格高騰の影響緩和のため、配合飼料価格安定制度の継続と財源を確保するとともに、飼料費の低減を図るため、高栄養飼料の生産拡大など、飼料自給率の向上に必要な予算の確保と防除体系の確立を図ること。

（２）　「施設園芸セーフティネット構築事業」について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和し、積雪寒冷地の農家も使いやすい制度にすること。

（３）　燃油の高騰に伴い、物流コストが増大しており、パレット共同利用システムの整備や、市場荷受けシステムの統一など、農産物の効率的な物流体制を構築すること。

（４）　酪農や施設園芸などに必要な各種資材価格が高騰する中で、再生産が可能な経営を実現するため、コストの増加分が農畜産物の価格形成に適正に反映されるよう環境を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、各種資材価格が高騰し、先行きの不透明感が、担い手の懸念材料となっていることから、不安が広がらないよう支援を継続することが重要です。

（２）　配合飼料価格が依然として高止まりしており、農家の経営環境が悪化しているため、配合飼料価格安定制度の充実が必要です。
　また、飼料自給率の向上には、公共事業による草地整備等や飼料自給率向上緊急対策事業、畜産クラスター事業の継続的な予算確保のほか、飼料用大豆に対する除草薬剤の登録が必要です。

（３）　積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、通常、二重被覆等の対策が講じられており、特に「施設園芸セーフティネット構築事業」を活用した農家が再度同事業を活用する際、燃油使用量を削減する事業要件の達成が難しいことから、農家が加入しやすい制度とする必要があります。

（４）　本年４月から導入された時間外労働の上限制限により、首都圏等への輸送にかかる負担が大きくなっており、燃油高騰の影響を受けやすいことから、これまで以上にコストの削減を図ることが重要です。

（５）　各種資材価格の高騰は農業経営への影響が大きいことから、農家が持続的に農畜産物を生産するために必要な費用が考慮された価格形成が図られることが必要です。

【参考資料】

農業物価指数（令和２年度基準）（出典：「農業物価統計調査」）

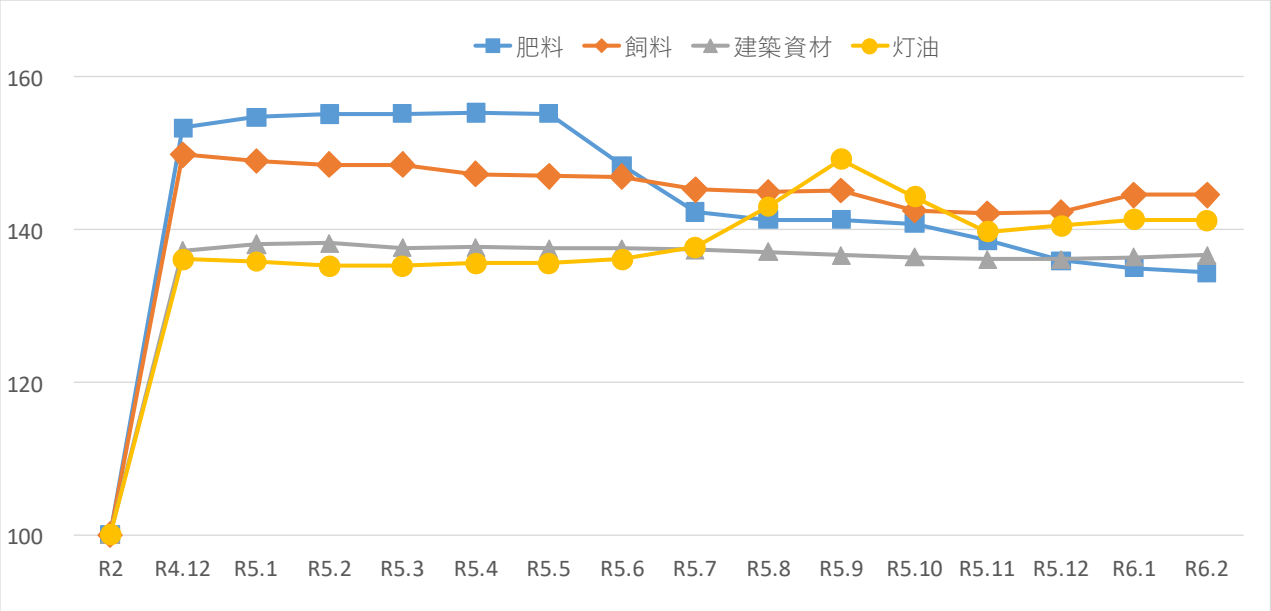

※令和２年を基準時（100）とする指数

（担当課室名　農林水産部農業経済課販売戦略室、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課）

Ⅶ-９　豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について

農林水産省消費・安全局

【提案・要望の内容】

（１）　豚熱については、当県においても野生イノシシでの感染が拡大していることから、全県域における経口ワクチンの継続散布に必要な予算を確保すること。

（２）　豚熱及び鳥インフルエンザ発生時の防疫措置において、かかり増しする地方公共団体の人件費を補助対象に拡充するとともに、防疫対策に要する経費を国が全額負担すること。

（３）　産業動物の獣医師を確保するため、国が事業実施する産業動物獣医師修学資金について、十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　野生イノシシの豚熱感染が継続して確認されるなど、確実に豚熱ウイルスが浸潤しており、昨年度から経口ワクチン散布地域を２３市町村に拡大していますが、効果を高めるためには更なる散布箇所数の増加と中長期にわたる散布が必要です。

（２）　鳥インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止に万全を期するためには、地方公共団体による防疫対策や県内全農場の緊急消毒に要する経費について、国が全額負担する必要があります。

（３）　全国的に特定家畜伝染病が頻発する中、防疫対策に支障を来たさないよう獣医師数を確保するため、国が事業実施する産業動物獣医師修学資金の十分な予算の確保が必要です。

　また、職域偏在の解消に向け、獣医大学生の理解醸成を図る取組を推進するとともに、受け手となる産業動物獣医療分野の業務環境を改善する取組への支援も必要です。

【参考資料】

1　野生イノシシの目撃頭数及び捕獲頭数（令和６年３月31日現在）

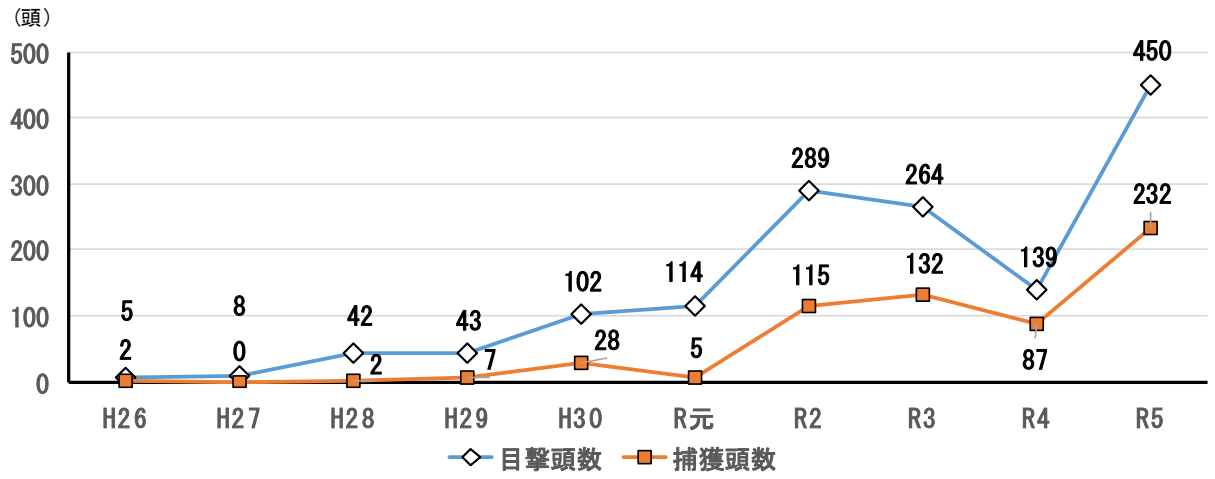

2　野生イノシシ経口ワクチン散布、豚熱確認市町村（令和６年３月31日現在）

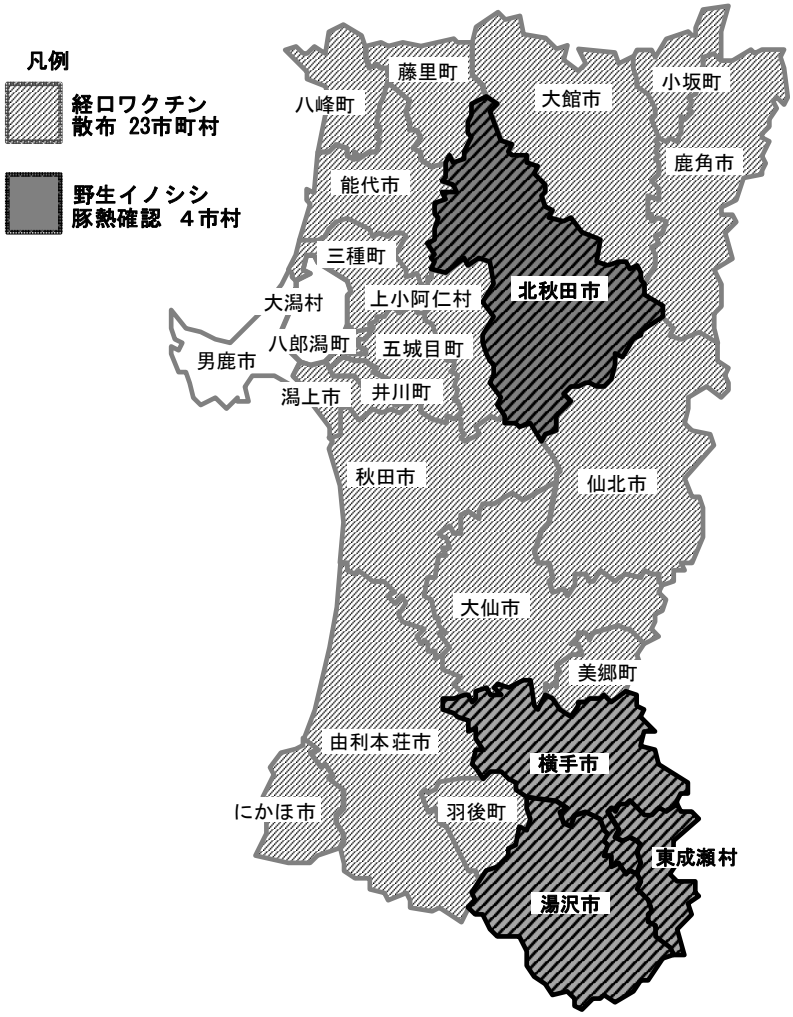

（担当課室名　農林水産部畜産振興課）

Ⅶ-10　水産業の持続的な発展に向けた取組の推進について（拡充）

水産庁

【提案・要望の内容】

（１）　蓄養殖により所得の安定を図るため、消波施設の延伸や漁港等の水産基盤の整備に必要な予算を確保すること。

（２）　年齢バランスのとれた就業構造とするため、次代を担う漁業人材の確保・育成に必要な予算を確保すること。

（３）　海洋環境の変化に適応した漁業の推進に向けて、変動する資源に対応した魚種・漁法の複数化等に取り組む漁業者を支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　水産業の持続的発展のためには、安定的な生産が可能となる蓄養殖の取組が不可欠であり、県で漁業者グループ等による蓄養殖の取組を支援しているほか、八峰町岩館漁港をサーモンの養殖拠点とするため、消波施設を延伸し、静穏域を確保することにしています。

（２）　他の漁港等においても、養殖可能性調査に基づき、魚種などを検討した上で蓄養殖を推進することにしており、拠点となる漁港の長寿命化や地震・津波対策による安全性の確保も必要です。

（３）　また、蓄養殖などに取り組む次代を担う人材を確保・育成するため、令和元年度に設置した「あきた漁業スクール」において漁業研修を実施しており、「経営体育成総合支援事業」による継続的な支援が必要です。

（４）　さらに、近年はハタハタ等の冷水系魚類が減少し、アカアマダイやシイラ等の暖水系魚類が増加しており、海洋環境の変化に対応していくためには、魚種・漁法の複数化等に取り組む漁業者を幅広く支援する必要があります。

（５）　こうした取組により、漁業所得の向上や若手漁業者の確保を図るとともに、水産物の特産化・観光利用を通じ地域活性化につなげていくことが水産業の持続的な発展に向けて重要です。

【参考資料】

１　岩館漁港の養殖生産拠点整備

２　新規漁業就業者数の推移（65歳未満）

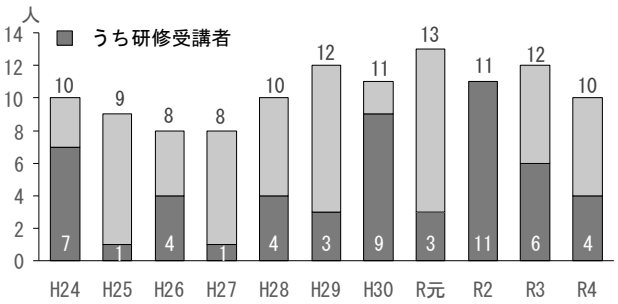

３　漁獲量の変化が顕著な魚種

単位：トン

分類	魚種名	H23	R3	R3/H23
冷水系	ハタハタ	1,576	313	20%
	カレイ類	455	134	29%
暖水系	シイラ	10	141	1,351%
	アカアマダイ	30	114	384%

（担当課室名　農林水産部水産漁港課）

Ⅶ-11　林業公社の経営改善に向けた支援措置について

総務省自治財政局
林野庁

【提案・要望の内容】

（１）　秋田県林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還の受入れや低利資金への借換え、利子助成などの支援策を講じること。

（２）　県が行う林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　秋田県林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。
　しかしながら、森林整備等の財源を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、いまだ本格的な主伐期を迎えていない中で、多額な利息負担が経営を圧迫しています。

（２）　このため、林業公社では、契約者の理解を得ながら、分収割合の変更等を進めるとともに、新たにＪ－クレジットの発行に取り組んでおり、当県でも、無利子長期貸付や職員派遣などの支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

【参考資料】

１　秋田県林業公社の概要

（１）契約面積等

契約面積	うちスギ人工林	契約件数	契約者数
27,881ha	23,618ha	1,907件	9,139人

（令和６年３月末現在）

（２）スギ人工林の齢級構成

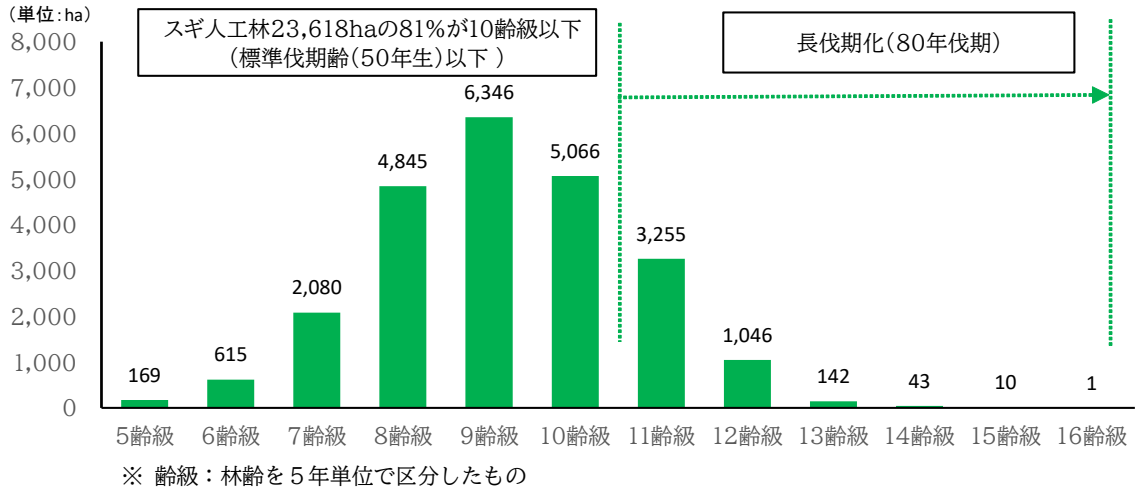

※ 齢級：林齢を５年単位で区分したもの

（令和６年３月末現在）

２　日本政策金融公庫借入金の償還状況

（単位：百万円）

借入額	償還済額		残　高	
	元　金	利　息	元　金	利息見込額
15,855	10,564	14,887	5,291	548

（令和６年３月末現在）

（担当課室名　農林水産部林業木材産業課）

Ⅷ　観光・交流の活性化と交通基盤の整備

Ⅷ-１　秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

（１）　秋田新幹線は、当県の経済・社会を支える重要な役割を担っており、ＪＲ東日本が計画している秋田～岩手間の新仙岩トンネル整備事業は、同新幹線の安全で安定的な運行を確保する上で欠かせないプロジェクトであることから、同事業への国庫補助制度の適用など、支援の具体化に向けた措置を講じること。

（２）　奥羽・羽越新幹線は、地方創生や多軸型の国土形成等に大きく寄与するものであることから、必要な調査を実施し整備計画を決定するなど、整備の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　首都圏や大都市圏と遠距離にある当県にとって、高速鉄道ネットワークは、交流人口の一層の拡大と県勢の維持・発展を図る上で不可欠なインフラであり、その高機能化と整備の促進は、将来にわたって当県の重要な課題です。

（２）　その核となっている秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、自然災害による輸送リスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、県と同社は、新仙岩トンネルの整備に向け、令和３年度から昨年度にかけて、地質調査等を協力して実施したところです。

（３）　また、今年３月には、県、ＪＲ東日本秋田支社及び「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会」の３者において、「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクト」を立ち上げ、日常的な場面での利用促進や、医療・教育等の幅広い分野における連携など、本トンネル整備の効果を高める取組を推進することとしており、地元における早期実現への機運は一層高まっています。

（４）　奥羽・羽越両新幹線についても、令和３年度に公表した沿線６県合同のプロジェクトチームの調査によって、費用便益比（Ｂ／Ｃ）は、整備手法の工夫などにより、整備の妥当性の基準となる１．０を上回ることが確認されており、当県でも、官民で組織する「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」が母体となって、要望活動や啓発活動を展開しています。

【参考資料】

1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画

2「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクト」の取組イメージ

テーマ１　通勤・通学・通院など、日常的な場面での利用促進

○　広い県土を有し、マイカー通勤や親の送迎による通学が定着している当県にあって、環境意識の高まりやガソリン価格の高止まりなどを背景として、通勤・通学時での新幹線利用を促すための取組を実施。

⇒日常的な場面における新幹線利用促進キャンペーン　など

奥羽本線（秋田～大曲間）を走る秋田新幹線

テーマ２　交流人口の更なる拡大に向けた活用

○　秋田・花巻両空港を利用するFIT（海外からの個人旅行者）をターゲットとした、観光流動ルートとしての新幹線の活用
○　プロスポーツにおけるアウェイツーリズムの推進
○　スポーツ合宿の誘致　など

田沢湖スポーツセンターでのスポーツ合宿（早稲田大学卓球部）

テーマ３　医療・農業・教育など幅広い分野との連携

○　医師不足が顕著な過疎地域での医師確保において秋田新幹線がもたらしている効果の検証
○　新幹線による荷物輸送サービス「はこビュン」を活用した県内農産物・食品の販路拡大　など

「はこビュン」で輸送したハタハタを東京のアンテナショップで販売

3 奥羽･羽越新幹線の費用便益比（B／C）の算出結果

羽越新幹線	最小値 最大値	0.53 1.21	複線・高架整備　× ベース × 4％ 単線・土構造（路盤）等 × 展望　× 3％
奥羽新幹線	最小値 最大値	0.50 1.13	複線・高架整備　× ベース × 4％ 単線・土構造（路盤）等 × 展望　× 3％
羽越＋奥羽新幹線	最小値 最大値	0.47 1.08	複線・高架整備　× ベース × 4％ 単線・土構造（路盤）等 × 展望　× 3％

※　需要予測における成長率は「ベース」、「展望」の2ケースを想定。「4％」、「3％」は社会的割引率。

（担当課室名　観光文化スポーツ部交通政策課）

Ⅷ-２　大館能代空港の３往復運航の継続に向けた支援について

国土交通省大臣官房、総合政策局、航空局

【提案・要望の内容】

大館能代空港と羽田空港を結ぶ航空路線を生かし、産業集積や交流人口拡大などの一層の進展を図るため、現行の政策コンテストによって配分された羽田発着枠の使用期間の延長や、地方創生に配慮した政策コンテストの継続実施など、地方航空ネットワークの強化に資する施策を引き続き推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　大館能代空港は、羽田発着枠政策コンテストにより令和４年７月から３往復運航が実現し、朝、夕の２往復に昼便が追加されたことで利便性が格段に向上し、令和５年度の搭乗者数が開港以来最高を記録しています。

（２）　３往復運航によるダイヤは、住民生活の利便性向上や、洋上風力発電などで活発化する圏域の産業振興、人口減少問題の克服に向けた交流・関係人口の創出などを推進し、活力ある自立した生活圏を維持していく上で、必要不可欠なものとなっています。

（３）　路線の利用拡大を図るため、当県では、隣県を含む圏域の市町村や商工団体、観光関連事業者等と連携し、株式会社南紀白浜エアポートの岡田信一郎氏をアドバイザーに迎えて、住民利用の掘り起こしや、リピーターの獲得を目的としたキャンペーンの実施などに集中的に取り組んでいます。

（４）　現行の発着枠の使用期間は令和７年３月までとなっていますが、圏域の自治体はもとより、産業界や観光関係者、住民などから継続を求める声が強く寄せられています。

【参考資料】

（大館能代空港羽田線の利用状況）

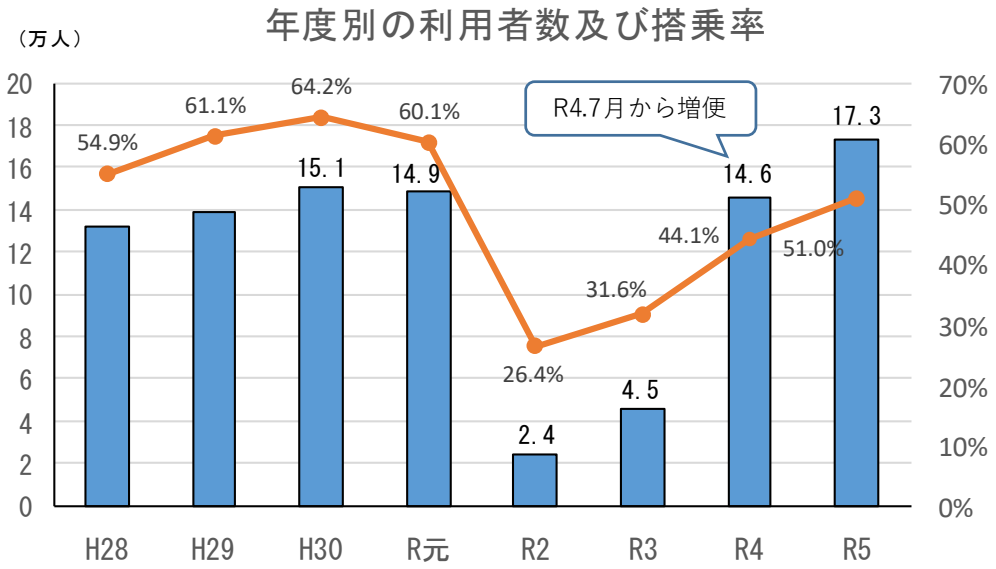

（大館能代空港の位置図）

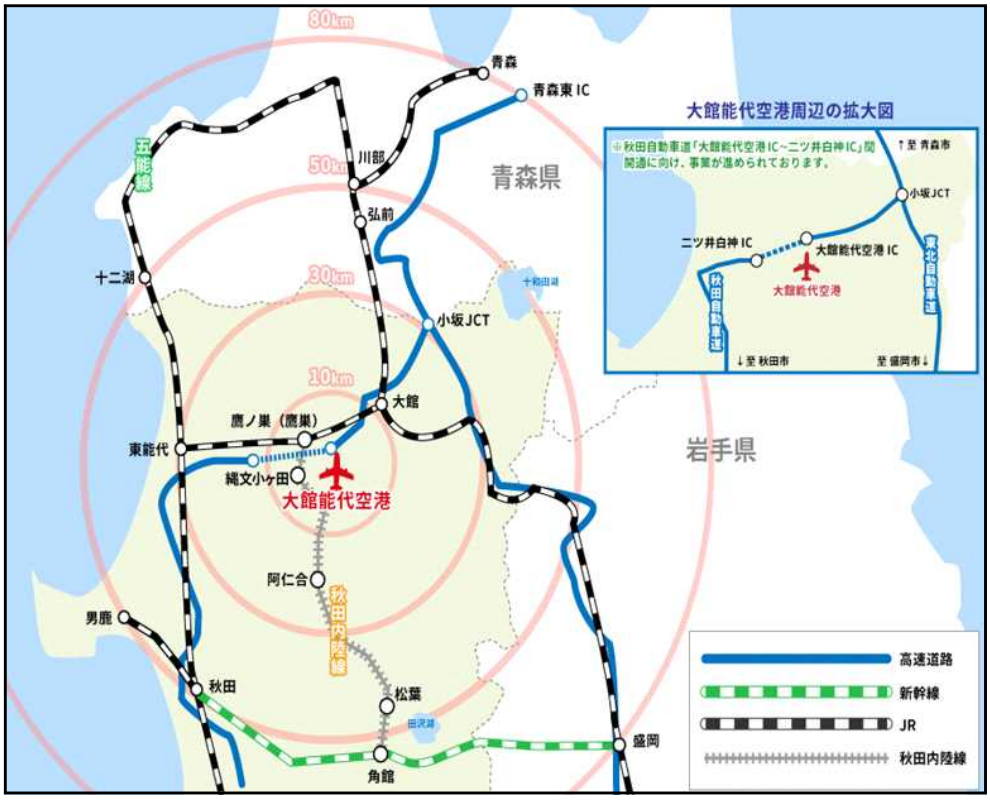

大館能代空港は、県北部の中央に位置しており、高速道路の整備も進み、本県のみならず「北東北の空の玄関口」として重要な役割を担っている。

（担当課室名　観光文化スポーツ部交通政策課）

Ⅷ-３　県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について
①高速道路ネットワークの早期完成

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化、観光周遊エリアの拡大など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

（１）　日本海沿岸東北自動車道の「二ツ井今泉道路」、「種梅入口交差点改良」、「遊佐象潟道路」等の早期完成に向けて、整備を促進すること。
特に、「二ツ井今泉道路」については「小繋・今泉間」の開通見通しを早期に公表するとともに、「今泉・蟹沢間」の早期着工を図ること。

（２）　東北中央自動車道の「横堀道路」を早期に完成させるとともに、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。

（３）　県内高速道路における暫定２車線区間の４車線化を図ること。
特に、４車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上ＪＣＴ～大曲ＩＣ間」について、事業中区間である「北上西ＩＣ～横手ＩＣ間」及び今年３月に事業許可となった「横手北スマートＩＣ～大曲ＩＣ間」の整備を促進するとともに、残る区間である「北上ＪＣＴ～北上西ＩＣ間」を早期に事業化すること。
また、「秋田南ＩＣ～秋田北ＩＣ間」について、４車線化へ必要な措置を講じること。
併せて、改正道路整備特別措置法等に基づく料金徴収期限の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　日本海沿岸東北自動車道周辺は、再生可能エネルギー関連事業などの新たな企業の立地が進んでいるほか、世界遺産である北海道・北東北の縄文遺跡群や白神山地を有しており、高速道路を利用した周遊観光など、観光振興が期待されています。
また、国道７号とのダブルネットワークの構築による交通機能の確保が重要であることから、事業中区間の早期完成が必要です。

（２）　東北中央自動車道は、県境をまたいだ物流道路としての役割を担っており、着実に整備が進められていますが、残された山形県境区間が開通することにより、産業集積の促進や物流の効率化など、暮らしと地域経済を支えるストック効果の更なる発現が期待されることから、事業中区間の早期完成が必要です。

（３）　暫定２車線区間は、災害・工事等による全面通行止めや冬期の排雪作業に伴う交通規制が発生するなどの課題があり、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が２５％以上と高くなっています。
また、ＩＣ周辺への産業集積を促進させている中において、企業側が求める「定時性・時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道における早期の４車線化が必要です。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

～高速道路開通によるストック効果～

1 企業進出・設備投資を後押し

◎県北地区では、高速道路の開通を見据え、企業進出や工場の新増設等の設備投資及び新規雇用が増加

▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

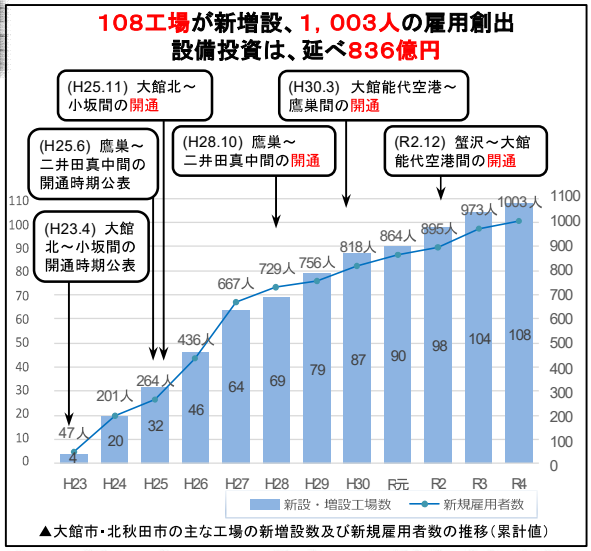

▲大館市・北秋田市の主な工場の新増設数及び新規雇用者数の推移（累計値）

2 自動車関連企業の増加

◎県南地域では、高速道路を利用した輸送の効率化により、自動車関連企業が増加。ストック効果の更なる発現と定時性確保のため、『ミッシングリンク区間の解消』と『暫定2車線区間の4車線化』が急務。

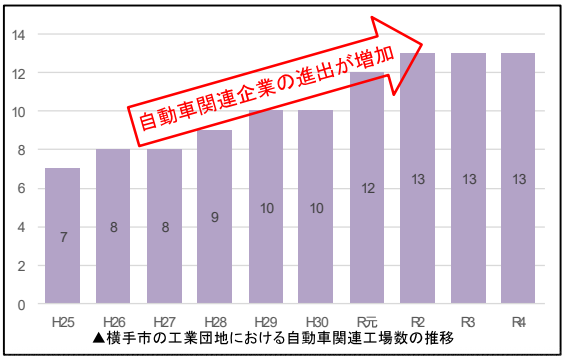

▲横手市の工業団地における自動車関連工場数の推移

▲2023年7月13日 秋田さきがけ新聞

能代市で新工場稼働

製材大手の中国木材(広島)

丸太続々、「ラミナ」製造

▲2024年1月25日 秋田さきがけ新聞

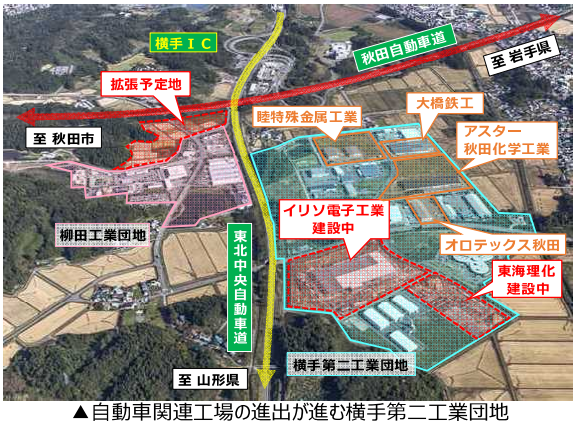

▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

（担当課室名　建設部道路課）

Ⅷ-３　県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について
②高速道路を補完する幹線道路網の整備

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

（１）　新広域道路交通計画で位置づけた、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化や整備実現に向けた支援を行うこと。
　特に、計画段階評価を行っている「盛岡秋田道路（生保内～卒田)」について、早期計画策定に向け、調査を推進するとともに、国道１０５号「大覚野峠防災（直轄権限代行事業)」について、早期の着工を図ること。

（２）　主要な幹線国道の整備及び機能強化を図ること。
　特に、国道１３号「横手北道路」について、早期に事業化するとともに、国道７号「秋田南拡幅」について、早期に着工すること。
　また、国道１３号「河辺拡幅」等の整備を促進すること。

（３）　安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道１０５号「幸屋渡工区」や国道１０７号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。
　特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北ＩＣ」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　盛岡秋田道路は、秋田・岩手両県の県都を結び、物流や観光等に欠かすことのできない「横軸」であり、高規格道路として早期の機能強化が必要です。
　特に、現道である国道４６号「生保内～卒田」は急カーブが多く、交通事故が多発していることから、早期の整備が必要です。
　また、国道１０５号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、早期の整備が必要です。

（２）　国道７号及び１３号は、高速道路との相互補完によってリダンダンシーを確保する重要な路線であり、早期の整備が必要です。
　特に、国道１３号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所や交通事故多発区間があるほか、路肩狭小部において、冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題があることから、早期の事業化が必要です。

（３）　当県は、全国６位の面積を誇る広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路網の充実・強化を図る必要があります。
　特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口の拡大を図るため、重点化により、早期の整備が必要です。

高速道路を補完する幹線道路網

凡例

高速道路
- 供用済
- 整備中

自専道
- 供用済

国道105号「大覚野峠防災（直轄権限代行）」の早期着工を要望

「大覚野峠地区」の現道において、斜面の崩落による全面通行止め（6日間）が発生

「盛岡秋田道路（生保内～卒田）」の早期計画策定に向けた調査推進を要望

急カーブが多い国道46号「生保内～卒田」

国道105号「幸屋渡工区」の予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望

秋田港と秋田北ICを結ぶ秋田港アクセス道路

国道7号「秋田南拡幅」の早期着工を要望

2車線区間の混雑状況

国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を要望

国道107号「本荘道路」の予算確保を要望

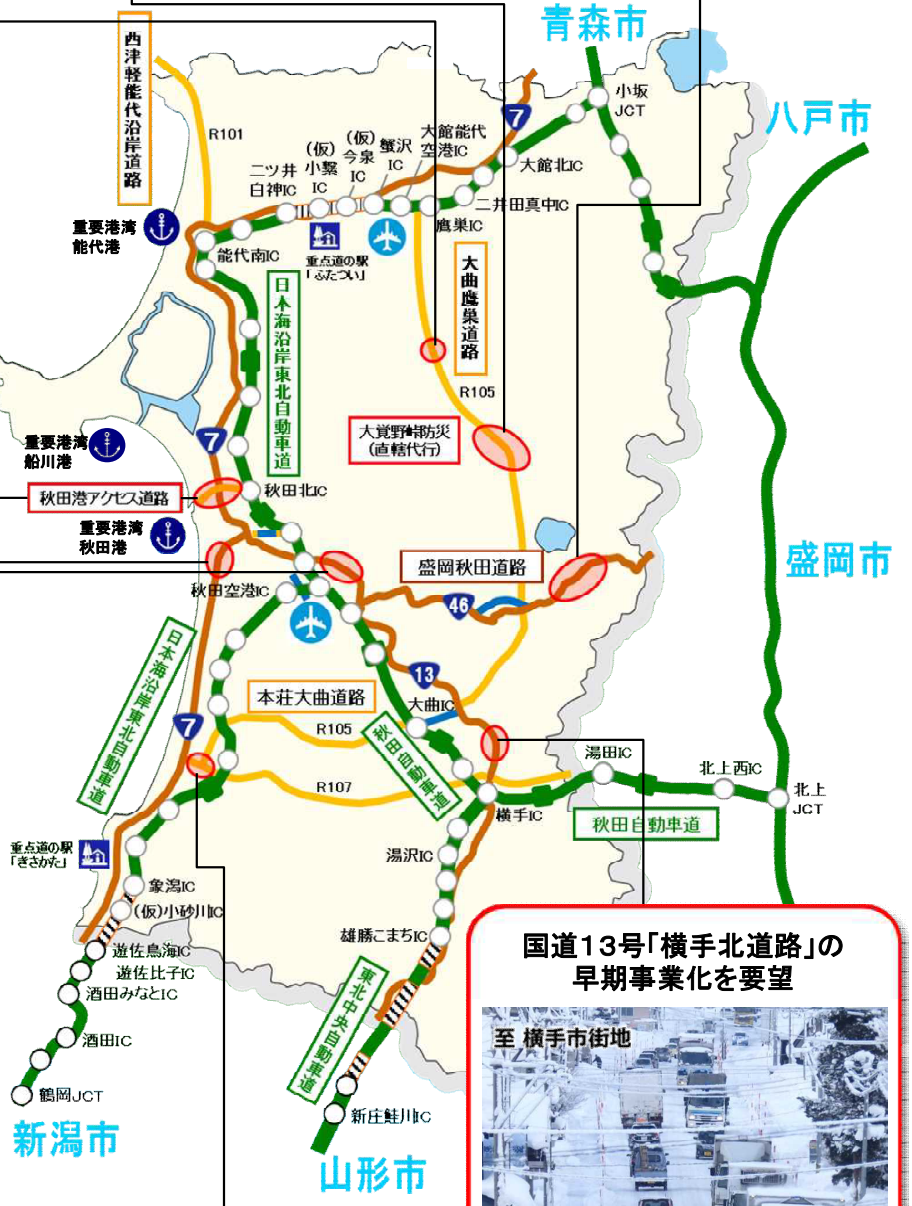

国道13号「横手北道路」の早期事業化を要望

国道13号の冬期の混雑状況（横手市金沢中野地区）

（担当課室名　建設部道路課）

Ⅷ-４　ＪＲローカル線と第三セクター鉄道の維持・活性化に向けた支援について

国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

ＪＲローカル線及び第三セクター鉄道は、住民生活や地域の活性化、交流人口の拡大などを支える貴重な社会資本であることから、これらの利便性を高め、利用拡大と持続的な運行につなげるため、次のとおり支援の拡充を図ること。

（１）　ＪＲローカル線について、沿線地域の意向を尊重し、安易なバス転換等によることなく、鉄路として維持することを基本とした、ＪＲ各社と地域が一体となった維持・活性化策に対し、積極的な支援を行うこと。

（２）　第三セクター鉄道において、事業者の経営改善等を通じて、安全で安定的な運行の維持と利便性向上を図る「鉄道事業再構築事業」が十分に活用されるよう、計画策定に向けた支援を行うとともに、関連する予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　ＪＲローカル線の維持・活性化に向けて、当県では、特に利用が少ない花輪線と北上線において、岩手県及び両県の沿線自治体と連携し、ＪＲ東日本と共に、路線の利用拡大を図る取組を重点的に進めています。

（２）　昨年１０月に施行された改正地域交通法による新たな協議の仕組みに対し、モード転換等への移行を危惧する声が地域住民より寄せられていることから、秋田・岩手両県及び関係自治体では、住民の不安を回避するため、鉄道の利用促進に力点を置いた施策を独自に展開しており、今後はこうした取組にも国の支援が求められます。

（３）　また、県内の第三セクター鉄道である秋田内陸線及び鳥海山ろく線は、住民の日常生活を支える移動手段として利用されるとともに、国内外の観光客の人気も高まり、貴重な誘客コンテンツとして、観光を通じた地域振興を図る上でも欠かせない路線となっています。

（４）　当県では、両鉄道の沿線市と共に、鉄道事業者の経営改善を図りつつ、鉄道を核とした国内外からの誘客拡大や沿線地域の活性化につなげていくことを目指し、「鉄道事業再構築実施計画」の策定及び国による認定に向けた協議を進めています。

（担当課室名　観光文化スポーツ部交通政策課）

Ⅷ-５　持続可能な地域公共交通網の確立とライドシェアへの対応について（拡充）

国土交通省大臣官房、総合政策局、物流・自動車局

【提案・要望の内容】

交通事業者における乗務員不足が進行し、地域公共交通施策が転換期を迎える中にあって、住民生活を支える効率的で利便性の高い交通体系の確立を図るため、次のとおり支援を強化すること。

（１）　バス路線や乗合タクシー等を対象とする国庫補助事業について、十分な予算措置を講じて制度の拡充を図ること。

（２）　乗務員等の担い手確保に向け、支援制度の創設など新たな対策を講じるほか、交通事業者等が行うデジタル技術を活用した利便性の向上に資する取組に対し、十分な予算措置により支援の拡充を図ること。

（３）　いわゆるライドシェアについて、安全性の確保や既存の交通事業者との競合の回避はもとより、タクシー事業者が少なく、利用者の高齢化が進む地方の実情に配慮した制度を構築すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の要件に適合しない系統が増えていますが、その受け皿となる「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について市町村ごとの上限額が引き下げられており、このことが、乗合バスの運行の確保や、効率的なコミュニティ交通の再編を進める上での課題となっています。

（２）　全国的に乗務員不足などに起因したバス路線の廃止や縮小が進行する中にあって、ＡＩオンデマンド機能の活用等により利便性の向上を図りつつ、コンパクトで持続可能な地域交通体系へ再編していくことが求められています。

（３）　ライドシェアについて、創設された自家用車活用事業に対し、受け皿となる事業者が少ない地域における普及に課題があるほか、配車アプリやキャッシュレス決済の利用が前提となり、高齢者の利用になじみにくい点などについて、懸念する声が寄せられていることから、県では、市町村等と共に検討会を立ち上げ、地域住民の移動ニーズやタクシー営業の実態などを把握しながら、導入に向けた課題を整理し、対応を検討することとしています。

（担当課室名　観光文化スポーツ部交通政策課）

Ⅷ-６　アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局、民間資金等活用事業推進室
総務省自治財政局
国土交通省都市局

【提案・要望の内容】

老朽化した県立体育館について、ＰＦＩによりＢリーグプレミア等が利用できるアリーナに建て替える計画であることから、財政支援を次のとおり拡充すること。

（１）　都市公園の機能向上に資する公園施設の整備であり、「社会資本整備総合交付金（都市公園事業）」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。

（２）　ＩｏＴ・ＡＩ等のデジタルを活用した未来志向のアリーナ整備であり、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。

（３）　公共施設の集約化を行うこととしており、事業期間が令和８年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）」について、期間の延長を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　築５５年が経過した県立体育館について、今後の人口減少を見据え、関連した機能を有するスポーツ科学センターと集約し、目標使用年数が経過する令和１０年秋までに、ＰＦＩにより建て替える計画となっています。

（２）　建て替えに当たっては、県民スポーツの普及振興はもとより、Ｂリーグプレミアのライセンス基準を満たし、最先端のデジタル技術を備えるアリーナを整備する計画であり、建設地である都市公園の機能向上の観点も加えながら、令和７年４月の着手に向けて、ＰＦＩ法に基づく実施方針の公表等の手続を進めています。

【参考資料】

「秋田の元気を創造する拠点」として都市公園内に整備

◎ 子供達に夢を与える
◎ 選手と観客が躍動する
◎ 賑わいづくりにも貢献する

未来志向の施設整備

都市公園の機能向上

R10.秋 オープン

アリーナ(みる)・体育館(する) + 医・科学(ささえる)

トレーニング室

Bプレミア基準アリーナ（6,000席以上確保）

映像・照明・音響装置

最先端デジタル技術

大会・育成・県民利用の体育館(公式２面)

スポーツ医・科学

整備運営手法　民間の資金とノウハウを活用するＰＦＩ

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
基礎調査（終了）	→						
基本計画（策定済）		→					
PFI手続き			→	実施方針等公表済 ⇒ 入札公告(R6.7) ⇒ 事業者選定(R6.12) ⇒ 契約締結(R7.4)			
設計・施工				設計 →	施工 →		
				社会資本整備総合交付金 デジタル田園都市国家構想交付金 公共施設等適正管理推進事業			
開　館							令和10年秋開館 開館

（担当課室名　観光文化スポーツ部スポーツ振興課）

Ⅷ-７　インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について（拡充）

外務省アジア大洋州局
国土交通省大臣官房、航空局
観光庁

【提案・要望の内容】

現在、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の地方への流動を促すため、地域の実情を踏まえた戦略的な訪日プロモーションを拡充するとともに、地方空港におけるグランドハンドリング業務や保安検査を行う民間事業者の人材不足の解消に向けた更なる支援策を行うほか、秋田空港の台湾定期路線の早期認可に必要な措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　我が国を訪れる訪日外国人旅行者は、昨年５月の新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後、円安傾向も追い風となり、大都市圏を中心に大幅に増加していますが、東北地方においては、一部の空港で直行便の復便が遅れており、インバウンド需要の回復も鈍い状況にあります。

（２）　こうした状況を踏まえ、東北地方におけるインバウンド需要の早期の回復を図るため、２０２５年大阪・関西万博の開催を契機とした富裕層向けのプロモーションを行うなど、大都市圏から地方へ誘客を促す取組を国全体として強化する必要があります。

（３）　また、現在、地方空港では、グランドハンドリングや保安検査を行う民間事業者の人材不足や離職率の高さが引き続き大きな課題となっており、県独自の対策を行っているものの、依然として解消していないことから、更なる支援策が求められています。

（４）　加えて、秋田空港では、昨年１２月に台湾チャーター便が就航しましたが、インバウンドの地方への分散や、地方における持続的なインバウンド誘客の促進に当たっては、早期に定期路線としての認可を得て、利用促進を図る必要があります。

【参考資料】

（三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較）

※（　）内は構成比を表している。
※三大都市圏とは「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の８都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。
出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

（外国人宿泊者数の推移）

（人泊）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
青森県	356,550	78,420	17,090	32,930	271,020
岩手県	343,970	87,780	17,750	25,640	271,380
宮城県	563,040	131,270	49,490	65,620	518,330
秋田県	139,400	25,380	7,910	16,280	95,460
山形県	234,050	87,440	15,920	25,900	166,930
福島県	214,690	87,680	34,840	38,350	220,220
合　計	1,851,700	497,970	143,000	204,720	1,543,340
全　国	115,656,350	20,345,180	4,317,140	16,502,920	114,336,090

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（全施設）
※令和5年のデータは速報値

（担当課室名　観光文化スポーツ部誘客推進課）

Ⅷ-８　国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の早期実現と公園施設の整備促進について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

（１）　国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地に選定された「八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）」については、資質調査を着実に進めるとともに、関係機関との調整など、新規指定・大規模拡張に向けた取組を早期に進めること。

（２）　国立・国定公園の施設整備については、公園利用者の安全性・快適性の向上を図る必要があることから、十分な予算を確保すること。

また、国立公園において県が国庫補助事業等により整備した既存施設については、国と地方の役割分担の原則に基づき、国への移管を進め、直轄事業として国が改築や改修を実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　昨年、候補地において資質調査に着手されたところであり、当県では調査への協力や候補地の関係市町村との意見交換等による情報共有を図っているほか、「生物多様性のための３０ｂｙ３０アライアンス」に参加登録し国や関係機関との連携を強化したところです。

また、関係市町村からは、着実な資質調査の進捗や新規指定・大規模拡張の早期実現を求める声が上がっています。

（２）　国立・国定公園については、自然環境整備計画に基づき、施設の改修を進めていますが、過去数年間、要望に対して十分に予算が確保されず、事業の進捗に遅れが出ているほか、年々施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修を引き続き進めていく必要があります。

また、ここ数年頻発している自然災害に伴い、施設の早期復旧整備や公園の安全管理のための改修などが課題となっていることから、それらに適切に対応するための継続的な財源確保が必要です。

【参考資料】

1　国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地図

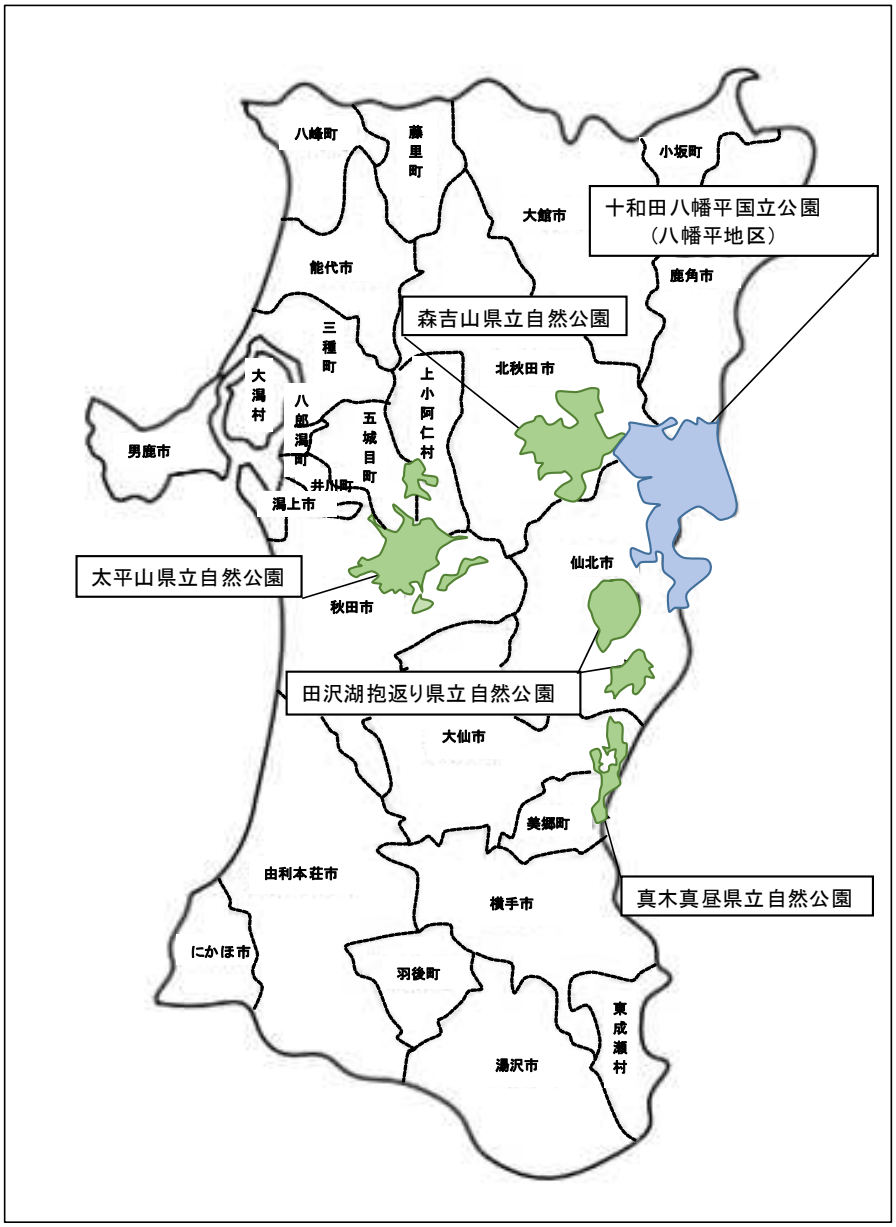

2　市町村等の動向

森吉山県立自然公園を擁する北秋田市では、平成２９年から民間団体が国定公園昇格運動に取り組んでおり、選定結果を受けて、令和５年２月に関係団体が北秋田市長に要望書を提出し、また、同年６月に北秋田市が国立・国定公園化キックオフシンポジウムを開催するなど、地元の動きが活発化しています。

3　生物多様性のための３０ｂｙ３０アライアンス

２０３０年までに生物多様性の損失を食い止め回復させるために、自国の陸域・海域の少なくとも３０％を保全・保護する国際約束である「３０ｂｙ３０目標」の国内達成に向けた取組を進めるために発足した行政、企業、ＮＰＯ等の有志連合。

４　十和田八幡平国立公園の利用者数

（単位：万人）

年　次	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
利用者数	４６６	４５９	４７０	２６８	２４９

注)国立公園利用者数（公園、年次別）【環境省】

５　当県での自然環境整備交付金の要望と内示額

（単位：百万円・％）

項目＼年度		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
国立公園	要望額	２９	２２	３３	３２	２７
	内示額	２２	１２	１６	３１	１８
国定公園	要望額	２３	２９	２７	２２	１９
	内示額	２１	２３	１５	９	１４
計	要望額	５２	５１	６０	５４	４６
	内示額	４３	３５	３１	４０	３２
	配分率	８３	６９	５２	７４	７０

６　自然環境整備交付金を活用して整備した例

・阿弥陀池避難小屋改修工事（令和５年度）

　十和田八幡平国立公園地内にある老朽化した阿弥陀池避難小屋について、噴石対策として屋根をアラミド繊維で補強及び内外装を改修した。

・法体の滝園地吊橋改修工事（令和５年度）

　鳥海国定公園地内にある老朽化した法体の滝園地吊橋について、破損した高欄支柱や木床板の交換及び橋桁の塗装を実施した。

（担当課室名　生活環境部自然保護課）

Ⅸ　人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり

Ⅸ-１　総合的な少子化対策への支援について

こども家庭庁
総務省自治財政局
文部科学省初等中等教育局、高等教育局
厚生労働省大臣官房、保険局

【提案・要望の内容】

（１）　少子化対策は国家的に取り組むべき課題であることから、我が国が持続的に発展していくためのビジョンを具体的に示すとともに、若い世代が結婚、妊娠･出産、子育てに希望を持つことができるよう経済的支援と併せ、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、育児休業制度や子育てのための有給休暇制度の充実など抜本的な制度改革を推進すること。

（２）　幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、２歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。

また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。

（３）　「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。

（４）　「こども未来戦略」の「加速化プラン」において実施を予定している児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などについて、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図るとともに、地方の負担が増えないようにすること。

（５）　国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

また、出産費用について、保険適用の導入の早期実現に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度となるよう検討すること。

さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充

実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展しており、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることから、国は、その責任において、若者が将来に希望を持てるビジョンを示し、安心して結婚、出産、子育てできるための経済的支援に加え、有給休暇制度や育児休業時の所得補償等の充実と取得促進、仕事と家庭の両立ができる働き方改革、男女の労働待遇の平等化など、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、各種の施策を抜本的に見直していく必要があります。
　また、出生率の全国値は人口千対６．３（令和４年）であるのに対し、当県においては、４．３と全国最下位であることなどから、人口減少問題の克服を、県政運営指針である「新秋田元気創造プラン」の最重要課題とし、２歳以下の乳幼児も第１子から保育料助成の対象にするなど、思い切った経済的負担の軽減策をはじめ、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。

（２）　幼児教育・保育の果たす役割は重要であり、地域や子どもの年齢、世帯の構成や所得にかかわらず等しく支援を受けられるようにするため、現在、国が実施している保育料の無償化について、対象外となっている２歳以下の乳幼児も無償化の対象とするなど、制度を拡充する必要があります。
　また、制度が拡充されるまでの間、先進的な地方公共団体が独自に行っている２歳以下への保育料助成等については、地方財政措置を講じることが必要です。

（３）　地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、官民協働で運営している結婚支援センターの運営費の構成員負担分も交付金の対象とし、結婚支援センターの運営事業が安定して実施できるよう恒久的な助成対象とするほか、結婚新生活支援事業の対象経費に住居に伴う駐車場利用料金や、設置工事を必要とする冷暖房機器等の設備購入代も含めるなど各地域の実情に応じた柔軟な制度にすることが必要です。

（４）　妊婦や子育て家庭が安心して出産や子育てをするためには、「加速化プラン」に盛り込まれた児童手当の抜本的拡充や妊娠期からの切れ目ない支援などを着実に実施していくことが大切であり、また、地方の財政負担が増えないよう、国の責任において、必要な財源を安定的に確保することが必要です。

（５）　福祉医療費については、従来、乳幼児と小中学生を助成対象としていましたが、令和６年８月からは対象範囲を高校生まで拡大するとともに所得制限を撤廃することにしています。

また、出産費用について、正常分娩の場合、医療保険の適用外となっているため、医療機関がその額を決定しており、負担額に差がある中、地域によっては医療機関を選択できない状況です。現在は、医療保険から出産育児一時金として給付がありますが、安心して出産できるよう、出産費用を公費負担とするなどの制度の構築が必要です。

さらに、義務教育にかかる費用のうち、原則保護者の負担となっている学校給食費については、全国的にも無償化を実施している地方公共団体が増加しており、県内でも１２市町村が独自に無償化等の支援を行っています。

当県の平成３０年度少子化・子育て施策に関する調査によれば、理想とする子どもの人数が持てないと思う理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎることが１位となっています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるという少子化対策は、地方公共団体毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

【参考資料】

1　「新秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

（１）保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率　県1/2　市町村1/2

①　保育料助成事業

ア　対象者　　幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ　助成率等

ⅰ　世帯年収約640万円※までの世帯（第１子から）　1/2又は1/4

ⅱ　世帯年収約640万円※までの世帯　　第２子以降の保育料全額

ⅲ　第３子以降が生まれた世帯年収約640万円～930万円※までの世帯　第２子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

②　子育てファミリー支援事業（平成３０年度開始）

ア　対象者　　第３子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ　助成額　　１世帯当たり15,000円（年上限額）

③　副食費助成事業（令和元年１０月開始）

ア　対象者　　幼稚園や保育所等を利用する３～５歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ　助成率等

ⅰ　世帯年収約360万円※を超える世帯（第１子から）　1/2又は1/4

ⅱ　世帯年収約360万円※を超える世帯　第２子以降の副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

（２）乳幼児・小中高生に対する福祉医療費助成

一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対して実施している福祉医療費の助成を、令和６年８月から対象範囲を高校生まで拡大するとともに所得制限を撤廃して実施する。

・対象：０歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）　〈令和６年７月まで〉

０歳から18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある児童（保護者の所得制限なし）　〈令和６年８月から〉

・内容：①０歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

②上記①に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、１医療機関１か月あたり1,000円が上限）

2　当県の出生数・出生率

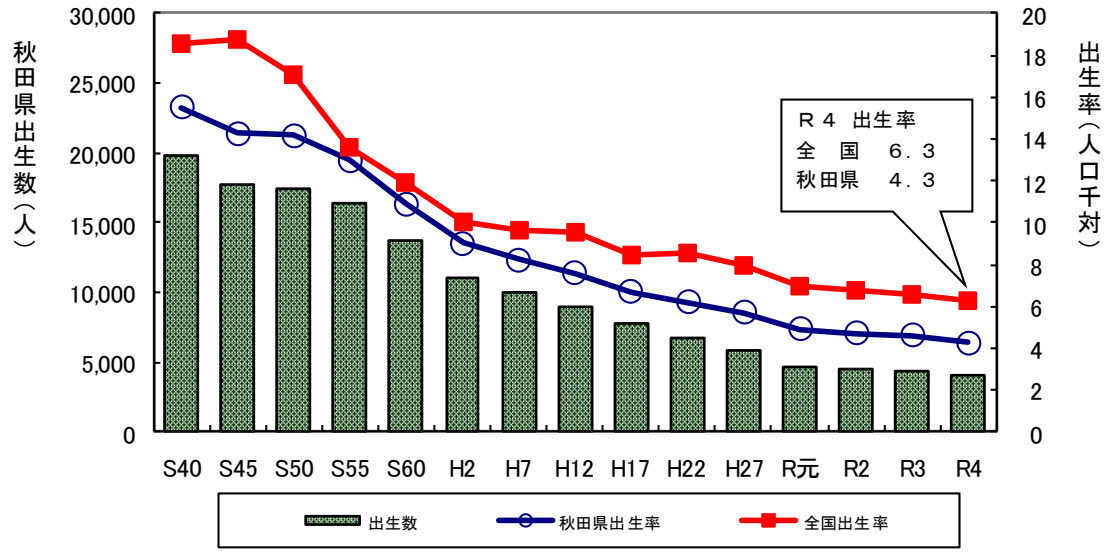

出典：人口動態調査【厚生労働省】

3　当県の婚姻件数・婚姻率

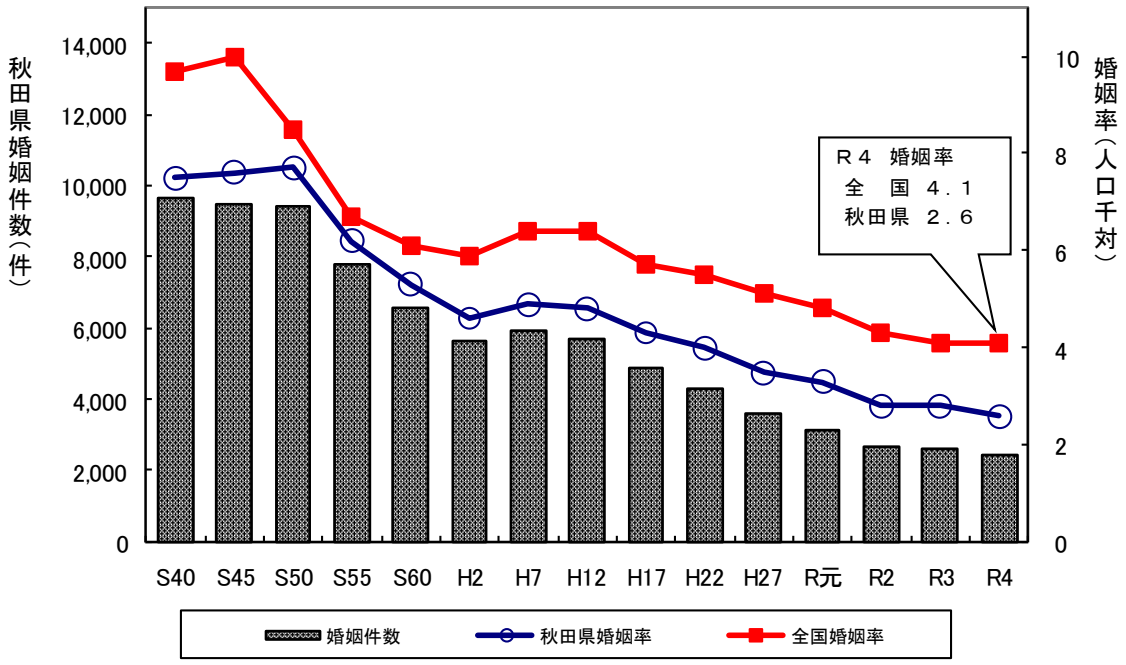

出典：人口動態調査【厚生労働省】

４　都道府県別人口増減率（平成２７～令和２年）

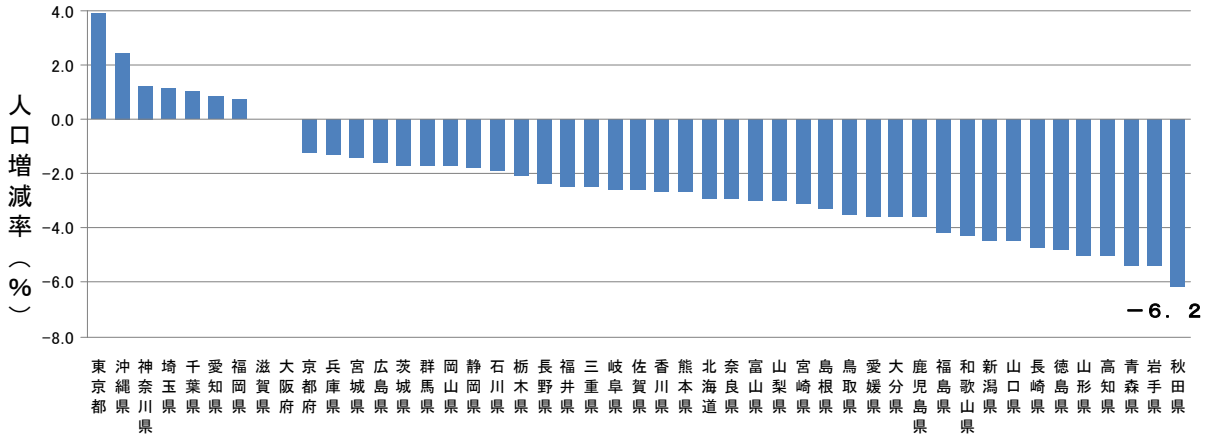

出典：令和２年国勢調査【総務省統計局】

（担当課室名　あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、
健康福祉部健康づくり推進課国保医療室、
教育庁保健体育課）

Ⅸ-２　女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

（１）　昨年６月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）」では、我が国は１４６か国中１２５位と先進国の中でも極めて低い水準にある。

女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用が不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力に推進すること。

（２）　「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。

また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。

（３）　女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　国では、「第５次男女共同参画基本計画」において、２０３０年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指して取組を進めていますが、いまだにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が出産や育児休業からの復帰後も、個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

特に、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を契機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰を進めるためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援などの魅力ある職場づくりのほか、共働き・共育ての意識醸成を進めていくことが不可欠になっています。

こうしたことから、当県では、民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第５次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めています。

（２）　また、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の９９．９％を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。

こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組に関して、職業生活の活躍に関する取組と併せて実施することや、事業実施主体における総事業予算の２０％以内とするといった交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。

（３）　女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業

のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進めるためにも、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度の充実や、えるぼし・くるみん認定等に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

また、女性の活躍やワークライフバランス推進のためには、男女を問わず、育児休業の取得を促進することが重要であり、より取得しやすい制度にするとともに、実効性を高めていくことが必要です。

【参考資料】

１　管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合（%）	
東北	全国		
1	5	青　森　県	20.9
2	9	山　形　県	18.7
3	12	宮　城　県	17.5
4	24	秋　田　県	15.6
5	29	岩　手　県	15.0
6	37	福　島　県	13.1
		全　国　平　均	15.3

順位		生産年齢人口における女性の有業率（%）	
東北	全国		
1	1	山　形　県	77.7
2	9	岩　手　県	75.2
3	13	秋　田　県	74.8
4	30	青　森　県	72.5
5	37	福　島　県	71.8
6	42	宮　城　県	71.4
		全　国　平　均	72.8

出典：総務省「令和４年就業構造基本調査」

２　東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及びえるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和５年１２月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業）（社）	
東北	全国		
1	3	秋　田　県	449
2	11	福　島　県	257
3	13	岩　手　県	213
4	28	宮　城　県	80
5	33	山　形　県	61
6	35	青　森　県	52
		全　国　平　均	167

順位		えるぼし認定企業数	
東北	全国		
1	12	岩　手　県	30
2	15	山　形　県	25
3	18	宮　城　県	23
4	26	福　島　県	17
5	29	青　森　県	16
6	37	秋　田　県	11
		全　国　平　均	53

順位		プラチナえるぼし認定企業数	
東北	全国		
1	8	青　森　県	1
〃	〃	岩　手　県	1
3	20	宮　城　県	0
〃	〃	秋　田　県	0
〃	〃	山　形　県	0
〃	〃	福　島　県	0
		全　国　平　均	1

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

３　東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和５年９月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業）（社）	
東北	全国		
1	24	宮　城　県	847
2	28	福　島　県	761
3	29	岩　手　県	705
4	32	秋　田　県	645
5	39	山　形　県	435
6	44	青　森　県	354
		全　国　平　均	1,217

順位		くるみん認定企業数	
東北	全国		
1	19	山　形　県	59
2	20	宮　城　県	58
3	24	岩　手　県	51
〃	〃	福　島　県	51
5	35	青　森　県	38
6	37	秋　田　県	33
		全　国　平　均	91

順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国		
1	15	山　形　県	8
2	19	宮　城　県	7
3	26	青　森　県	5
〃	〃	福　島　県	5
5	34	岩　手　県	3
6	43	秋　田　県	1
		全　国　平　均	12

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

４　当県独自の取組

［あきた女性活躍・両立支援センターの設置］
　企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。
・設置時期　平成３０年６月１日
・設置場所　秋田県商工会連合会内（秋田市）
・委 託 先　秋田県商工会連合会
・センターの機能
　①女性活躍・両立支援コーディネーターによる相談業務
　②専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
　③その他中小企業における取組の支援に関する業務

（担当課室名　あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

Ⅸ-３　新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
総務省自治財政局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

（１）　労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。

（２）　育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、「出生後休業支援給付」の支給日数の拡大や、「育児時短就業給付」の対象年齢の引上げなど、育児と仕事の両立に向けた支援制度の強化を図ること。

（３）　子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護等休暇の対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。

（４）　仕事と育児の両立を促進するため、短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢を拡大するほか、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。

（５）　派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、キャリアアップ助成金の運用の弾力化を図るとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。

（６）　労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスキリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　令和５年の全国の出生数（速報値）は、７５万人まで減少し、当県でも過去最少となるなど、自然減の進行に歯止めがかからず、少子化対策は待ったなしの状況にあり、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施する必要があります。

（２）　国においては、育児休業給付の給付率の引き上げや短時間労働者への給付に向けた雇用保険の適用拡大のほか、短時間勤務の活用を促すための給付金の創設、子の看護休暇の取得事由の拡大などが行われていますが、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくりを進めるためには、更なる取組の強化が必要です。

（３）　当県では、若年者等が働きがいのある職場環境づくりをテーマに、人材育成や多様な働き方の導入等に向けた企業への伴走型の支援に取り組んでいるほか、高度な資格取得等への助成やｅラーニング講座の提供など自発的な学び直しを支援する取組を進めていますが、少子化対策に向けた働き方改革を推進するに当たっては、企業経営者や労働者の意識改革と行動の変化が伴うような国民的な運動の展開や、人材の価値を最大限引き出す「人への投資」などに、国を挙げて総合的な対策に取り組むことが必要です。

（４）　非正規雇用で働く就職氷河期世代や若年女性の正規雇用化を促進するため、当県では、キャリアアップ助成金活用企業への奨励金制度を実施しており、国においても当該助成金の引き上げがなされたところですが、非正規雇用者の安定的な就労につなげるためにも、正規雇用者との格差是正に向けた取組を更に強化する必要があります。

【参考資料】

1　当県における出生数及び出生率の推移

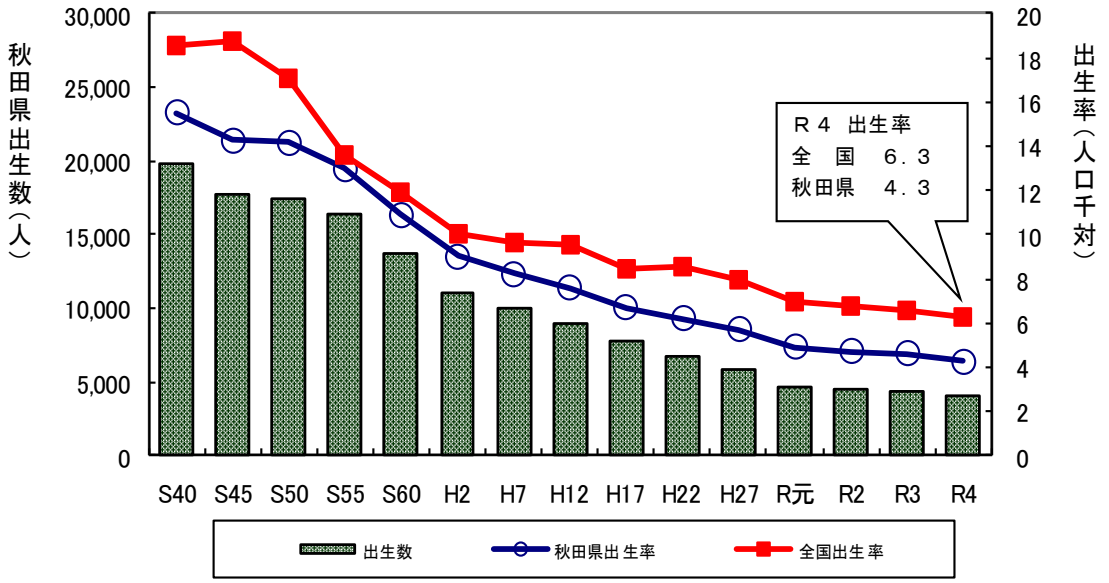

（出典：厚生労働省「人口動態統計」）

2　当県における育児休業取得率の推移

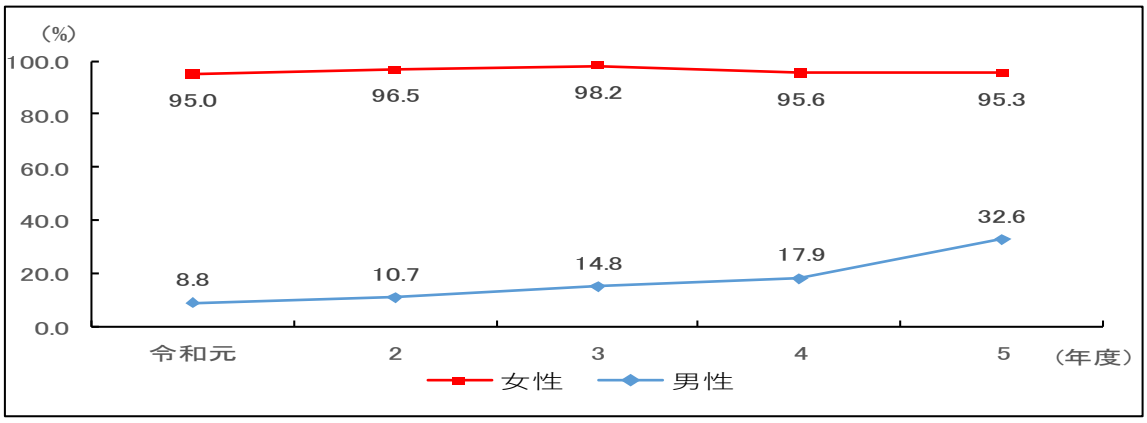

（出典：秋田県「労働条件等実態調査」）

3　当県における正規、非正規労働者の推移

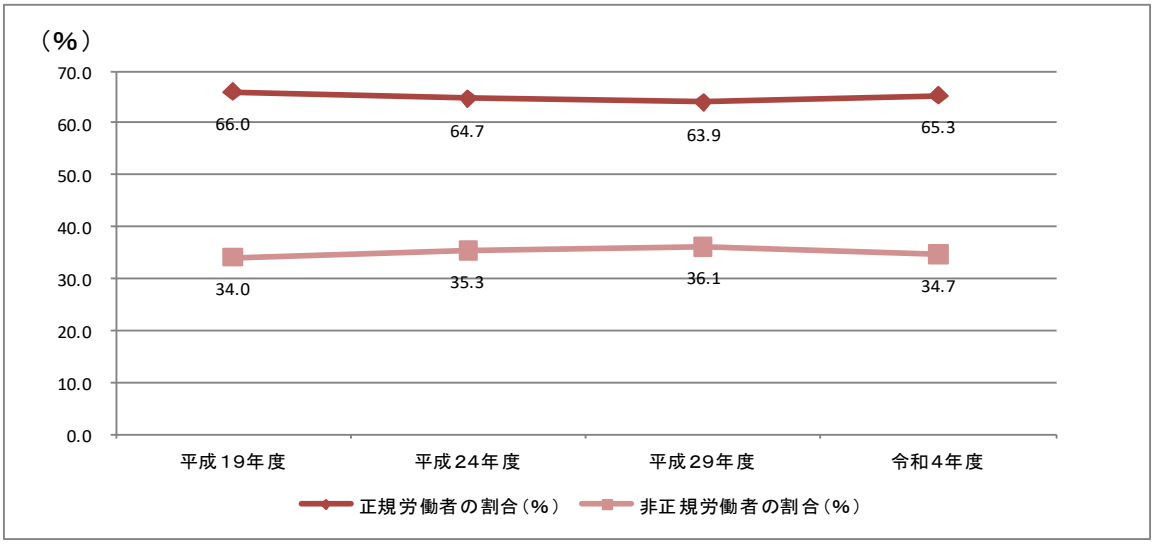

（出典：総務省「就業構造基本調査」）

4　全国における正規、非正規雇用労働者の所定内給与額の推移

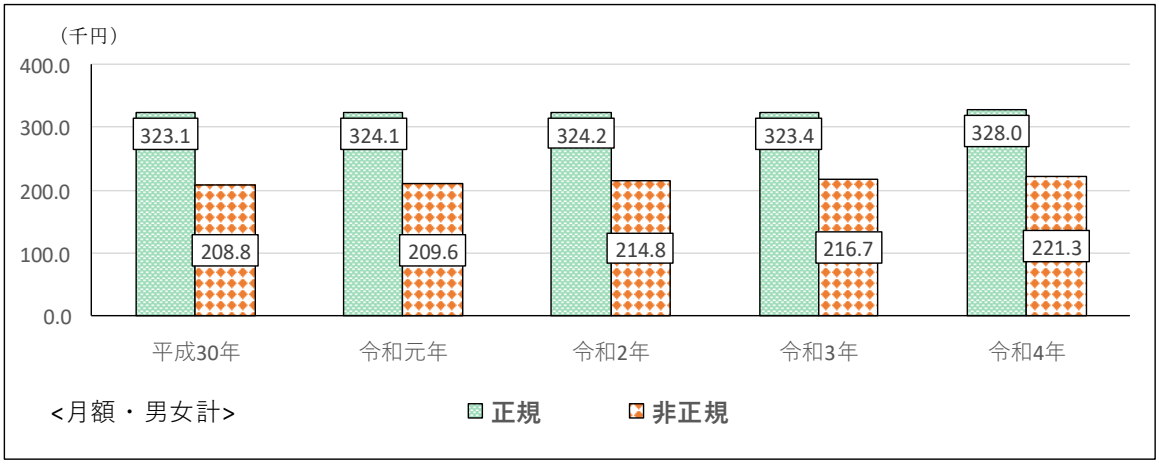

（出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）

（担当課室名　産業労働部雇用労働政策課）

Ⅸ-４　多様性に満ちた社会づくりの推進について

内閣府政策統括官（共生・共助担当）
消費者庁
法務省人権擁護局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

性的指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別、顧客等からの著しい迷惑行為など、ＳＤＧｓの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備と共に、広報・啓発や教育の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　県民意識調査や各種団体等への意見聴取の結果から、性的指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別、顧客等から労働者に対する暴言や執ようなクレーム等の著しい迷惑行為など県民が様々な差別等を感じていることが分かりました。

（２）　当県では、これらの差別等の解消を図り、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会の実現を目指し、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定し、差別等全般に関するテレビＣＭの放映や理解促進動画の配信、児童生徒向け副読本の配布等による広報・啓発や教育を行っています。

（３）　また、差別等の種類毎の対策としては、性的指向が異性のみではない人等を対象にしたパートナーシップ宣誓証明制度のほか、カスタマーハラスメントの防止に向け、広く県民を対象にしたオンライン広告などの広報・啓発を進めています。

（４）　差別等については、当県のみの問題ではなく、社会的な議論や対策の全国的な展開が必要であり、とりわけ性的少数者については、施設利用にかかる取扱いなどに関して「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多

様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく指針を速やかに策定するほか、良好かつ平穏な生活に向け、性の多様性に関する理解促進を進める必要があります。

【参考資料】

1　差別等を感じる機会の有無

・差別等をよく感じることがある人及びたまに感じることがある人の合計は45.6%であった。

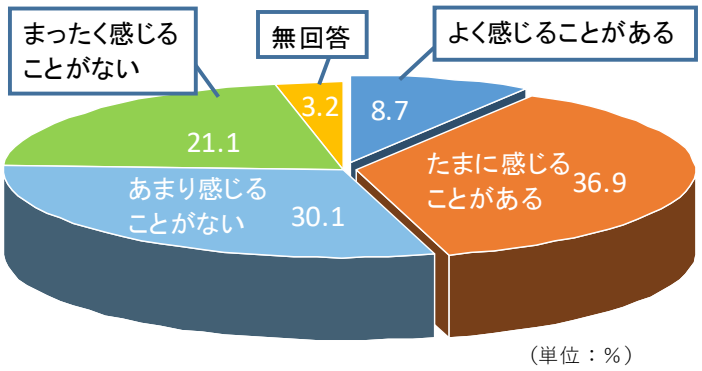

（単位：%）

2　感じる差別等の種類

・「年齢を理由とするもの」が 34.5%と最も多く、次いで「ハラスメント」が27.1%、「性別を理由とするもの」が25.7%、「障害を理由とするもの」が22.4%であった。

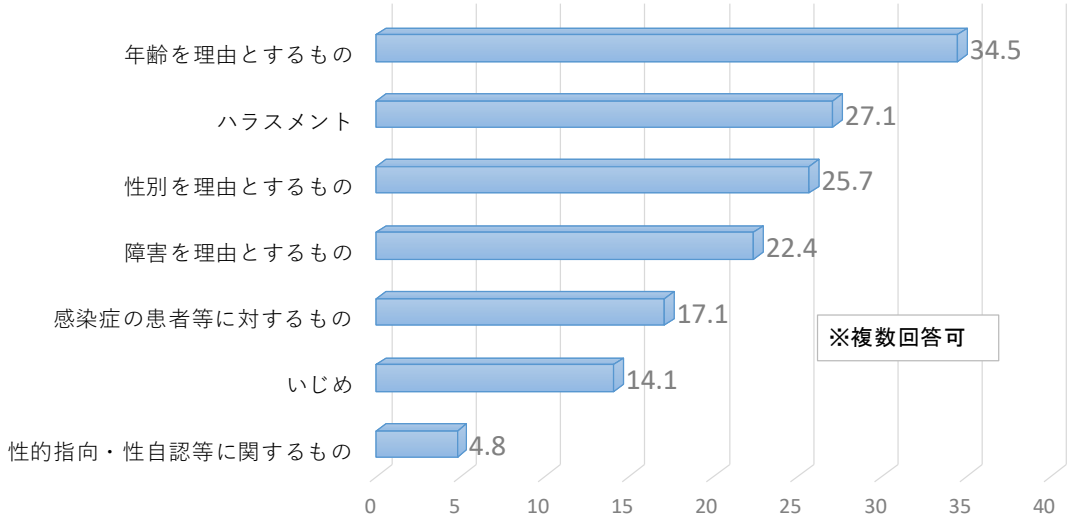

出典：令和５年度　県民意識調査報告書

（担当課室名　あきた未来創造部あきた未来戦略課）

Ⅸ-５　安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【提案・要望の内容】

（１）　市街地における交通の円滑化に加えて、通学路の交通安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」や無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」等の街路整備に必要な予算を確保すること。

（２）　中心市街地の交流拠点である「千秋公園（秋田市）」や、災害から住民を守る拠点となる「赤坂総合公園（横手市）」等の公園整備のほか、公園施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。

（３）　宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴い、新たな事務負担が必要となることから、基礎調査に要する費用の国費率の嵩上げ措置の継続や、許可審査や検査等の事務を円滑に遂行するためのシステムの構築など、地方公共団体の負担を軽減するための措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　安全・安心なまちづくりの基盤となる街路は、通学路合同点検を踏まえた交通安全対策や防災機能の向上を図る無電柱化を計画的に進めていくことが必要です。

（２）　地域の賑わい創出を図る公園の再整備や、防災拠点となる公園整備のほか、人々の憩いの場で災害時の避難場所ともなる都市公園の施設の老朽化対策を着実に推進するため、安定的な予算の確保が必要です。

（３）　当県では、令和７年度の規制区域指定に向けて基礎調査を進めていますが、危険な盛土等について、全国で隙間のない規制を確実に行っていくためには、基礎調査や規制区域の指定及び盛土等に関する工事の許可審査等の事務負担の増加に対して、国の積極的な関与や継続した支援が必要です。

安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備

秋田市　秋田市立地適正化計画[H30.3策定]

新屋土崎線（あらやつちざき）　旭南工区（きょくなん）

慢性的渋滞、歩道狭小
→ ４車線化・無電柱化により
円滑で安全な交通環境へ

県街路事業により
都市内交通の円滑化や
無電柱化を推進

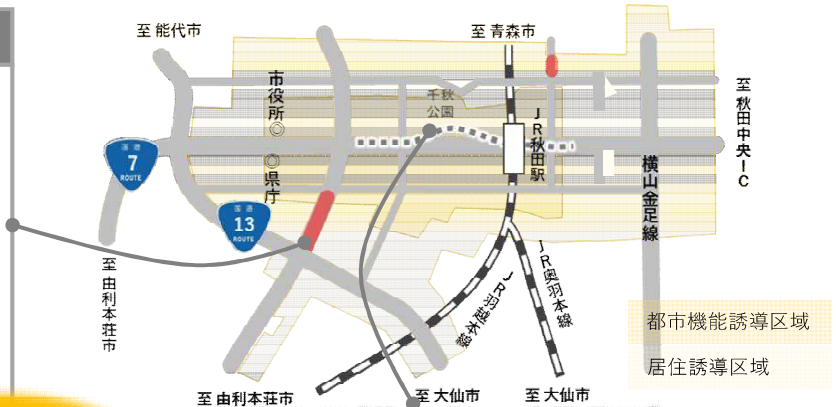

横手市　横手市立地適正化計画[R4.5改定]

八幡根岸線（やわたねぎし）　根岸町工区（ねぎしちょう）

通学路及び医療機関等へのアクセス道路
であるが歩道がなく幅員狭小
→ 道路拡幅・歩道整備により円滑な
交通の確保と交通安全の向上へ

県街路事業により児童の
交通安全及び市街地での
円滑な交通を確保

体育館の整備による
防災機能の向上

総合指揮本部、医療本部等を体育館に集約し、
既存施設と連携⇒広域防災機能を最大限発揮！

○職員数が減少する中、盛土規制法の施行に伴い、新たな事務が発生

基礎調査、規制区域指定のほか、
許可審査、届出受理、検査実施、
監視・パトロール、不法盛土対応

⇒　地方負担の軽減が必要！

◆事務執行に必要な人員→54人(専任+兼務)
＊R5年1月の３省庁説明会資料による試算
＊県全域(中核市除く)を規制区域と仮定

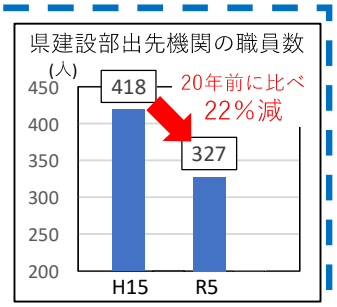

（担当課室名　建設部都市計画課）

Ⅸ-６　持続可能な下水道事業への支援について（拡充）

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

（１）　流域下水道の資源と資産を活用し、地域の脱炭素化と事業運営の効率化を目指す「秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業」の推進に必要な予算を確保し、支援すること。

（２）　局地的な豪雨や都市化の進展に伴う内水氾濫被害の防止・軽減に向け、ハード対策とソフト対策の迅速かつ効果的な推進に必要な予算を確保すること。

（３）　県民生活や事業活動を支える基幹的なインフラ施設として、災害発生時にも機能不全に陥らないよう、下水道施設の耐震化・耐水化に必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　脱炭素先行地域計画に基づく当事業は、周辺公共施設群も含めてエネルギー自立化と脱炭素化を目指すものであり、早期の効果発現に向けては、再生可能エネルギー発電施設の整備にかかる財政支援が必要です。
　また、下水道特有の資源である消化ガスを最大限利用し、経営改善につなげるため、汚泥処理設備の機能増強も併せて実施する必要があります。

（２）　令和５年７月の大雨で大規模な内水氾濫が発生した秋田市では、古川等において集中的に浸水対策に取り組むこととしており、安全・安心な暮らしを切望する地域の声に応えるためには、財政的な支援が必要です。
　また、住民の防災意識の向上と避難の迅速化を促す雨水出水浸水想定区域図については、令和７年度中に作成を完了するため取組を進めています。

（３）　当県の主要な下水道管きょの耐震化率は約６割にとどまっており、能登半島地震の被災状況も踏まえると対策の加速化が必要です。一方で、人口減少に伴う使用料収入の減収等により各自治体の下水道事業の経営は厳しさを増しており、財源の確保が課題となっています。

持続可能な下水道事業に向けた取組

脱炭素化と事業運営効率化に向けた拠点整備

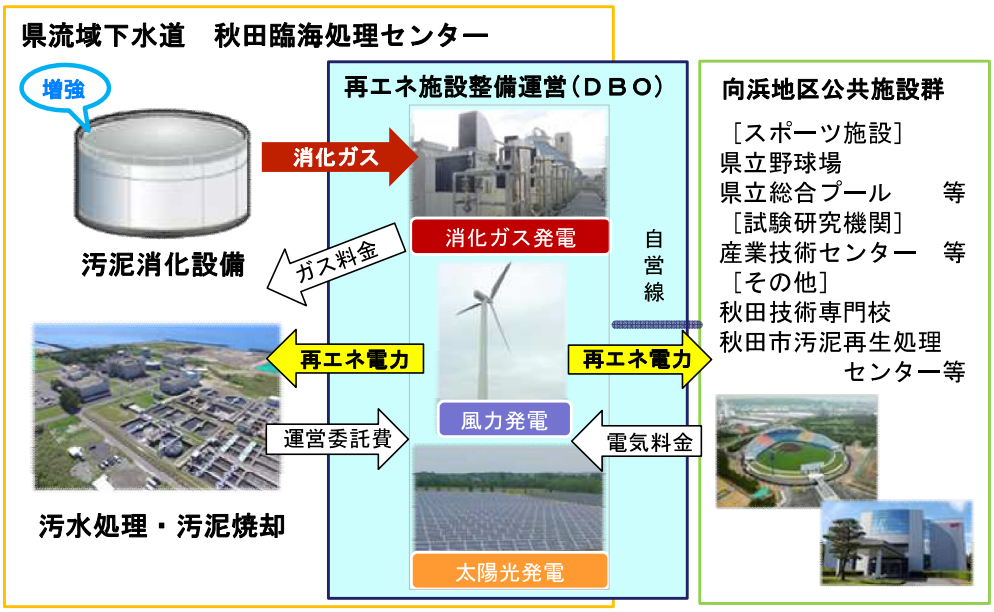

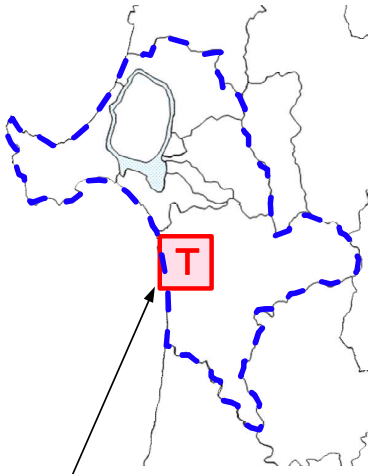

・昭和57年4月供用開始
・3市4町1村の汚水を処理

［下水道事業における効果］
- ✓ 消化ガス販売による収入
- ✓ 電気コスト縮減
- ✓ CO_2排出ゼロ
- ✓ 電力レジリエンス向上

［地域経済への効果］
- ✓ 雇用創出
- ✓ エネルギー地産地消による地域経済循環

［県有施設における効果］
- ✓ 電気コスト縮減
- ✓ CO_2排出ゼロ

内水氾濫被害の防止・軽減に向けたハード・ソフト対策

雨水排水ポンプ施設の整備
（秋田市　古川）

雨水出水浸水想定区域図の作成・周知

災害時の機能確保に向けた耐震化・耐水化の推進

耐震性能を有する２条目管の整備

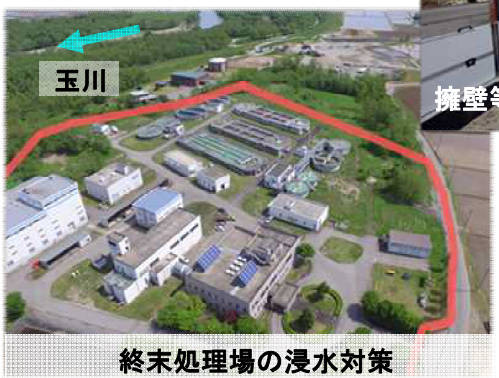

終末処理場の浸水対策

擁壁等による止水

（担当課室名　建設部下水道マネジメント推進課）

Ⅹ　健康長寿・地域共生社会の実現

Ｘ－１　国民健康保険事業費納付金の算定制度の変更等について（新規）

厚生労働省保険局

【提案・要望の内容】

現行制度による国民健康保険事業費納付金の算定では、賦課限度額超過世帯の割合が高い市町村の事業費納付金額が過大となることから、当該算定制度の変更又は県で対応可能な仕組みの提示を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　県は、国民健康保険法等の関係法令や「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定について（ガイドライン）」に基づき、市町村毎の事業費納付金と標準保険税率を算定しています。市町村は、これを踏まえて国民健康保険税を賦課・徴収し、県に事業費納付金を納付しています。

（２）　国民健康保険税の賦課に当たっては国民健康保険法施行令の基準に基づき条例により賦課限度額が定められており、農業による高所得者が多い当県の一部市町村では、約４０％（令和４年度の全国平均は約１．５％、全県平均は約１％）の世帯が、賦課限度額超過世帯に該当しています。

（３）　現行の事業費納付金の算定方法では、賦課限度額超過世帯の「課税できない所得」を含む所得を積み上げて算定されますが、一方で、税率を引き上げても賦課限度額超過世帯の課税額が増加しないため、標準保険税率を大幅に超えた税率を設定する必要が生じ、結果として中間所得世帯に過大な負担が求められることになります。

（４）　当県では、激変緩和措置を講じるとともに、今後、他道県の取組を参考に所得金額推計方法の見直しを検討する予定ですが、費用や期間の面で課題が多く、また、全国的にも同様の事例が見られることから、国のガイドラインの見直しやシステムの改修等が必要です。

（担当課室名　健康福祉部健康づくり推進課国保医療室）

Ｘ－２　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

（１）　障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。

（２）　地域移行を進めているものの、障害の重度化や高齢化が進んでいる状況においては、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、「秋田県障害福祉計画」に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。

（２）　施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。

（３）　当県は全国最速のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点、共同生活援助、就労支援事業所など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

（担当課室名　健康福祉部障害福祉課）

Ｘ－３　公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院等の公的病院が、二次医療圏における中核的医療機関として、救急医療や災害医療、へき地医療など、不採算部門を含む医療提供を担っているほか、新型コロナウイルス感染症にかかる病床の確保や発熱外来の設置、災害時におけるＤＭＡＴの派遣など、有事の際にも公立病院と同様に大きな役割を果たしてきたところです。

（２）　こうした中で、公立病院の建設改良や設備整備に要する借入れについては、その元利償還金に交付税措置があるものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費や設備整備費を助成する場合については、財政的な支援制度がありません。

（３）　平時における地域の医療提供体制の維持・確保のみならず、災害や新興感染症発生時など、有事の際の医療提供においても、公的病院は必要不可欠な存在であり、今後、老朽化していく公的病院施設の長寿命化や機能強化等を進めるためには、更なる財政支援の充実が必要です。

【参考資料】

【秋田県内の主な医療提供体制】

二次医療圏	旧二次医療圏	救命救急センター	周産期母子医療センター	救急告示病院	災害拠点病院	へき地医療拠点病院
県北	大館・鹿角	大館市立総合病院（地域）	大館市立総合病院（地域）	★かづの厚生病院 ほか２病院	★かづの厚生病院 大館市立総合病院	★かづの厚生病院
	北秋田			北秋田市民病院	北秋田市民病院	北秋田市民病院
	能代・山本			★能代厚生医療センター ほか２病院	★能代厚生医療センター	
県央	秋田周辺	秋田大学医学部附属病院（高度） ★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院（地域）	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか６病院	秋田大学医学部附属病院（基幹） ★秋田赤十字病院 ほか２病院	男鹿みなと市民病院
	由利本荘・にかほ			★由利組合総合病院 ほか２病院	★由利組合総合病院	★由利組合総合病院
県南	大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか２病院	★大曲厚生医療センター 市立角館総合病院	
	横手		★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院 ほか２病院	★平鹿総合病院	★平鹿総合病院
	湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 町立羽後病院	★雄勝中央病院	

※★は公的病院（公立病院を除く）

（担当課室名　健康福祉部医務薬事課）

Ｘ－４　医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築等について（拡充）

厚生労働省医政局、医薬局

【提案・要望の内容】

（１）　医師については、依然として大都市と地方との地域偏在は大きく、このままでは地域医療の維持が困難になることから、地域偏在の是正を図るため、国の責務として抜本的な偏在是正対策に取り組むこと。

（２）　地域医療の維持に重要な役割を果たす総合診療医の増加に向け、医師が総合診療医を目指し、地域で働き続けられるよう実効性のある対策を講じること。

（３）　地域医療の維持には、看護職員や薬剤師等の医療人材が重要な役割を担っているため、学生への修学資金貸与や看護師養成所運営への支援、ナースセンターの機能強化など、都道府県が独自に行う医療人材の確保と地域偏在の解消に向けた取組に対し、地域医療介護総合確保基金の弾力的な活用をはじめとした、必要な財政支援の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　令和５年度に国が示した医師偏在指標では、当県は全国第４１位であり、また、二次医療圏別では、県央以外の二次医療圏が医師少数区域となっています。

（２）　新専門医制度の開始以降、医師の地域偏在是正を図る上では、適正な募集定員設定となっていないことから、全国において大都市圏（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）の専攻医が占める割合は、４０％台の高い水準で推移しているほか、その周辺県の専攻医が増加しています。
　その結果、当県においては、臨床研修修了後の医師の県内定着率が、制度開始前の７８．７％と比べて、６６．９％と大きく低下しています。

（３）　新制度による専門医の今後の更新において、日本専門医機構では、専門医が自主的に医師不足地域での勤務を経験することへのインセンティブの付与等を検討するとしていますが、進展が見られません。
　新専門医制度の運用は、医師の地域偏在に及ぼす影響が大きいことから、日本専門医機構の制度運営に対して、国の関与により実効性のある対策を講じる必要があります。

（４）　医療法の一部改正（令和２年４月１日施行分）による医師の認定制度では、医師少数区域等における勤務経験が管理者要件となる病院が「地域医療支援病院」のみであることと、勤務経験として必要な期間が６か月と短期間であることから、医師の地域偏在対策としては効果が限定的であり、有効性を高めるための抜本的な見直しが必要と考えます。

（５）　高齢化の進展に伴い、地域包括ケアシステムを支える医療ニーズが高まることから、複数の慢性疾患を抱える高齢者に対応する総合診療医を確保することが喫緊の課題となっています。

（６）　当県では、医師不足と地域偏在の解消に向け、平成１８年度以降、秋田大学の地域枠等の医学生に修学資金を貸与してきたほか、平成２８年度から東北医科薬科大学の地域枠医学生に修学資金の貸与を開始するとともに、令和３年度には岩手医科大学に地域枠を新設するなど、医師確保対策に取り組んできましたが、県単独の取組には限界があります。

（７）　看護職員や薬剤師等の医師以外の医療人材について、全国的に増加傾向にあるものの、当県では令和４年に減少に転ずるなど、必要な人材の確保が難しくなっています。
　具体的には、看護職員を確保できない病院が医療機能を縮小する例が生じているほか、病院薬剤師偏在指標で全国第４６位となるなど、人材不足が深刻です。

【参考資料】

専攻医数の推移　（単位：人）

		H30		R元		R2		R3		R4		R5	
秋田県		60	0.7%	49	0.6%	55	0.6%	55	0.6%	47	0.5%	52	0.6%
大都市圏	東京都	1,824	21.7%	1,771	20.6%	1,783	19.6%	1,748	19.0%	1,749	18.5%	1,832	19.6%
	神奈川県	497	5.9%	516	6.0%	546	6.0%	607	6.6%	639	6.8%	665	7.1%
	愛知県	450	5.4%	476	5.5%	520	5.7%	552	6.0%	571	6.0%	612	6.6%
	大阪府	649	7.7%	652	7.6%	683	7.5%	669	7.3%	684	7.2%	676	7.2%
	福岡県	450	5.4%	444	5.2%	424	4.7%	451	4.9%	470	5.0%	434	4.7%
大都市圏計		3,870	46.0%	3,859	44.8%	3,956	43.6%	4,027	43.9%	4,113	43.5%	4,219	45.2%
周辺県	埼玉県	228	2.7%	256	3.0%	343	3.8%	317	3.5%	381	4.0%	366	3.9%
	千葉県	267	3.2%	332	3.9%	381	4.2%	388	4.2%	395	4.2%	397	4.3%
全国合計		8,410	100%	8,615	100%	9,082	100%	9,183	100%	9,448	100%	9,325	100%

（出典：一般社団法人日本専門医機構資料）

当県の３年目県内勤務（定着）医師数の推移　　（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	R元	R2	R3	R4	R5
臨床研修修了者数(前年度末)	61	70	63	65	60	77	76	62	74	71
3年目県内勤務(定着)医師数	38	63	54	46	50	43	49	50	52	47
定着率(%)	73.1	90.0	85.7	70.8	83.3	55.8	64.5	80.6	70.3	66.2
	78.7%					66.9%				

（出典：医療人材対策室資料）

看護職員・薬剤師数の推移　　（単位：人）

		H26	H28	H30	R2	R4
秋田県	看護職員	14,698	15,136	15,364	15,386	15,267
	薬剤師	1,961	2,009	2,056	2,066	2,055
全国	看護職員	1,509,340	1,559,562	1,612,951	1,659,035	1,664,378
	薬剤師	288,151	301,323	311,289	321,982	323,690

（出典：厚生労働省　衛生行政報告例、医師・歯科医師・薬剤師統計）

薬剤師偏在指標（令和５年６月厚生労働省公表）

		薬剤師全体	病院薬剤師	薬局薬剤師
秋田県	偏在指標	0.84	0.56	0.96
	順位	39位	46位	24位
全国偏在指標		1.00	0.80	1.08

（担当課室名　健康福祉部医務薬事課医療人材対策室）

Ⅺ　新たな時代を拓く教育・人づくり

XI-１　幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について

こども家庭庁
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

（１）　幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の配置基準の更なる見直しを早期に実現するとともに、継続的に処遇改善を図るなど、国の責任において人材確保等における実効性のある施策や財政措置を講じること。

（２）　人口減少地域における幼児教育・保育施設において、将来にわたり運営継続が可能となるよう、２０人未満の利用定員区分を新たに設定するなど、人口減少地域の実情に応じた公定価格の制度改正を行うとともに、地域の子育て支援の中核的役割や場を担えるよう多機能化を図るための施設整備への財政措置を講じること。

（３）　幼保小連携を積極的に進めるため、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解推進の役割を担う幼児教育アドバイザーの配置などに向けた財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　幼児期の教育・保育の質を向上させ、子どもの死傷事故や不適切な保育を防止するためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと気を配ることができる環境整備が重要です。

　また、公定価格における職員配置基準は、３歳児及び４・５歳児の基準は見直されたものの、依然として保育の実情に合わないものとなっており、低い賃金水準や多忙化の要因ともなっています。

　保育士等の処遇改善については、国では、累次にわたって取り組んでいるものの、他業種と比較して賃金水準が低いことなどにより離職者も多く、保育士等の不足が課題となっています。

（２）　幼児教育・保育施設は、子育て支援の拠点としての役割が期待されてい

るほか、その安定的な運営は、地域の子育て世代にいつでも子どもを預けられる安心感を与え、将来にわたり地域の魅力が維持されることにもつながります。

現在の公定価格は、利用定員区分が２０人以上として設定されているため、利用児童の減少等により、保育施設の安定的な運営の継続に不安が見られていることから、より小規模な定員区分（２０人未満）が設定可能となる制度改正が必要です。

また、子育て家庭への支援や多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の多機能化が求められていることから、施設整備についての制度面・財政面での支援が必要です。

（３）　当県では、幼児教育推進体制の充実強化に向け、県及び市町村に幼児教育アドバイザーを配置していますが、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解を進め、幼保小連携を加速させるためには、幼児教育アドバイザーの更なる配置が求められることから、財政支援の拡充が必要です。

また、就学前の子どもの数が少ない市町村においても幼保小連携を進めるためには、研修の開催や専門家の招聘などに対する財政支援が必要です。

（担当課室名　教育庁幼保推進課）

XI-２　公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

（１）　少人数教育によるきめ細かな指導が、全ての学級で、その実情に合わせて展開できるよう、中学校全学年における安定的な３５人以下学級の制度化を計画的に進めること。

（２）　小学校高学年における教科担任制の強化に向けて、専科教員による指導の充実を図るとともに、学校の働き方改革を一層推し進めるために、加配の運用条件の改善を図ること。

（３）　いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実を図るための加配を拡充すること。

（４）　不登校児童生徒が急増している現状を踏まえ、校内教育支援センター等通常の教室以外でも、児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するための支援スタッフ配置にかかる財政措置の拡充を図ること。

（５）　特別な支援を要する児童生徒が年々増加していることから、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級及び通級指導にかかる算定基準を見直すこと。

（６）　学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せて、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。

（７）　ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、働き方改革を実現し、新時代の学びを支える教育環境を充実させるために（１）から（６）までの内容に対応した教職員定数改善計画を早急に策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくために

は、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校１・２年生（平成１３年度）及び中学校１年生（平成１４年度）において３０人程度学級編制を導入しました。

その後、順次、対象学年を拡充し、平成２８年度の小学校６年生への拡充により、義務教育全学年で実施しています。

この取組の成果は、学習指導、生徒指導の両面において現れていますが、当県の財政状況が厳しさを増す中にあって、これまでの成果と課題、学校からの要望等を踏まえ、より効果的な運用方法を検討する必要があります。今後も継続的に、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、一層の成果を生み出していくためには、中学校における国の３５人以下学級の制度化推進が必要です。

（２）　専門性を生かした指導の充実と学校における働き方改革への支援として、指導方法工夫改善加配として小学校専科指導のための定数が措置されていますが、専科指導教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、一部の教科において国が示す配置要件を満たすことが困難な状況が続いています。

全ての学校が専門性を生かした指導体制の強化・充実と働き方改革を推進して教員の負担軽減を図るために、加配の運用条件の改善が必要です。

（３）　近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体での組織的・協働的な取組が不可欠となっています。また、少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模校化が進んでいる中、児童生徒が教育環境の変化に適切に対応できるよう、支援体制の充実が必要です。

こうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するとともに、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築する必要があることから、基礎定数以外の教員の加配が欠かせません。

（４）　当県においても不登校児童生徒数はここ数年増加の一途をたどっており、安心して学ぶことのできる「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の強化を図るため、校内教育支援センター等の設置を進める必要があると考えています。

一方、同センターの設置に当たっては、各学校において空き時間の教員が交代で指導に当たるなど、現在配置されている教員だけでは限界があることから、支援スタッフの配置にかかる財政支援の更なる拡充が必要です。

（５）　現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定基準では、特別支援学級は、１学級８人までとなっていますが、この基準では、通常の学級の児童生徒よりも、よりきめ細かな支援を要する特別支援学級の児童生徒に対して十分な対応ができない状況です。

十分な教育環境を整え、児童生徒及び保護者が安心して教育を受けられ

るようにするとともに、特別支援学級を担当する教員の負担を軽減するため、算定基準の改善が必要です。

また、通級指導にかかる定数の算定基準は１３人に１人となっていますが、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加し、それに伴い通級指導教室の需要が高まっており、市町村からの要望に十分に対応できていない状況です。通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対するきめ細かな指導を充実させるため、通級指導にかかる算定基準の改善も必要です。

（６）　当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、困難化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対応することが求められており、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正するため、複数配置の算定基準を引き下げる必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村から職員の配置を求められていることから、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進む中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げと併せて、外部人材を積極的に活用するためのコーディネート役等を担う専門スタッフの配置の拡充も必要です。

（７）　当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかしながら、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況においては、地方において、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。

また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、教員への志望を敬遠することにもつながりかねません。

加えて、人口減少が大きな課題となっている当県にとっては、働き方改革を実現し、教員を志望する若者を増加させることが喫緊の課題です。

教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早急に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

（担当課室名　教育庁義務教育課）

XI-３　生徒用１人１台端末の導入支援について

デジタル庁
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

ＧＩＧＡスクール構想に基づき整備した高等学校及び特別支援学校高等部の生徒用１人１台端末の更新に当たり、都道府県の調達経費だけでなく、端末の個人購入に対する助成費を対象経費に含むなど、多様な整備手法に対応する財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

新型コロナウイルス感染症への対応として整備した生徒用１人１台端末の更新について、小中学校等は国の財政措置により、基金を造成し、今後５年程度をかけて計画的に更新することとなりましたが、高等学校等については対象外となっています。

このため、当県では、現在使用中の端末のサポート期間が終了する令和９年度よりＢＹＯＤ*を導入し、各家庭に端末の購入費用を負担いただくことを検討していますが、低所得世帯に対しては、端末購入経費の一部助成による負担軽減策を講じる必要があるほか、ＢＹＯＤ端末の故障に備え、短期間貸与可能な端末を学校に整備するなど、多額の経費が見込まれます。

*ＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）
・・・生徒が所有する端末を学校の教育活動において利用すること

【参考資料】

端末導入状況　（令和２年度導入）

学校種別	導入台数	導入経費
高等学校	19,822台	9億5,066万3千円
県立中学校	590台	2,355万9千円
特別支援学校	1,028台	3,875万7千円
計	21,440台	10億1,297万9千円

（担当課室名　教育庁高校教育課、特別支援教育課）

Ⅺ-４　教員不足の対応について（新規）

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

（１）　教員志願者の増加を図るため、教員採用選考にかかる第一次選考の全国共同実施の実現に向けた取組を早急に進めるとともに、実施に当たっては、各地方公共団体の実情に配慮すること。

（２）　教職調整額の引き上げや教員業務支援員の更なる拡充等、教員の処遇改善や負担軽減に向けた体制整備を迅速に行うとともに、学校における働き方改革に資する教育ＤＸへの財政支援を一層推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　教員採用選考試験の早期化により新規学卒者が民間企業等へ流出することを抑止する効果が期待されますが、試験問題の作成スケジュールの前倒しには様々な課題があり、負担が重く対応が困難なことから、各地方公共団体で行っている独自の選考方法を尊重しつつ、全国共同実施に向け取組を加速させる必要があります。

（２）　受験者数の増加につなげるためには、教員採用選考試験の早期化の対応に加え、学校における働き方改革と教員の処遇改善を一層推進し、早い段階から教職の魅力を発信していく必要があります。
　また、学校における働き方改革を推進するためには、ＩＣＴを活用した校務の効率化が不可欠ですが、統合型校務支援システムの維持管理・更新や、教員が使用できる学習コンテンツの開発等にかかる費用が大きな負担となっています。

【参考資料】

志願者数の推移（実習助手、寄宿舎指導員、栄養教諭特別選考を除く）

年　　度	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
志願者数	１０３５	９７１	８４３	７３９	６４８
志願倍率	５．３	３．５	２．８	２．９	３．２

（担当課室名　教育庁高校教育課）

XI-５　部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備への支援について

文化庁
スポーツ庁

【提案・要望の内容】

（１）　「部活動の地域移行等に向けた実証事業」において、市町村の実情や実態に即し、対象項目や補助対象経費を拡充すること。
　また、改革推進期間後においても、体制整備等に対する継続的な支援が行われるよう検討すること。

（２）　部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財政措置を改革推進期間後も見据えて拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、今年度６市１町において部活動の地域移行等に向けた実証事業に取り組んでいるところです。
　しかしながら、１市町村当たりの事務費及び事業費の目安が低く設定されていることから、国が設定している予算の範囲内では、事務職員やコーディネーターの配置・活用、運営団体・実施主体の体制整備等に十分な予算を充てることができないほか、一つの部活動で複数の指導者が同時に指導に当たることが難しいなど、地域の実態に即した事業展開や課題の解消に向けた取組の展開が困難な状況にあります。
　また、当県では、実証事業を進める市町の取組の成果と課題について県内全ての市町村や関係団体と情報共有を図るとともに、各市町村が実情に応じた取組を円滑に進めて行くことができるよう支援していくこととしており、そのためには国による財政支援の更なる充実が必要です。
　少子化が進む中、学校単位での活動の継続が困難になりつつある部活動もあり、子どもたちがスポーツや文化芸術に触れる機会を十分に確保する

ためには、国が進める中学校における休日の部活動の段階的な地域移行をできるだけ早期に実現することが重要であると認識しています。

しかしながら、指導者や受け皿となる団体の確保には依然として大きな課題があることから、学校部活動への部活動指導員等の配置による地域連携を進めながら、地域や市町村の実情に応じた取組による持続可能で多様なスポーツや文化芸術環境の整備を行っていく必要があります。

（２）　当県の調査では、県内中学校教員の多忙化を感じる要因の第１位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部活動を担当することにより、専門的な指導ができないなどの不安を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、今年度、１２市４町１村２県立中学校に計１１８名（運動部１０４名、文化部１４名）の部活動指導員を配置していますが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、本事業の活用希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

部活動指導員の財源については、改革推進期間中は国の支援が見込まれるものの、教員の働き方改革をより推進するためには、本事業にかかる国の予算総額の増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、改革推進期間後も見据えた財政支援の更なる拡充が必要です。

（担当課室名　教育庁保健体育課、義務教育課）

Ⅺ-６　私立学校施設災害復旧事業における専修学校及び各種学校への支援について（新規）

文部科学省大臣官房

【提案・要望の内容】

私立専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）の安定的な運営と質の高い教育の維持を図るため、大規模災害の発生時に国が激甚災害に指定し実施する私立学校施設災害復旧事業において専修学校等を補助対象に追加すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　現在、国が実施している私立学校施設災害復旧事業の対象は、学校教育法第１条に規定する学校（以下「一条校」という。）であり、専修学校等は補助の対象外となっています。

（２）　専修学校等の災害復旧事業については、個別の災害事案に応じて国の補助制度が設けられる場合がありますが、被災時に補助の有無が不透明であることから、被災した専修学校等が積極的な原状復旧を差し控える可能性があります。

（３）　当県では、令和５年７月の大雨により、県内の一部の専修学校等が床上浸水の被害を受け、被災後５か月が経過した同年１２月に国において専修学校等に対する補助制度が設けられた一方、激甚災害の指定により、同年８月に国の既存補助制度の補助対象となった一条校と比較すると、４か月ものタイムラグが生じています。

（４）　当県の対応として、専修学校等の被害状況の把握に努めるとともに、被害を受けた学校に対する融資制度や学生に対する支援制度について情報提供を行ったところですが、専修学校等における迅速な復旧を促進し、質の高い教育を維持するためにも、私立学校施設災害復旧事業において専修学校等を補助対象に追加することが必要です。

（担当課室名　あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室）

Ⅻ　強靱な県土の実現と防災力強化

Ⅻ－１　社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、
道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

（１）　地方創生を支える社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、地域経済の下支えや、災害対応・除排雪作業等の担い手として地域社会を支える建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。

（２）　「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」について、資材価格が高騰する中でも、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
　加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、５か年加速化対策後も中長期的な視点で継続的に対策を講じる必要があることから、国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定し、現計画以上の規模で予算・財源を別枠で確保するなど、今後の国土強靱化に向けた対策の制度設計に際して十分に配慮すること。
　特に、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化は、令和６年能登半島地震における甚大な被害を教訓とし更に加速化させる必要があることから、補助制度の拡充等を含めた財政的支援を強化すること。

（３）　河川や下水道の整備や内水氾濫を踏まえた排水対策の強化など、流域全体のあらゆる関係者が協働で行う流域治水を着実に推進するため、必要な予算・財源を確保しつつ、財政支援の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　豊かで活力ある地方づくりと分散型国づくりを推進させていくためには、地方創生回廊の構築は必要不可欠であり、社会資本の計画的な整備が必要です。国の公共事業関係費は、当初予算比でピーク時の６割程度となっており、公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。

（２）　防災・減災対策の更なる推進が急務となっているため、５か年加速化対策後も頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策が必要です。

（３）　昨年７月の大雨では、中小河川の氾濫に加え、市街地における大規模な内水氾濫の発生により、７千棟を超える住家被害が生じたことから、流域全体で取り組む抜本的な治水対策が急務となっています。
　市町村による内水浸水想定区域図の作成においては、財源の確保が課題となっており、補助率の嵩上げが求められています。

秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備

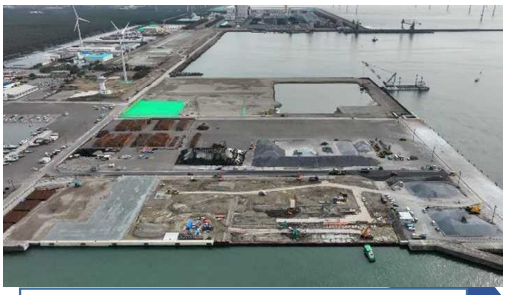

地域の拠点形成や洋上風力発電の推進に向けた港湾の機能強化

（能代港：大森地区
洋上風力取扱埠頭　R6.3撮影）

日本海沿岸東北自動車道の整備により県北部の企業進出・設備投資が増加

（日本海沿岸東北自動車道
二ツ井今泉道路 R6.3撮影）

環日本海交流拠点の整備

（秋田港 R元.8撮影）

県内産業や地域の救急医療を支える幹線道路の整備

（東北中央自動車道　横堀道路R5.10撮影）

洪水被害が発生した河川の改良復旧

（下内川：R6.3撮影）

令和４年8月豪雨により洪水被害発生

令和5年7月大雨災害

河川氾濫や内水氾濫による
道路冠水（秋田市広面）

田代峠トンネル坑口付近の法面崩落
（秋田市・由利本荘市境）

内川川の氾濫
（五城目町内川湯ノ又）

（担当課室名　建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課）

Ⅻ－２　災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

（１）　早期に修繕が必要な橋梁やトンネルなどの老朽化対策について、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。
　特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の損傷・劣化に対応するため、舗装修繕を、道路メンテナンス補助制度の対象とすること。
　また、近年の地球温暖化の影響により、低温に加え、冬期の気温上昇に伴う降雨や融雪による凍上現象が顕在化していることから、凍上被害に対して国の支援を行うこと。

（２）　交通事故の多発箇所に加え、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策を推進するため、歩道の設置等のハード対策に必要な予算の更なる拡充を図ること。

（３）　近年発生している短期間集中的な降雪による雪害に対応するため、防雪柵や融雪施設など雪寒施設の老朽化対策について、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の対象とするほか、堆雪場の整備に対する支援制度を創設すること。

（４）　冬期における安全・安心な道路交通確保のため、除排雪及び除雪機械の更新に必要な予算への更なる支援のほか、道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現するためには、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル等の道路施設への老朽化対策の加速化に加え、積雪寒冷地特有の凍結融解などによる舗装損傷箇所の修繕や対策が必要です。

（２）　令和３年６月に千葉県八街市で発生した交通死傷事故を受け、関係機関が実施した「通学路合同点検」を踏まえ、交通安全対策に当たっては、ソフト対策の強化に加え、歩道や防護柵の設置等の恒久的なハード対策が必要です。

（３）　暴風雪や大雪時に発生するリスクに対応するには、防雪柵、雪崩予防柵及び融雪施設など、雪寒施設の老朽化対策が重要です。
　また、大雪時には、交通の確保や住民の暮らしを守るため、頻繁な除排雪を行うことになり、排雪時に使用する堆雪場の確保が必要です。

（４）　近年は、短期間集中的な降雪や急激な資材単価の上昇などにより除雪費が増加し、財政を圧迫しています。また、少雪となった令和５年度は、適正な道路除雪体制を維持していくため、除雪機械の管理費など、一定の固定経費に対して、単独費による保証を実施しており、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築

1　予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行・舗装損傷への対応

▲大曲大橋　（国道105号 大仙市）

▲板戸越トンネル　（国道285号 大館市）

▲十和田地区（国道103号 鹿角市）

降雨・融雪に伴う舗装損傷（全面に渡る損傷）

▲上到米地区
（国道398号 羽後町）

▲八幡平地区
（国道341号 鹿角市）

2　通学路等の安全対策

▲八面地区
（川連増田平鹿線　湯沢市）

▲新町地区
（野崎十文字線　横手市）

3　雪寒施設の老朽化対策、堆雪場の整備

▲防雪柵の老朽化
（常盤峰浜線　能代市）

▲融雪施設の老朽化
（ 秋田昭和線　秋田市）

▲堆雪場整備の必要性
（ 横手市）

▲雪崩予防柵の老朽化
（比内森吉線　北秋田市）

4　少雪時の固定経費支援

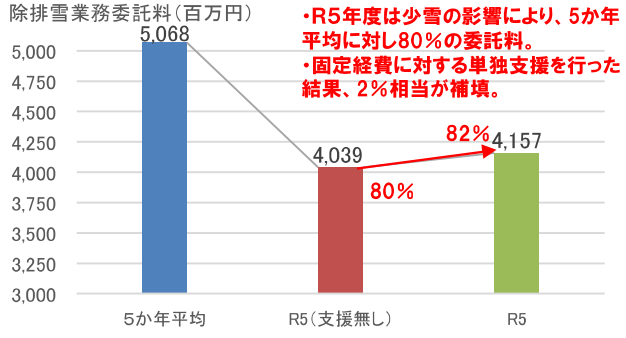

（担当課室名　建設部道路課）

Ⅻ－３　県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について
①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

（１）　「雄物川」、「米代川」、「子吉川」の直轄管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
　また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを加速化させること。

（２）　直轄ダム事業について、「成瀬ダム」及び「鳥海ダム」の整備促進を図るとともに、コストの縮減に努めること。

（３）　普通河川「古川」流域の治水対策について、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うとともに、災害時の活動拠点となる「秋田地区河川防災ステーション」の整備促進を図ること。

（４）　雄物川中流部における治水対策に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水対策について、早期に工事着手すること。

（５）　「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　激甚化・頻発化する水災害に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策を計画的に進めていく必要があります。

（２）　両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
　基本計画については、成瀬ダムが令和３年９月に、鳥海ダムが昨年８月にそれぞれ変更され、全体事業費が増額となっています。

（３）　秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。

（４）　雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が想定されることから、早急な治水対策が必要です。

（５）　秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容（国事業：河川・ダム・砂防関係）

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】
- 米代川水系：河道掘削（能代市：能代地区、北秋田市：北秋田地区）等
- 雄物川水系：河道掘削（秋田市：左手子地区、大仙市：大仙地区）、頭首工改築（湯沢市：下関地区）
  河川防災ステーション（秋田市：秋田地区）等
- 子吉川水系：河道掘削（由利本荘市：石脇地区） 等
- 八幡平山系：砂防堰堤整備（仙北市） 等
- 成瀬ダム（東成瀬村）・鳥海ダム（由利本荘市）：ダム建設

令和６年度　国による主要事業箇所図

①米代川（能代市）

②古川（秋田市）

秋田地区河川防災ステーション
整備イメージ

③鳥海ダム（由利本荘市）

④八幡平山系（仙北市）

⑤雄物川（湯沢市）

⑥成瀬ダム（東成瀬村）

（担当課室名　建設部河川砂防課）

Ⅻ－３　県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について
②河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

総務省自治財政局
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

（１）　令和５年７月の大雨等により甚大な被害が発生した河川における治水対策に十分な支援を行うこと。
①　河川激甚災害対策特別緊急事業「太平川」の予算の確保を図ること。
②　「三種川」、「新城川」、「内川川」等の河川改修にかかる補助率の嵩上げや更なる予算の拡大を図ること。

（２）　流域治水対策を強力に推進するため、内水氾濫も踏まえた雨水貯留機能の拡大や土地のリスク情報の充実など、流域全体のあらゆる関係者が協働で実施する取組に対し財政的・技術的な支援を行うこと。

（３）　時限措置となっている、「緊急浚渫推進事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間延長を図ること。

（４）　土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するため、ハード・ソフト対策に要する予算の拡大を図ること。

（５）　公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう見直しを行うとともに、災害復旧事業に関する調査・設計費等の国庫補助対象要件について、拡充を図ること。

（６）　長寿命化計画に基づく河川やダム、砂防施設等の老朽化対策に必要な予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川激甚災害対策特別緊急事業「太平川」をはじめ、多くの河川で短期間に集中的な改修を実施することとしており、より一層の財政支援が必要です。

（２）　昨年７月の大雨被害を受け、国・県・関係市町村が協働で流域治水対策に集中的に取り組むこととしており、これらの対策にかかる予算の確保や補助率の引き上げ、特定都市河川指定に関する助言などの支援が必要です。

（３）　小規模河川の氾濫対策に有効な土砂撤去や樹木伐採、護岸整備などの地方単独事業は、防災・減災対策として継続的に実施する必要がありますが、財源確保が課題となっています。

（４）　重要インフラを保全する北秋田市小渕地区の地すべり対策などハード対策にかかる予算の確保が必要であるほか、最新の高精度な地形情報に基づいた土砂災害警戒区域等の指定にかかる財源確保が課題になっています。

（５）　災害復旧事業では、過年の地方債充当率が現年より１０％低く、調査・設計費の多くが補助対象外であるため、財源確保が課題となっています。

河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト概要（県事業：河川・砂防関係）

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための<u>ハード対策</u>】
- 米代川水系：下内川河川改修、小渕地区地すべり対策　等
- 雄物川水系：太平川河川改修、新城川河川改修　等
- 子吉川水系：芋川河川改修　等
- 馬場目川水系：三種川河川改修、内川川河川改修　等

【被害の軽減、早期復旧復興のための<u>ソフト対策</u>】
- 水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
- 避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新
  危機管理型水位計設置済み数　188基
  簡易型河川監視カメラ設置済み数　58基

長寿命化計画に基づく老朽化対策

河川管理施設（樋門・樋管）の補修等
1，100基
ダム設備の更新等
14基
砂防関係施設（砂防えん堤ほか）の補修等
4，778施設
海岸保全施設（護岸ほか）の補修等
61，706m

令和６年度　秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置、流域治水協議会区域図

凡例
- 主要河川改修事業箇所
- 主要事業箇所に係る県管理河川
- 主要地すべり対策事業箇所
- 1級水系補助ダム（14基）
- 2級水系ダム（1基）

河川改修事業　①三種川（三種町）

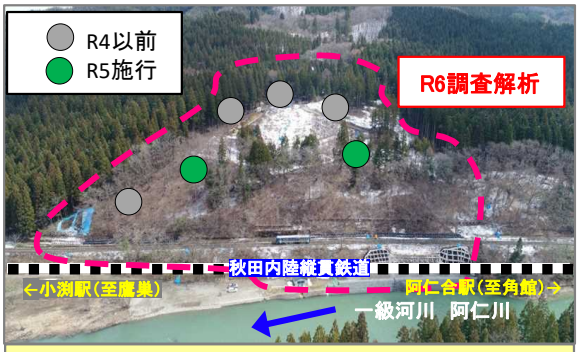

地すべり対策事業　②小渕地区（北秋田市）

河川改修事業　③太平川（秋田市）

（担当課室名　建設部河川砂防課）

Ⅻ-４　山地災害防止対策と森林病害虫等防除対策の推進について

林野庁

【提案・要望の内容】

（１）　荒廃した森林の復旧や山地災害の防止に必要な施設の計画的な整備、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく治山対策の着実な実施、老朽化が進んだ施設の補修等に必要な予算を十分に確保すること。

（２）　松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病害虫被害対策に必要な予算を十分に確保するとともに、奥地老齢ナラ林の若返りを促進するための支援策を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　近年、激甚な豪雨災害が続いており、被災した箇所の復旧対策を優先的に進めているため、計画的な施設整備が必要な山地災害危険地区の予防対策が十分に実施できていない状況となっています。

（２）　また、インフラ長寿命化計画に基づく施設管理計画において、補修が必要な治山ダムや機能低下した地すべり防止施設が４４０基あることから、更なる予算の拡充が必要です。

（３）　近年、夏季の高温少雨などの気象状況により、海岸等の保全松林を中心として、松くい虫被害が増加傾向にあることから、今後も対策の強化が必要です。

（４）　ナラ枯れ被害については、国の事業を活用した防除や県単独事業による老齢ナラ林の若返りを促進し、被害拡大防止に努めていますが、依然として広範囲で被害が発生していることから、森林資源保全対策の活用を促進するため、奥地ナラ林における伐採木の搬出経費等への支援が必要です。

【参考資料】

1　豪雨により発生した山地災害及び老朽化した施設の状況

山腹荒廃地（男鹿市）

老朽化（擁壁の基礎部流出）

2　令和５年度森林病害虫被害状況

（１）松くい虫被害　　（２）ナラ枯れ被害

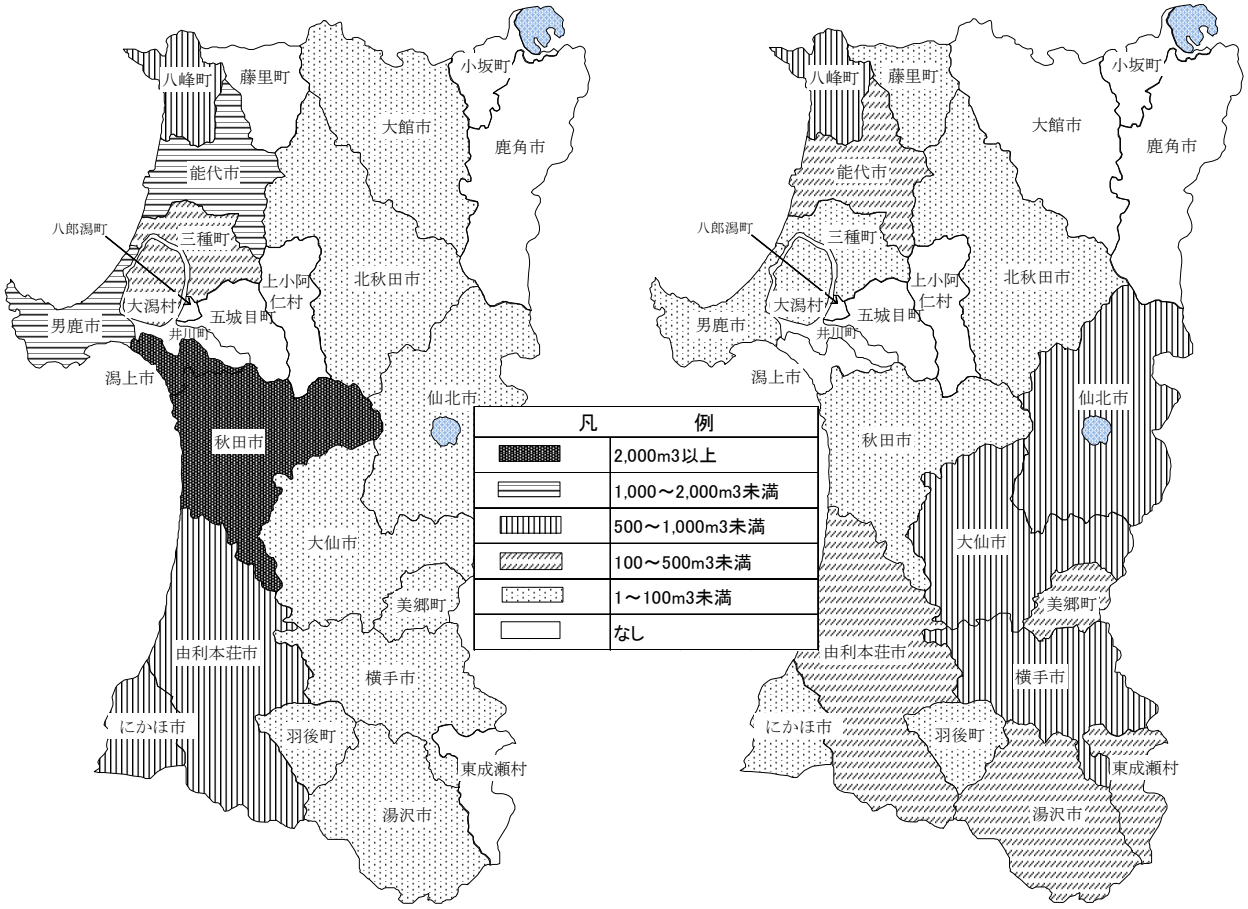

（担当課室名　農林水産部森林環境保全課）

Ⅻ－５　大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者支援の充実について（新規）

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
消防庁

【提案・要望の内容】

（１）　大規模地震発生時に、道路の寸断やライフラインの断絶によって起こり得る、集落の孤立化等に伴う課題に対応するための備えとして、ヘリポートなど応急対策のための設備や備蓄物資の分散配置に必要な施設の整備、女性や高齢者等に配慮した指定避難所の生活環境改善等に要する経費への財政支援の充実を図ること。

（２）　災害救助法に基づく救助を効果的に行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方公共団体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。

（３）　被災者生活再建支援制度について、居住地域にかかわらず被災者が支援を受けられるよう適用基準の見直しを図ること。
　また、大雪にかかる災害弔慰金の支給については、年により不公平が生じない仕組みとすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　能登半島地震では、半島特有の地理的条件により道路が寸断し孤立集落が発生したほか、大規模な断水や停電が住民生活に多大な影響を及ぼしました。
　当県は、能登半島と地理的・気象的条件が似ている男鹿半島のほか、数多くの中山間地域を有しているため、同様のことが起こり得るものと受け止めており、令和６年度において、学識経験者や輸送・福祉・ライフライン分野などの関係機関、行政等で構成する検討委員会を立ち上げ、男鹿半島地域等における大規模地震発生時の課題を洗い出し、対策の検

討を進めるとともに、その結果を県内の他の地域へも展開することにしています。

また、災害の発生時においては多くの被災者が避難すると予想されることから、女性や高齢者等を含む避難者に配慮した避難所を事前に整備しておくことが重要です。

こうした施設・設備の整備には、現在、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債が活用できるものの、市町村の財政事情が厳しい中で、必要な施設・設備を着実に整備していくためには、補助率の嵩上げや令和７年度が期限となっている緊急防災・減災事業債の時限措置にかかる期限延長など、財政支援の更なる充実が必要です。

（２）　令和５年７月の大雨災害による当県の災害救助法適用において、施工業者の不足に伴う住宅の応急修理の完了期間の延長や、修理の対象範囲の拡大等を求める声があることから、被災者の生活再建に寄り添った救助法の柔軟な運用を行う必要があります。

（３）　被災者生活再建支援制度において、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とする必要があります。

また、災害弔慰金は、「災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害」などを支給基準としていることから、仮に災害救助法を適用した都道府県が１つであった場合は、当該都道府県以外は支給の対象外となります。そのため、雪の事故で亡くなった方に対して、ある年は災害弔慰金が支給される一方で、ある年は支給されないといった不公平が生じています。

（担当課室名　総務部総合防災課）

XIII　安全・安心な生活環境の確保

XIII-1　空き家対策への支援について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中、空き家の増加への対応が喫緊の課題となっていることから、都道府県が取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

また、空き家の適切な管理や住宅を空き家にしないとの意識の醸成が重要であることから、空き家所有者等への普及啓発を一層推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては積雪による空き家の倒壊や落雪等による危害発生が懸念されるなど、大きな課題となっています。

（２）　当県では、市町村や関係団体と連携し、県内外の空き家所有者等を対象に、全県で空き家相談を実施することや空き家の適切な管理を促すための普及啓発事業に取り組むことにより、空き家の増加抑制や利活用促進に努めています。

（３）　加えて、県内市町村においては、職員不足などから、管理不全な空き家対策を推進する上での十分なスキルやノウハウを構築できておらず、有効な手立てを企画・立案・実施することに苦慮している実情を踏まえ、市町村職員を対象とした困難事案対応研修を開催し、管理不全な空き家対策を促進しています。

（４）　しかしながら、空き家相談や普及啓発、研修事業などのソフト事業に対する特別交付税措置は、市町村のみが対象となり、都道府県は対象外とされています。

（５）　また、空き家の適切な管理や発生抑制は全国的な課題であるとともに、空き家所有者等は所在都道府県以外に居住している場合もあることから、空き家を放置しておくことのリスクや、相続発生前から対処方針を決めておくことの重要性等の一元的な普及啓発が必要です。

【参考資料】

１　秋田県の空き家率

調査年	住宅総数（A）	空き家 一戸建て（B）	空き家率（B／A）	順位	
				全国	東日本
平成30年	445,700戸	34,700戸	7.8%	9位	1位
令和5年	440,600戸	40,500戸	9.2%	8位	1位

※推計値。空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。
（出典：総務省「住宅・土地統計調査」）
※令和5年のデータは速報値。

２　県が行う空き家対策の概要（令和６年度）

（１）無料相談会

行政と関係団体が協働で空き家に関する無料相談会を開催することにより、空き家の利活用や処分等の促進を図る。

（２）普及啓発の実施

新聞広告の掲出や住まいの終活セミナー開催等により、空き家の発生抑制、利活用や適切な管理、除却等の促進に関する普及啓発を実施する。

（３）市町村職員向けスキルアップ研修

苦情対応や代執行等困難事案の対応に主眼をおいた研修を実施する。

３　特別地方交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助事業分	・所有者などの調査等　・空き家等対策計画の策定 ・空き家の除却、改修	県・市町村	０．５
単独事業分	・体制整備（空き家データベース、相談窓口の設置等） ・空き家の利活用（空き家バンクの設置等） ・特定空き家の除却・改修	市町村	

（担当課室名　あきた未来創造部地域づくり推進課）

XIII-２　消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

【提案・要望の内容】

（１）　地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、長期的な視点から消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、「地方消費者行政強化交付金」について、継続的かつ安定的な制度とすること。

（２）　同交付金のうち「地方消費者行政推進事業」について、活用期間終了までの予算を十分確保するとともに、「地方消費者行政強化事業」について、国が進める消費生活相談のデジタル化に必要な整備費用等も対象とするなど、使途の拡充や補助率の嵩上げなど制度の改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、国の交付金を活用し、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を推進してきたところです。

しかしながら、近年、増加する特殊詐欺被害が幅広い年代に及び、深刻な情勢であるほか、高齢化の進行や成年年齢の引下げにより、更なる消費者被害の発生・拡大が懸念されることから、消費生活相談体制や各年代に応じた消費者教育を一層強化する必要があります。

（２）　特に市町村では、国の交付金を活用して消費生活相談員の配置・育成等相談体制の維持・充実を図っており、国からの継続的な支援が得られなければ、消費者行政の機能低下にもつながりかねない状況にあり、加えて、国が進める消費生活相談のデジタル化に伴い、新たな相談システムの導入等による費用負担も懸念されます。

このため、「地方消費者行政強化交付金」については、地域の実情に応じた取組を継続し、消費者の安全・安心が確保される体制を維持することができるよう、使途の拡充や補助率の嵩上げなどの十分な財政支援が必要です。

【参考資料】

１　秋田県の消費生活相談体制

○　消費生活相談件数（令和４年度）

６，４１０件（県：２，３５６件、市町村：４，０５４件）

○　消費生活相談員数（令和５年４月１日現在）

３２人（県：１０人、市町村：２２人）

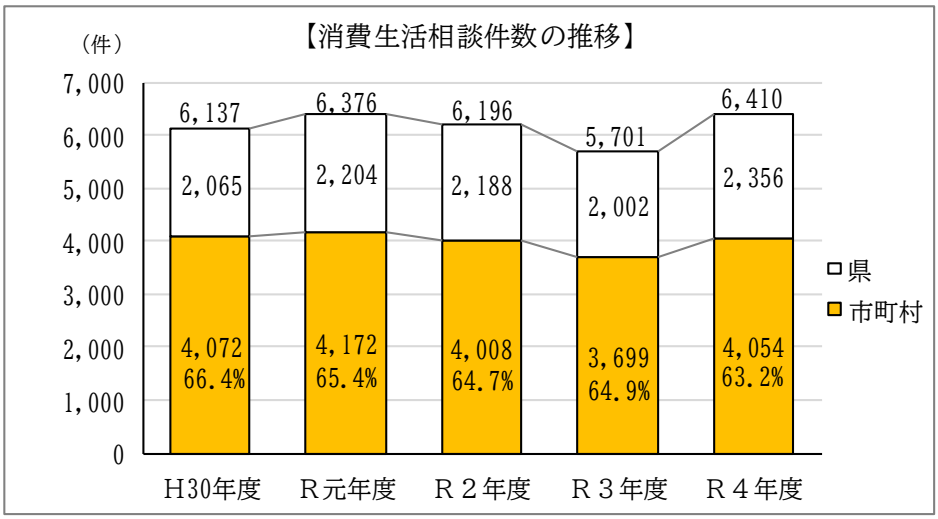

２　特殊詐欺の被害状況の推移

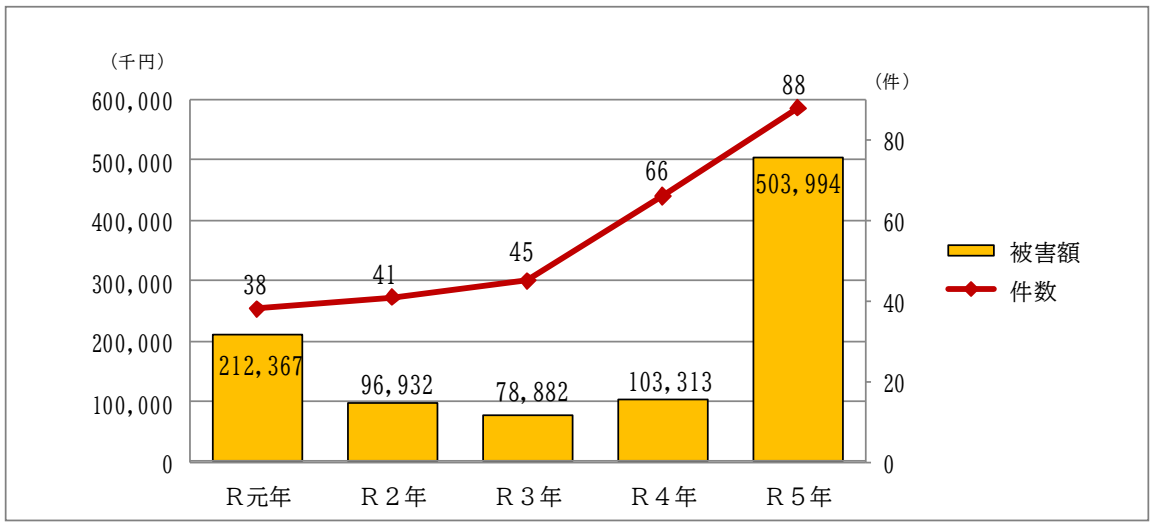

３　令和６年度の主な取組

①　生活センターの機能強化による消費生活相談体制の充実

オンライン相談の実施、法執行体制の強化、相談員の資質向上

②　各年代に応じた消費者教育の推進

啓発資料の作成・配布、テレビＣＭ、ウェブ広告、出前講座等の実施による特殊詐欺被害及び消費者トラブル防止の取組

③　秋田県消費者施策推進計画（仮称）の策定

④　エシカル消費の普及・啓発

⑤　交付金を活用した市町村事業（相談員の配置、研修参加等）への助成

（担当課室名　生活環境部県民生活課）

XIII-３　雪対策にかかる支援の充実について

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

（１）　過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の除排雪費用への助成、緊急的な空き家の除排雪に要する経費などについて財政措置を拡充すること。

（２）　「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」について、除排雪作業時の安全確保に継続的に取り組めるよう、予算を十分確保するとともに、「安全克雪事業」の対象要件の緩和など制度の改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、除排雪中の安全対策に関する普及啓発や地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等の対策を講じています。

また、多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし及び道路除雪により間口に寄せられた雪の処理などにかかる経費の助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあります。

さらに、積雪による空き家の倒壊、空き家からの落雪等による危害の発生を防止するため、緊急的な除排雪等の安全対策が求められています。

このため、県及び市町村の雪対策にかかる助成について、措置率の引き上げのほか、空き家や間口等の除排雪を対象経費に加えるなどの財政措置の拡充が必要です。

（２）　「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」においては、事業の実施に当たり内容の拡充や新規の取組が求められているほか、１回のみ、３年間の限定的な支援であることから、既に事業を実施している県や市町村にとって活

用しにくい制度となっています。

このため、既存事業も対象とするなど、豪雪地帯のニーズを的確に捉えた制度とする必要があります。

【参考資料】

１　雪による人的被害の発生状況　（単位：人）

	死亡	重傷	軽傷	合計
令和元年度	1（　1）	１４（１０）	8（　7）	２３（　１８）
令和２年度	１８（１６）	１３７（９２）	１０９（７３）	２６４（１８１）
令和３年度	9（　7）	１０６（７８）	１０２（７２）	２１７（１５７）
令和４年度	5（　5）	３９（２７）	４７（３２）	９１（　６４）
令和５年度	0（　0）	１２（　9）	9（　6）	２１（　１５）

※（　）は６５歳以上。

２　市町村による除排雪費用の助成実績

	雪下ろし		間口等の除排雪	
	市町村数	助成実績額（千円）	市町村数	助成実績額（千円）
令和元年度	１６	２，１６０	２３	７０，４９４
令和２年度	１６	７４，５２２	２３	１４０，０９０
令和３年度	１６	１００，８１５	２３	１７０，９４３
令和４年度	１６	３５，０３４	２３	１３０，４１０
令和５年度	１６	３，８９０	２３	９６，０６３

※令和５年度、助成制度に上限額や利用回数等の制限を設けた市町村数

雪下ろし　１５市町村、間口等の除排雪　１６市町村

３　特別交付税措置されている主な経費（高齢者等の雪下ろし支援に要する経費）

・事業者に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成

・安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出

・共助組織（自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

４　豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の活用状況

・令和４年度　１町　　交付額　７,０９４千円

・令和５年度　１町（継続）　交付額　３,０２５千円

（担当課室名　生活環境部県民生活課、あきた未来創造部地域づくり推進課）

XIII-４　水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について

総務省自治財政局
国土交通省水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても、水道事業の「安全」・「強靱」・「持続」が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

（１）　「水道施設整備費国庫補助金」及び「防災・安全交付金」について、引き続き十分な予算を確保すること。

（２）　水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する費用を補助対象に加えるほか、基幹水道構造物の耐震化事業に対する補助率を引き上げること。

（３）　水道事業の広域連携にかかる補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県の水道普及率は令和４年度末で約９２％、基幹管路の耐震適合率は令和４年度末で約２６％で依然として全国平均よりも低い水準にあります。
水道施設の本格的な更新時期を迎える当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。

（２）　耐震化を計画的に推進するためには耐震化計画の策定が必要ですが、財政基盤の弱い市町村にとって、耐震診断や被害想定の予測等に要する経費は大きな負担になることから、当県の水道における耐震化計画（管路）の策定は、２５市町村中、６市町村にとどまっています。
また、国は基幹管路の耐震適合率を令和１０年度までに６０％以上に引き上げる目標を掲げていますが、国庫補助率はおおむね１／４～１／３となっており、目標を達成するためには補助要件の緩和や補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。

（３）　令和４年度に策定した秋田県水道広域化推進プランでは、市町村を超える様々な広域化シミュレーションを実施しましたが、６９から２５市町村へ合併が進んだ当県において、地形の制約もあり、施設の共同化等については課題が多い一方、共同調達や共同研修等については一定の効果が期待できることが分かりました。

広域連携を更に推進するためには、「水道事業運営基盤強化推進等事業」について、補助対象に事業統合等を伴わない２事業体間の広域化を加えることや給水人口要件の撤廃といった採択基準の緩和や、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度の創設など、それぞれの地域に適した取組を進める必要があります。

【参考資料】

１　秋田県の水道事業における耐震化の状況（簡易水道を除く）

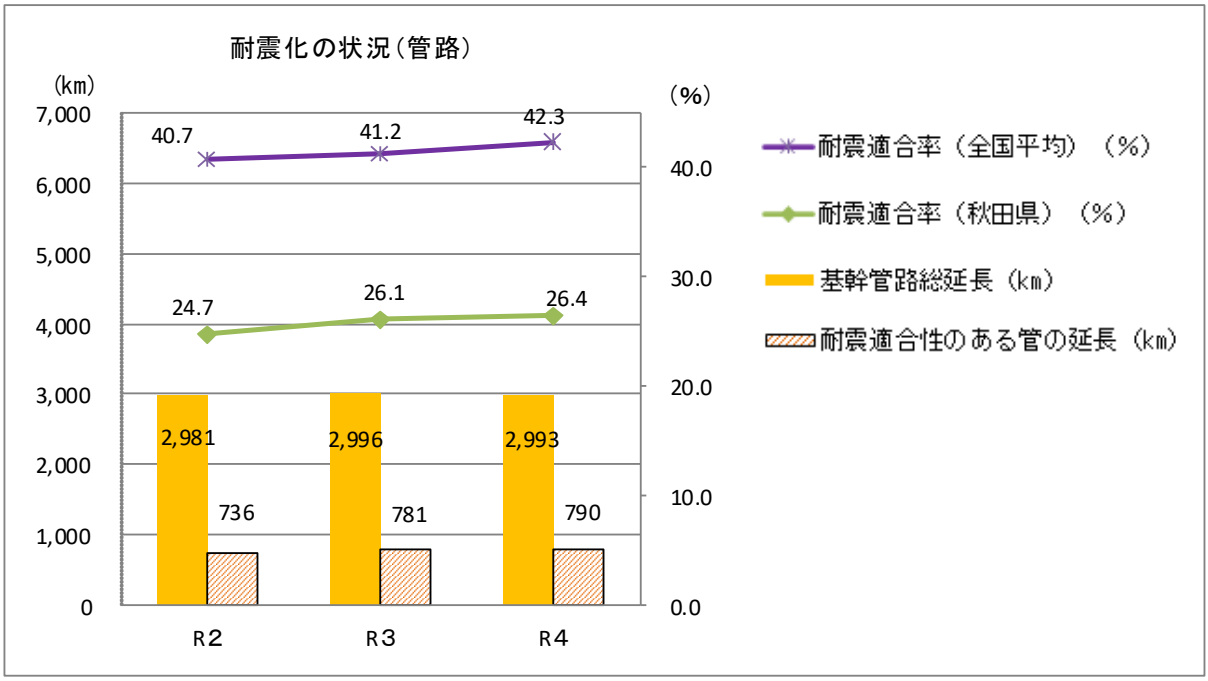

２　水道施設整備費（国予算）における年度別推移状況

（単位：億円）

予算額		R2+R1補正	R3+R2補正	R4+R3補正	R5+R4補正	R6+R5補正
当初	公共	188	168	169	170	419
	非公共	418	227	218	202	40
補正	公共	70	90	25	25	25
	非公共	144	300	365	345	346
合　計		820	785	777	742	830

注1）公共：水道施設整備費補助金、非公共：生活基盤施設耐震化等交付金（R6は公共）

注2）内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）、復興庁計上分の総額で、前年度補正予算額を含む

（担当課室名　生活環境部生活衛生課、企画振興部市町村課）

XIII－５　公衆衛生獣医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省健康・生活衛生局

【提案・要望の内容】

（１）　地方における公衆衛生獣医師の不足が顕著となっていることから、地域偏在の解消に向け、国が主体的に実効性のある取組を実施すること。

（２）　公衆衛生獣医師が不足している地域での勤務を促進するため、獣医学生への修学資金貸与の財政支援制度を創設すること。

（３）　と畜場法第１４条に規定されると畜検査員が行う検査の一部簡略化について、早急に検討を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県の公衆衛生獣医師は、本庁、保健所、食肉衛生検査所、動物愛護センターにおいて勤務していますが、獣医師の採用が非常に困難な状況が続いており、人員不足が常態化しています。

（２）　当県では、公衆衛生獣医師不足の解消に向け、県への就職を条件に、獣医学生に県独自の修学資金を貸与してきたほか、県が交通費等を負担して行うインターンシップ、獣医大学での説明会の実施、初任給調整手当の支給など、公衆衛生獣医師確保対策に取り組んで来ましたが、県単独の取組には限界があります。

（３）　令和３年地方分権改革に関する当県の提案への政府の回答を踏まえ、効率的なと畜検査の実施など地域の実情に応じた検査のあり方について、早急に検討を行う必要があります。

【参考資料】

当県の公衆衛生獣医師数の推移　（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R１	R2	R3	R4	R5
獣医師数	41	40	39	38	34	35	36	34	28	26	23
新規採用数	1	1	2	2	1	3	0	0	0	1	0

当県の公衆衛生獣医師の年齢構成　（単位：人）

年代	20代	30代	40代	50代
獣医師数（R5.4.1現在）	3	5	4	11

（担当課室名　生活環境部生活衛生課）

XIII-６　無線警ら車・小型警ら車の増強等について

警察庁長官官房、生活安全局

【提案・要望の内容】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車については、基本的に減耗更新となるが、その配分が滞っていることに加え、令和３年１２月に全ての車両を対象に更新基準年数が延長されて更新整備が滞っていることから、更新基準年数に基づき確実に減耗更新するとともに、更新基準年数を短縮すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車については基本的に減耗更新されるものですが、更新基準年数の延長や滞留により走行距離が増えるとともに、当該車両が全体的に老朽化しています。

警察用車両の購入については国庫で支弁することとなっており、不足する分については、県費で整備し必要台数を確保していますが、車両部品や素材の高騰、車両の先進安全装置の標準化等から車両単価は年々上昇し、１０年前と比較し１.５倍から２倍以上となっています。

今後もこれらの傾向は続くものと見込まれ、県費整備分の更新については県財政が厳しく計画的に進まず、国費車両の減耗更新対象車両を延長使用しているところです。

また、減耗更新予定の車両についても国からの配分が滞っていることなどから全体的に老朽化が進んでおり、特に無線警ら車、小型警ら車については、ほぼ毎日使用し、乗降回数が多いため座席シートの破れやサスペンションのへたり、エンジンの不調など年々修繕費を圧迫している現状にあります。

【参考資料】

○　老朽化した小型警ら車に対する県民からの苦情事例

「○○駐在所のパトカーが古く、見た目がみすぼらしすぎる。こんなパトカーで○○線を守れるのか。勤務員の士気にも関わるのではないか。コロナ情勢や警察が県の中で弱い立場で予算なども厳しいことも重々分かっているが、あまりにもひどいパトカーに見えるので、是非検討してもらいたい。」

（小型警ら車に対する実際の苦情です。）

○　小型警ら車及び無線警ら車年式別配備状況

※警察庁が示す警察車両更新基準年数

小型警ら車　１１年

無線警ら車　　７年

（１）　小型警ら車　１１３台　うち更新基準を超過　３０台（２６.５％）

（２）　無線警ら車　　５５台　うち更新基準を超過　１８台（３２.７％）

（担当課室名　警察本部警務部警務課）

XIV　ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

XIV-１　ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について（拡充）

農林水産省農村振興局
環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

（１）　今般、新たにクマ類が指定管理鳥獣に指定されたことから、個体数推定にかかる調査、出没抑制や被害防止、ゾーニング管理、地域で対策に当たる職員の育成、捕獲従事者の育成と確保などを推進するため、財政的・技術的な支援制度を創設するとともに、地域の実情に応じた対策を迅速かつ機動的に実施できるよう、計画策定前の実施事業も支援の対象とするなど、運用の弾力化を図ること。

（２）　クマ等による農作物や家畜への被害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を十分に確保すること。

（３）　人家周辺等でのクマの出没に対し、住民の生命・身体を守るため、銃器の使用も含めた迅速な現場対応が行えるよう法令等を見直すこと。
　加えて、建物内に侵入等したクマを現場の状況に応じ適切な方法で有害鳥獣捕獲できるよう、有害鳥獣捕獲における「麻酔銃猟」について法令等を見直すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　当県では、令和５年度に過去最多の３，７２３件ものクマの目撃情報があり、クマが人の生活圏へ大量に出没したことから、人身被害・農業被害が大幅に増加し、人身被害者数は過去最多の７０人、そのうち８７％が住宅地や農地などの人里で発生したほか、農業被害額は過去最大の約１億５千万円となっています。
　被害の増加に伴い、推定生息数（中間値４，４００頭）の半分以上である２，３２６頭を捕獲したことから、改めて個体数の把握を行う必要があります。

また、地域における出没抑制や被害防止、ゾーニング管理などの対策の主体となり、住民指導に当たる市町村職員等の育成・専門性の向上が課題となっているほか、今後の抜本的対策として、クマの生息域を奥山側に戻すため、集落周辺でのクマの追い上げや捕獲等の手法の確立、登録者数の減少や高齢化が進む狩猟者など有害鳥獣捕獲の従事者の確保対策が必要となっています。

環境省によるクマ類の指定管理鳥獣への追加指定に伴う新たな支援制度の創設に当たっては、クマの特性や先行して取り組んでいる種々の対策を踏まえた制度にするとともに、地域の実情に応じた迅速かつ機動的な対策の実施に向け、計画策定前の実施事業も支援の対象とするなどの弾力的な運用が必要です。

（２）　市町村では、交付金を活用して有害鳥獣捕獲などの対策を講じていますが、クマ等の出没や被害が急増している中、交付金が要望額を充足しておらず、市町村の負担が増加しています。

（３）　当県では、市街地やその周辺において人身事故が発生するなど、クマの生息域拡大に伴う人命への危険が差し迫った状況にありますが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第３８条第２項により、「住居集合地域等」においては、現場状況から安全な使用が可能と判断される場合であっても銃器が使用できず、事態の収束に時間がかかり、地域住民等が危険に晒される事態が現に発生しています。

また、クマが「住居集合地域等」に出没し、住宅付近での長時間の居座りや建物への侵入などの事案が生じていますが、同法第３８条第３項では、弾丸の到達するおそれのある人、飼養・保管動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって銃猟してはならないと定められており、「銃猟」には「麻酔銃猟」が含まれると解釈されています。

このため、建物に侵入したクマに対して、建物内あるいは建物外から麻酔銃を発砲することができず、捕獲手段が制約されています。

【参考資料】

1　クマの目撃件数及び人身事故被害者数

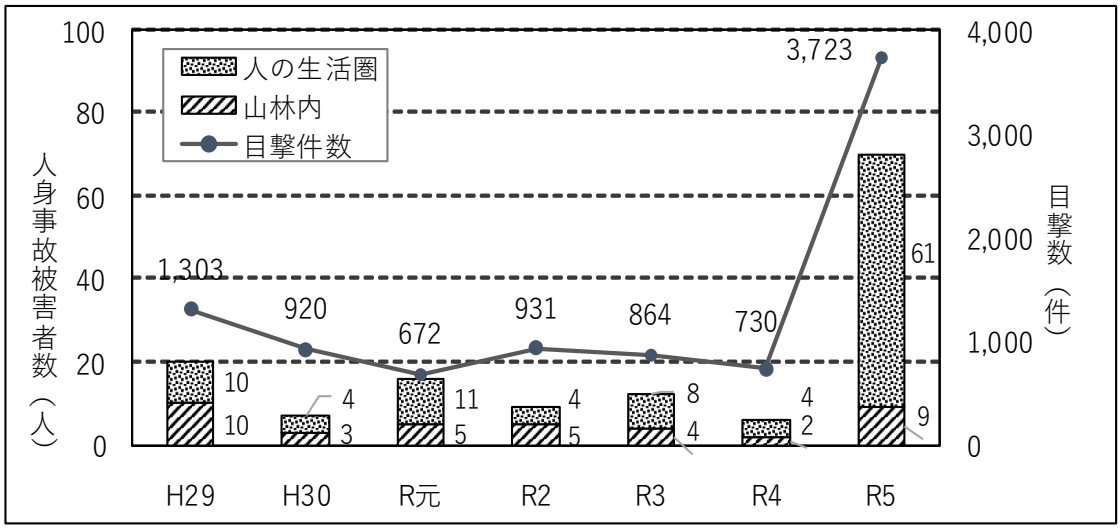

2　クマの捕獲頭数　（Ｒ５年度は３月３１日現在）

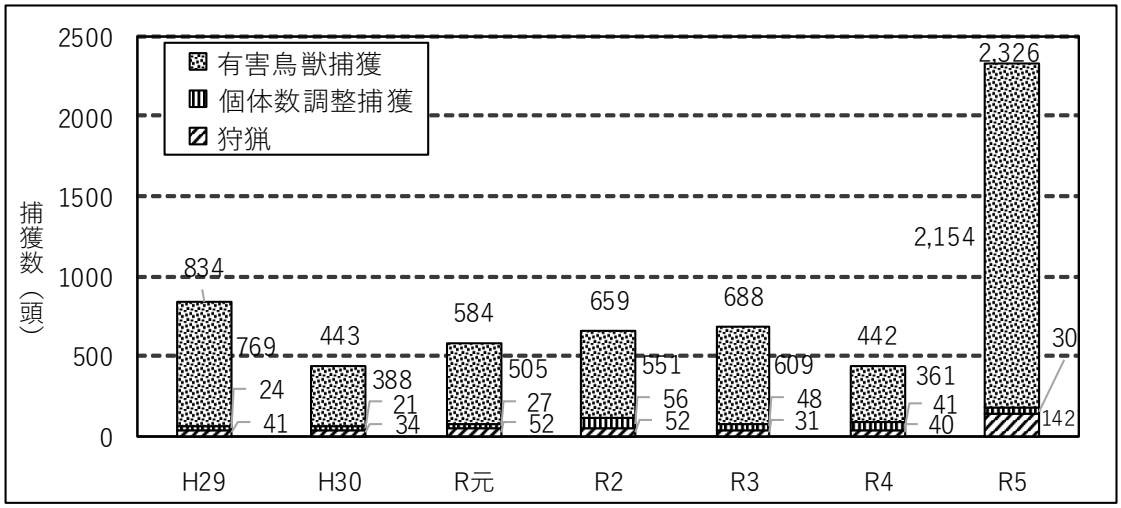

3　令和５年度 市街地等におけるクマの出没・人身事故例（主なもの）

事例の概要
○クマに襲われ負傷したケース ・田んぼの見回り中 ・集落内で犬の散歩中 ・自宅庭で草刈り作業の休憩中 ・自宅敷地内でクリ拾い中 ・都市住宅街にクマが出没し、５人が連続して襲われた。 ・市街地中心部にクマが出没し、４人が連続して襲われた。 ○捕獲に時間を要したケース ・市街地の倉庫に侵入したクマの捕獲まで３日間を要した。

（担当課室名　生活環境部自然保護課、農林水産部水田総合利用課）

XIV-２　八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援をより一層拡充することにより、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる十分な支援制度を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　八郎湖については、国営干拓事業が昭和５２年３月に完了してから徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として平成２０年３月以降「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、流域市町村や関係機関と連携しながら、生活排水や農地排水の浄化・抑制といった発生源対策、アオコ対策や湖内浄化対策等による水質保全対策を実施してきました。
しかしながら、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にはアオコが発生し、悪臭等で地域住民の生活に悪影響を与えていることから、今後とも水質保全対策を強力に推進していく必要があります。

（２）　八郎湖の水質保全対策においては、現在、第３期計画（令和元～６年度）に基づき推進していますが、令和６年度から２か年かけて第４期計画を策定するほか、湖沼の健全性を評価する手法等を新たに検討していくこととしており、こうした水質保全対策や次期計画の策定については、県単独事業で全て実施せざるを得ず、必要な予算の確保に苦慮しています。
同計画に掲げる水質保全対策の効果をできる限り早期に発現させるためには、計画策定に要する経費も含めた助成事業など、中長期にわたり安定的に活用できる充実した財源を確保することが喫緊の課題となっています。
なお、八郎潟中央干拓地は湖沼法に基づく流出水対策地区に指定されていることから、現在大潟村で実施されている国営かんがい排水事業八郎潟地区においても、水質保全対策を着実に行われることが望まれます。

【参考資料】

（１）八郎湖水質の経年変化（ＣＯＤ　７５％値）

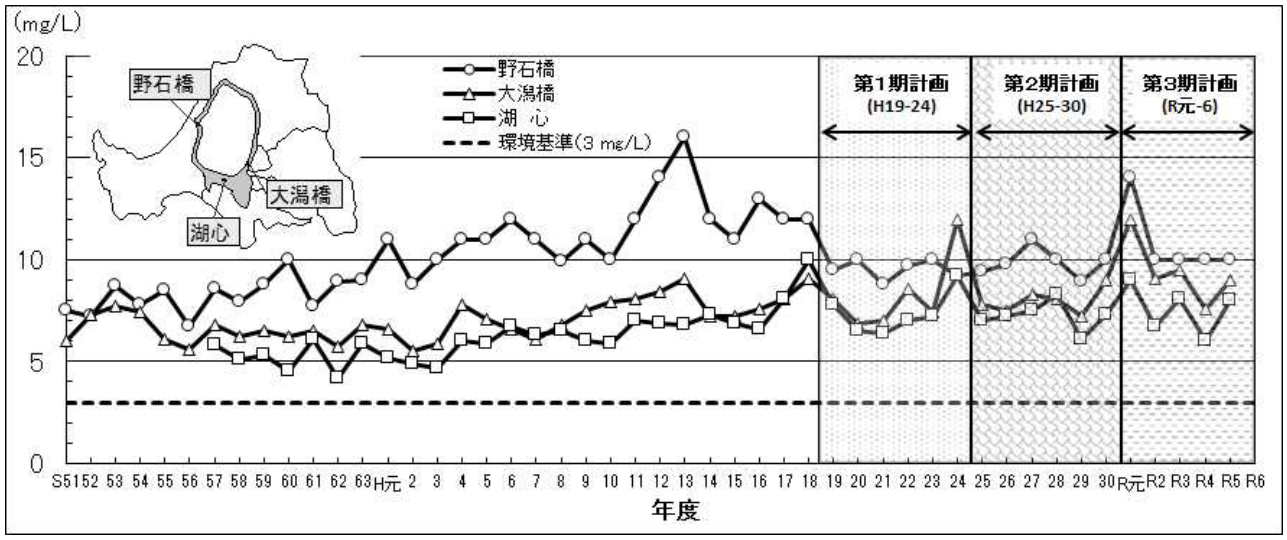

（２）令和６年度における主な対策等の位置図

凡例　□：継続対策　■：新規対策　◆：環境基準点

（担当課室名　生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室）

XIV－３　海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸及び海洋における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であることから、地方公共団体が着実に海岸漂着物等の回収処理や発生抑制にかかる取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

（１）　海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置等を講じることとされています。

地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物等の回収処理を続けてきましたが、依然としてプラスチックなどの海岸漂着物等が発生し、海岸及び海洋の良好な環境が損なわれる事例が生じています。

（２）　当県では、秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、地域環境保全対策費補助金を活用し、重点区域における海岸漂着物の回収処理をはじめ、漂流ごみへの対応や調査及び普及啓発を含めた発生抑制の取組を行ってきたところです。

事業の推進に当たっては多大な地方負担が生じることから、今後も海岸漂着物の回収処理等を着実に実施するため、補助率の見直しを行い、地方負担が生じない恒久的な財政支援制度に改めることが必要です。

【参考資料】

海岸漂着物の状況

漁業者ボランティアによる漂流ごみの回収

砂浜に漂着した木造船

海岸漂着物等の回収・処理

行政による海岸漂着物の回収

漁業者ボランティアによる漂流ごみの集積

行政による木造船の解体・回収

海岸漂着物発生抑制のための
ボランティアによる清掃の様子

秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

事業費の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
県予算（千円）		51,608	51,843	65,743	75,834	90,789	97,426	90,504	80,644
	国費	40,820	41,292	53,678	60,641	72,595	77,094	72,110	61,249
	県費	10,788	10,551	12,065	15,193	18,194	20,332	18,394	19,395
	国補助率	※1 7/10～8/10	※1 7/10～8/10	※1 7/10～8/10	※1 7/10～8/10	※1 7/10～8/10	※1 7/10～8/10	※1 7/10～8/10	※1 7/10～8/10
国予算（億円）※2		31.0	31.1	35.0	37.0	37.0	80.6	37.0	37.0

※1 海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあっては8.5/10～9/10。
　　漂流ごみ等の処理については、10,000千円を上限とした定額補助。
※2 地域環境保全対策事業費補助金

（担当課室名　生活環境部環境整備課）